資料３

基本計画対照表（後期基本計画検討原案・前期基本計画）

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
大綱１　市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち **１．コミュニティ活動の推進** **施策の現状** これまで地域におけるコミュニティ機能を担ってきた自治会・町内会などの組織は、地域で助け合うという習慣や生活文化が希薄化したことで、地域におけるコミュニティ活動の停滞や担い手不足等の問題が生じています。 一方で、地域コミュニティは、東日本大震災において NPO 活動やボランティア活動と連携して復旧・復興活動の役割を担うとともに、今後は高齢化のさらなる進展や、防災、防犯などの面で、地域コミュニティと行政との協働により、地域の課題を解決していくことが大切となるなど、その重要性が再認識されています。 本市では、久喜地区、菖蒲地区、栗橋地区、鷲宮地区の４地区にそれぞれコミュニティ推進協議会が組織されています。 また、平成２９年１月現在、久喜地区に６つ、鷲宮地区に５つの合計１１の小学校区を単位とした地区コミュニティ協議会が設立されており、それぞれの地域に密着した事業を展開しています。 **施策の課題** 高齢者福祉や子育て、防災・防犯・交通安全活動など、地域における行政サービスに対するニーズは多様化・高度化していますが、行政のみで、これらを総合的に提供することが難しい社会状況にあります。 このため、地域コミュニティと市の協働により、地域課題の解決に向け取り組んでいくことが一層、求められています。 また、地区コミュニティ協議会が未設立となっている小学校区における設立を引き続き促進することが必要です。	**大綱１　市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち** **１．コミュニティ活動の推進** **施策の現状** これまで地域におけるコミュニティ機能を担ってきた自治会・町内会などの組織は、地域で助け合うという習慣や生活文化が希薄化し、地域におけるコミュニティ活動の停滞や担い手不足等の問題が生じています。 一方で、地域コミュニティは、東日本大震災において NPO 活動やボランティア活動と連携して復旧・復興活動の役割を担うとともに、地域コミュニティ単位での避難が行われるなど、その重要性が再認識されています。 本市では、久喜地区、菖蒲地区、栗橋地区、鷲宮地区にコミュニティ推進協議会が組織されており、鷲宮地区では、小学校区を単位とした地区コミュニティ協議会が組織され、それぞれの地域に密着した事業が展開されています。久喜地区においても、東日本大震災などから地域の連携の重要性が再認識され、小学校区を単位とした地区コミュニティ協議会の設立に向けた取り組みが行われています。 **施策の課題** 高齢者福祉や子育て、防災・防犯・交通安全活動など、地域における行政サービスに対するニーズは多様化・高度化していますが、行政のみで、これらを総合的に提供することが難しい社会状況にあります。 地域コミュニティと市の協働により、地域の課題の解決に向け取り組んでいくことが必要となっており、地域資源の発掘、再生、創造に向けた取り組みは極めて重要です。今後、こうした地域コミュニティ等が、共通する目的や課題を共有し、相互に役割を分担しながら活動していくことができるよう、地域のコミュニティ組織を強化するとともに、その連携を図ることが求められています。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の目的 市民が積極的に地域のコミュニティに参加し、地域のコミュニティ活動を活性化することにより、行政と連携して地域の課題の解決に取り組むことのできる地域のコミュニティづくりを目指します。 **施策の内容** **（1）コミュニティ意識の高揚** 市民のコミュニティ活動への自主的参加を促進するため、各地域における取り組みなどの情報提供や、組織の担い手となる地域リーダーの育成支援に努めます。 主な取組み ○市民活動状況の情報提供 ○コミュニティ団体の研修活動の支援 **（2）コミュニティ活動の活性化支援** コミュニティ協議会や地域固有のコミュニティ活動に対する支援などの充実を図ることにより、地域のコミュニティ活動の活性化を図ります。 また、地域のコミュニティ組織の設立を引き続き支援するとともに、コミュニティ組織の連携を図ります。 主な取組み ○市民活動推進条例の普及 ○コミュニティ活動の支援 ○地区コミュニティ協議会の設立支援	**施策の目的** 市民が積極的に地域のコミュニティに参加し、地域のコミュニティ活動を活性化することにより、行政と連携して地域の課題の解決に取り組むことのできる地域のコミュニティづくりを目指します。 **施策の内容** **（1）コミュニティ意識の高揚** 市民のコミュニティ活動への自主的参加を促進するため、各地域における取り組みなどの情報提供や、組織の担い手となる地域リーダーの育成支援に努めます。 主な取組み ○市民活動状況の情報提供 ○コミュニティ団体の研修活動の支援 **（2）コミュニティ活動の活性化支援** コミュニティ協議会や地域固有のコミュニティ活動に対する支援などの充実を図ることにより、地域のコミュニティ活動の活性化を図ります。 また、地域のコミュニティ組織の設立を支援するとともに、コミュニティ組織の連携を図ります。 主な取組み ○市民活動推進条例の普及 ○コミュニティ活動の支援

新　（後期基本計画）

（3）コミュニティ施設の整備・充実

地域住民のふれあい・交流の場であり、コミュニティ活動の拠点であるコミュニティセンターの適切な維持管理を行うとともに、コミュニティ施設の整備・充実を図ることで、コミュニティ活動の支援と推進を図ります。

主な取組み
- ○コミュニティセンターの適切な維持管理
- ○コミュニティセンターの整備
- ○中規模集会施設の整備

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
コミュニティ施設の利用者数	人	154,474	140,000	
地区コミュニティ協議会の組織数	団体	11	23	

協働の指針

○地域社会の一員としてまちづくりに取り組み、お互い助け合い、地域の活動や行事に積極的に参加します。

旧　（前期基本計画）

（3）コミュニティ施設の整備・充実

地域住民のふれあい・交流の場であり、コミュニティ活動の拠点であるコミュニティセンターの適切な維持管理を行うとともに、コミュニティ施設の整備・充実を図ることで、コミュニティ活動の支援と推進を図ります。

主な取組み
- ○コミュニティセンターの適切な維持管理
- ○コミュニティセンターの整備
- ○中規模集会施設の整備

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成２３年度（現状値）	平成２９年度（中間目標値）	平成 34 年度（目標値）	備考
コミュニティ施設の利用者数	人	136,685	137,000	140,000	
地区コミュニティ協議会の組織数	団体	7	14	23	

協働の指針

○地域社会の一員としてまちづくりに取り組み、お互い助け合い、地域の活動や行事に積極的に参加します。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
２．協働のまちづくりの推進 **施策の現状** 近年の多様化・複雑化する市民ニーズに対応し、地域が必要とするサービスを多元的に提供していくためには、市民と行政との協働によるまちづくりが求められています。 本市では、平成 23 年に市政運営の基本原則とその仕組みを定めた久喜市自治基本条例を制定し、協働のまちづくりを進めています。 また、市民参加条例に基づき、毎年定める市民参加計画に基づき、市民参加実施計画を公表し、市民が計画的に市政に参加できるよう配慮するとともに、市民が自主的にコミュニティを通して公共的な課題の解決を目的とする活動を支援しています。 なお、市民との協働によるまちづくりを進めるために平成 29 年４月から、NPO 法人の設立認証等事務について、県から権限移譲を受けています。 **施策の課題** 近年、地方分権の推進、少子高齢化、住民意識の多様化などにより社会環境は大きく変化しています。このような中、住みよい地域社会を次世代に引き継ぐには、市民と市が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割と責任を果たして公共的な課題の解決に当たる協働のまちづくりを推進していくことが重要です。このため、地域コミュニティやＮＰＯなど多様な組織と行政が協働できる体制の確立を図ることが必要です。 **施策の目的** 地域コミュニティや市民の参加する様々な組織と行政が、それぞれの役割と責任により協力して、市民参画・協働のまちづくりを目指します。	**２．協働のまちづくりの推進** **施策の現状** 近年の多様化・複雑化する市民ニーズに対応し、地域が必要とするサービスを多元的に提供していくためには、市民と行政との協働によるまちづくりが求められています。 本市では、市政運営の基本原則とその仕組みを明らかにした久喜市自治基本条例を定め、市民と市が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割と責任を果たして公共的な課題の解決に当たる協働のまちづくりを推進しています。 また、市民参加条例に基づき、各種行政計画等の策定などにおいて市民参加を進め、また、附属機関等委員の市民公募の義務付けを図るなど、多様な市民参加の手法による協働・参画の仕組みづくりに努めています。 さらに、市民活動推進条例に基づき、市民がコミュニティを通して公共的な課題の解決を目的に行う自主的な活動を支援しています。 **施策の課題** 地方分権時代における地域での自主的なまちづくりを進めるため、これまでの本市の取り組みを積極的に推進し、発展させることにより、地域コミュニティや NPO など多様な組織と行政とが協働できる体制の確立を図ることが必要です。 **施策の目的** 地域コミュニティや市民の参加する様々な組織と行政が、それぞれの役割と責任により協働する、市民参画・協働のまちづくりを目指します。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の内容 **（1）参画の仕組みづくりから協働のまちづくりへの展開** 市民参加条例に基づき、対象施策についての市民参加を求めるとともに、市民との協働による多様なまちづくりを推進します。 主な取組み ○市民参加条例の普及 ○市民活動の情報提供 ○市民参加推進員制度の活用 **（2）市民団体、ボランティア等の育成・支援** 地域における公共的課題を解決していくため、市民活動に関する情報提供や市民活動団体への支援を行います。 主な取組み ○市民活動の情報提供（再掲） ○地域活動団体への支援 ○市民活動推進補助事業	**施策の内容** **（1）参画の仕組みづくりから協働のまちづくりへの展開** 市民参加条例に基づき、対象施策についての市民参加を求めるとともに、市民との協働による多様なまちづくりを推進します。 主な取組み ○市民参加条例の普及 ○市民活動の情報提供 ○市民参加推進員制度の活用 **（2）市民団体、ボランティア等の育成・支援** 地域における公共的課題を解決していく市民活動を支援するため、コミュニティ関連情報の提供や市民活動団体への支援を行います。 主な取組み ○市民活動の情報提供（再掲） ○地域活動団体への支援 ○市民活動推進補助事業

新　（後期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
附属機関公募委員の応募率	%	127.8	210.0	

協働の指針

○地域社会に関心を持ち、まちづくりや行政活動、市民意見提出制度（パブリックコメント）、市民説明会、ワークショップ等に進んで参画します。

旧　（前期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
附属機関公募委員の応募率	%	193.8	200.0	210.0	

協働の指針

○地域社会に関心を持ち、まちづくりや行政活動、市民意見提出制度（パブリックコメント）、市民説明会、ワークショップ等に進んで参画します。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
３．人権の尊重 **施策の現状** 基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていますが、今日でもさまざまな人権問題が存在しています。 国では平成 28 年６月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消のための法律）」が施行され、平成 28 年 12 月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が可決、施行されています。 本市では、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について、正しい理解と認識を深め、差別意識を解消するため、地域、家庭、学校、企業及び関係機関との連携を図りながら、人権教育・啓発の諸施策を積極的に推進するとともに、同和対策事業としての隣保館事業にも積極的に取り組んでいます。 このような状況の中で、講演会や各種研修会、交流事業の実施や支援を行うとともに、広報活動、人権のつどいなどの啓発活動や教育活動は大きな効果をもたらしています。また、隣保館事業の地域ふれあい交流事業等は人権意識の向上と地域住民の生きがいづくり等に貢献しています。 **施策の課題** 近年、急速な情報化社会の進展や社会構造の変化などに伴い、インターネットを悪用した人権侵害や社会的弱者への虐待など新たな社会問題への対応が課題となっており、依然として差別意識は存在しています。 このため、関係機関・団体等との連携強化のもと、新たな諸課題を含め、すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指し、人権問題全般の解決に向けた教育・啓発活動を行政や学校関係者だけでなく、企業や民間団体に対して積極的な参加を呼びかけながら、効果的・継続的に推進する必要があります。 また、隣保館については、地域福祉や地域交流の場として活用することにより人権啓発のさらなる推進を図るとともに、相談、援助事業を通して地域住民の生活を支援したり、近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための拠点施設としての役割も求められています。	**３．人権の尊重** **施策の現状** 基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていますが、今日でもさまざまな人権問題が存在しています。 本市では、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について、正しい理解と認識を深め、差別意識を解消するため、地域、家庭、学校、企業及び関係機関との連携を図りながら、人権教育・啓発の諸施策を積極的に推進するとともに、同和対策事業としての隣保館事業にも積極的に取り組んでいます。 このような状況の中で、講演会や各種研修会、交流事業の実施や支援を行うとともに、広報活動、人権のつどいなどの啓発活動や教育活動は大きな効果をもたらしています。また、隣保館事業の地域ふれあい交流事業等は人権意識の向上と地域住民の生きがいづくり等に貢献しています。 **施策の課題** 近年、急速な情報化社会の進展や社会構造の変化などに伴い、インターネットを悪用した人権侵害や社会的弱者への虐待など新たな社会問題への対応が課題となっており、依然として差別意識は存在しています。 このため、関係機関・団体等との連携強化のもと、新たな諸課題を含め、すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指し、人権問題全般の解決に向けた教育・啓発活動を効果的・継続的に推進する必要があります。 また、隣保館については、地域福祉や地域交流の場として活用することにより人権啓発のさらなる推進を図るとともに、相談、援助事業を通して地域住民の生活を支援したり、近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための拠点施設としての役割も求められています。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の目的 すべての人々の人権を尊重し、互いに認め合う市民の育成に向け、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。 しょうぶ会館において、円滑かつ効果的に隣保館事業を推進します。 **施策の内容** **（1）人権教育と啓発活動の充実・推進** 市政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った人権教育・啓発活動を総合的かつ効果的に推進するため、庁内組織の久喜市人権施策推進会議を中心とし、関係機関と密接な連携及び協力を確保しながら、推進活動体制の一層の充実に努めます。 また、地域、家庭、学校、企業及び関係機関と連携を図りながら、人権教育及び人権啓発を積極的に推進するとともに、イベント等を活用した人権啓発活動も積極的に推進します。 主な取組み ○久喜市人権施策推進指針、同和行政・教育の基本方針、人権施策実施計画の推進 ○人権啓発事業 ○研修会・講習会の充実 ○人権を尊重する教育の充実 ○地域、家庭、学校、企業、関係機関との連携強化 ○イベント等を活用した人権啓発の充実 **（2）きめ細やかな相談活動** 国や県及び人権擁護委員等と連携し、きめ細やかな相談活動ができる体制を整え、人権相談などの人権擁護活動の一層の充実に努めます。 主な取組み ○人権相談の充実 ○女性の悩み相談事業 ○各種融資、貸付制度などの情報提供	**施策の目的** すべての人々の人権を尊重し、互いに認め合う市民の育成に向け、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。 しょうぶ会館において、円滑かつ効果的に隣保館事業を推進します。 **施策の内容** **（1）人権教育と啓発活動の充実・推進** 市政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った人権教育・啓発活動を総合的かつ効果的に推進するため、庁内組織の久喜市人権施策推進会議を中心とし、関係機関と密接な連携及び協力を確保しながら、推進活動体制の一層の充実に努めます。 また、地域、家庭、学校、企業及び関係機関と連携を図りながら、人権教育及び人権啓発を積極的に推進します。 主な取組み ○久喜市人権施策推進指針、同和行政・教育の基本方針、人権施策実施計画の推進 ○人権啓発事業 ○研修会・講習会の充実 ○人権を尊重する教育の充実 ○地域、家庭、学校、企業、関係機関との連携強化 **（2）きめ細やかな相談活動** 国や県及び人権擁護委員等と連携し、きめ細やかな相談活動ができる体制を整え、人権相談などの人権擁護活動の一層の充実に努めます。 主な取組み ○人権相談の充実 ○女性の悩み相談事業 ○各種融資、貸付制度などの情報提供

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
（３）隣保館事業の推進 しょうぶ会館の隣保館事業として実施している、教室・講座、隣保館デイサービス事業や世代を超えた交流事業を積極的に推進します。 主な取組み ○各種教室、講座事業 ○隣保館デイサービス事業 ○交流事業 **（４）環境改善対策の推進** 道路整備など、対象地域の生活環境の改善を推進します。 主な取組み ○道路などの生活環境整備事業 **（５）都市宣言の推進** 人を思いやる心と争いのない平和で安心して暮らせるまちの実現を願い、互いの人権を尊重するとともに、恒久平和を願った都市を宣言し、すべての人間が尊重された真の平和の実現を目指します。 主な取組み ○都市宣言関連事業	**（３）隣保館事業の推進** しょうぶ会館の隣保館事業として実施している、教室・講座、隣保館デイサービス事業や世代を超えた交流事業を積極的に推進します。 主な取組み ○各種教室、講座事業 ○隣保館デイサービス事業 ○交流事業 **（４）環境改善対策の推進** 道路整備など、対象地域の生活環境の改善を推進します。 主な取組み ○道路などの生活環境整備事業 **（５）都市宣言の推進** 人を思いやる心と争いのない平和で安心して暮らせるまちの実現を願い、互いの人権を尊重するとともに、恒久平和を願った都市を宣言し、すべての人間が尊重された真の平和の実現を目指します。 主な取組み ○都市宣言関連事業

新　（後期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
人権に関する相談窓口の設置数	回	51	51 以上	

協働の指針

〇基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めます。
〇平等、公平、普遍性を持って行動を実践します。
〇事業者は、事業所内での人権学習、人権啓発を実践し、雇用や待遇における差別を撤廃します。

旧　（前期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
人権に関する相談窓口の設置数	回	51	51 以上	51 以上	

協働の指針

〇基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めます。
〇平等、公平、普遍性を持って行動を実践します。
〇事業者は、事業所内での人権学習、人権啓発を実践し、雇用や待遇における差別を撤廃します。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
４　男女共同参画社会の実現 **施策の現状** 少子高齢化の進行、国際化の進展、ライフスタイルや家族形態の多様化など社会環境の変化に伴い、男女共同参画社会の実現がますます求められています。 しかし、職場や家庭、地域活動の場においては、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として残っています。 こうしたことから、国では平成 27 年８月に、10 年間の時限立法として「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されています。 本市では　　男女共同参画社会の実現に向け、久喜市男女共同参画を推進する条例や　　久喜市男女共同参画行動計画に基づき、行政だけでなく、市民との協働による男女共同参画推進月間事業をはじめ様々な取り組みを進めています。 **施策の課題** 男女共同参画社会を実現するためには、人々の意識改革を進めていくことが課題です。また、審議会等への女性の登用を推進すること、男女共同参画に関する周知度を上げていくことが必要です。さらに、性別による役割分担意識の解消のため、男女の働き方を見直し、男性がより育児・介護・地域活動等に参画できるよう、働きかけを行うことも求められております。 **施策の目的** 男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮し、自分らしく輝いて暮らせる社会の実現に向け、久喜市男女共同参画行動計画に基づく意識づくりや環境づくりを進めます。	**４　男女共同参画社会の実現** **施策の現状** 近年の少子高齢化の進行、国際化の進展、ライフスタイルや家族形態の多様化など社会環境の変化に伴い、男女共同参画社会の実現がますます求められています。 しかし、職場や家庭、地域活動の場においては、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として残っています。 こうしたことから、 男女共同参画社会の実現に向け、久喜市男女共同参画を推進する条例の制定や久喜市男女共同参画行動計画に基づき、行政だけでなく、市民との協働による男女共同参画推進月間事業をはじめ様々な取り組みを進めています。 **施策の課題** 男女共同参画の推進により、男女が互いを認め合い、ともにいきいきと個性と能力を発揮し、自らの意思によりあらゆる分野に対等に参画でき、ともに責任を分かち合う社会の実現を目指します。今後は、少子高齢化が一層進む中で、経済社会の活性化という点からも女性が自らをエンパワーメントできるよう意識改革や審議会等への女性の登用を推進することが必要です。 さらに、男性の働き方の見直しや、男性が育児・介護・地域活動等に参画できるよう、性別による役割分担意識の解消に向け、男性に対する男女共同参画に関する働きかけも必要です。 また、時代を担う子どもたちが個性と能力を発揮し、将来を見通した自己形成ができるように男女共同参画を推進する諸施策を積極的に推進し、着実に進展させることが求められています。 **施策の目的** 人権尊重意識の啓発及び人権擁護活動を推進するとともに、性別による暴力の根絶に努め、男女の人権が尊重される社会の形成を図ります。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の内容 **（1）男女の人権を尊重したまちづくり** 人権尊重意識の啓発及び人権擁護活動を推進するとともに、性別による暴力の根絶に努め、男女の人権が尊重される社会の形成を図ります。 主な取組み ○人権尊重意識の啓発活動 ○女性の悩み相談事業（再掲） ○配偶者等からの暴力による被害者支援対策 **（2）男女共同参画の意識づくり** 広報・啓発活動等を通じ、性別や年齢を問わず、誰もが関わることとして、男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進を図ります。 主な取組み ○男女共同参画意識の啓発活動 **（3）男女共同参画を推進する環境づくり** 教育の場における男女平等教育の推進をはじめ、職場や家庭、地域などの社会のあらゆる分野において、相互の連携を図り、男女平等を推進する教育・学習の充実を図ります。 また、政策・方針決定の場における男女共同参画を推進するとともに、自らの意思により、職場や家庭、地域などのあらゆる分野に参画できる環境づくりを図り、さらには久喜市男女共同参画を推進する条例、久喜市男女共同参画行動計画に基づき、男女共同参画を推進するための推進体制の充実、強化を図ります。 主な取組み ○男女共同参画を推進する条例の普及 ○男女共同参画行動計画の推進 ○審議会等の女性登用率の向上 ○男女共同参画推進団体の活動支援	**施策の内容** **（1）男女の人権を尊重したまちづくり** 人権尊重意識の啓発及び人権擁護活動を推進するとともに、性別による暴力の根絶に努め、男女の人権が尊重される社会の形成を図ります。 主な取組み ○人権尊重意識の啓発活動 ○女性の悩み相談事業（再掲） ○配偶者等からの暴力による被害者支援対策 **（2）男女共同参画の意識づくり** 広報・啓発活動等を通じ、性別や年齢を問わず、誰もが関わることとして、男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進を図ります。 主な取組み ○男女共同参画意識の啓発活動 **（3）男女共同参画を推進する環境づくり** 教育の場における男女平等教育の推進をはじめ、職場や家庭、地域などの社会のあらゆる分野において、相互の連携を図り、男女平等を推進する教育・学習の充実を図ります。 また、政策・方針決定の場における男女共同参画を推進するとともに、自らの意思により、職場や家庭、地域などのあらゆる分野に参画できる環境づくりを図り、さらには久喜市男女共同参画を推進する条例、久喜市男女共同参画行動計画（第１次）に基づき、男女共同参画を推進するための推進体制の充実、強化を図ります。 主な取組み ○男女共同参画を推進する条例の普及 ○男女共同参画行動計画の推進 ○審議会等の女性登用率の向上 ○男女共同参画推進団体の活動支援

新　（後期基本計画）

（4）あらゆる世代の男女が安心して生活できる環境づくり

家庭生活とその他の社会生活活動の両立を支援するため、子育てや介護への支援と充実を図るとともに、高齢者等が安心していきいきと生活できる環境と男女の就労者が家庭と仕事の両立ができる環境づくりに努めます。

主な取組み
- ○家庭生活と社会生活活動の両立支援
- ○各種相談事業

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
男女共同参画の周知度	%	52.0（平成 23 年度）	80.0 以上	
市の審議会等における女性委員の登用率	%	32.1	40.0 以上	

協働の指針

- ○男女がともに社会の対等なパートナーとして互いの人権を尊重し、あらゆる分野において男女共同参画の推進に努めます。
- ○男女が対等に参画できる機会を確保し、職場の活動と家庭や地域などの活動を両立できる環境を整えるよう努めます。

旧　（前期基本計画）

（4）あらゆる世代の男女が安心して生活できる環境づくり

家庭生活とその他の社会生活活動の両立を支援するため、子育てや介護への支援と充実を図るとともに、高齢者等が安心していきいきと生活できる環境と男女の就労者が家庭と仕事の両立ができる環境づくりに努めます。

主な取組み
- ○家庭生活と社会生活活動の両立支援
- ○各種相談事業

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
男女共同参画の周知度	%	52.0	80.0 以上	80.0 以上	平成 22 年度男女共同参画に関する市民意識調査
市の審議会等における女性委員の登用率	%	32.6	40.0 以上	40.0 以上	

協働の指針

- ○男女がともに社会の対等なパートナーとして互いの人権を尊重し、あらゆる分野において男女共同参画の推進に努めます。
- ○男女が対等に参画できる機会を確保し、職場の活動と家庭や地域などの活動を両立できる環境を整えるよう努めます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
５　交流活動の推進 **施策の現状** 近年、外国旅行が身近となり、また日本を訪れる外国人が多くなったことで、交流の機会は増加しています。このため、市民がより広い視野で外国や他の地域を見ることが出来るよう、交流活動を積極的に行うことが求められています。 本市では、平成 25 年８月に青森県野辺地町と「友好都市協定」を締結し、平成 27 年８月にアメリカ合衆国オレゴン州ローズバーク市と「姉妹都市協定」を締結するなど、地域間交流を積極的に推進しています。 また、平成 29 年１月における本市の外国籍市民は２千人を超えています。これらの外国籍市民に日本語学習の支援及び日常生活に必要な情報を提供するため、日本語教室を開催するとともに、生活情報に関する情報提供を行っています。 **施策の課題** 国際社会に対応できる地域づくりを進めるためには、他国の文化を知り理解するとともに、外国籍市民にも日本を理解してもらうことが大切です。このため、市民の様々な国際交流活動の促進や、外国語による生活情報等の提供に努めるとともに、地域住民と協働して地域づくりに参加できるような仕組みづくりも求められています。 また、団体や個人が国内外交流活動を進めていくための支援も必要です。 **施策の目的** 外国籍市民に対して必要な支援を行うとともに、市民が国際的な視野を持ち、多様な価値観を理解して、外国人との相互理解を目指します。 また、ビジネス、観光、文化、スポーツなど様々な分野における地域間交流を促進します。	**５　交流活動の推進** **施策の現状** 近年、外国旅行や外国人との交流が身近となりましたが、実際に海外との交流を行っているのは、興味のある人や団体に限られており、まだまだ交流の裾野が広がっていないのが現状です。また、意欲があっても経済的な事情などから海外留学を志向する学生が全国的に減少し、最も多感な青少年時代に海外に接する機会が少なくなっています。 また、本市の平成 22 年度末における外国人登録者数は２千人を超えており、外国籍市民も地域社会の構成員として、地域住民とともに協働して地域づくりに参加できるような仕組みづくりも求められています。外国籍市民に対しては、日本語学習の支援及び日常生活に必要な情報を提供するため、日本語教室を開催するとともに、外国人向けの生活情報に関する情報提供を行っています。 **施策の課題** 国際社会に対応できる地域づくりを進めるためには、他国の文化を知り理解するとともに、外国籍市民にも日本を理解してもらうことが大切です。このため、市民の様々な国際交流活動を促進するとともに、外国語による生活情報等の提供に努める必要があります。 また、団体や個人が国内外交流活動を進めていくための支援も必要です。 **施策の目的** 外国籍市民に対して必要な支援を行うとともに、市民が国際的な視野を持ち、多様な価値観を理解して、外国人との相互理解を目指します。 また、ビジネス、観光、文化、スポーツなど様々な分野における地域間交流を促進します。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の内容 **（1）国際交流の促進** 国際感覚を有する人材の育成を図るとともに、地域に根ざした国際交流を推進するため、姉妹都市との交流を促進します。 また、市民との多様な交流機会の提供に努めるとともに、外国籍市民との交流を推進します。 主な取組み ○中学生派遣・受け入れ事業 ○成人国際親善交流の促進 ○国際交流団体等への支援 **（2）地域間交流の促進** ビジネス、観光、文化、スポーツなど様々な分野での交流拡大のため、友好都市との交流を促進するとともに、市民の交流を促進します。 主な取組み ○地域間交流の情報提供 ○国内交流事業 **（3）交流体制の確立** 姉妹都市や友好都市と、共通する課題の解決や地域の相互発展のため、お互いに連携を図り、協力するよう努めます。 主な取組み ○交流活動の促進 **（4）外国人の住みやすい環境整備** 外国人が快適な生活を送れるよう、外国語による生活情報の提供や日本語教室の充実等に努めます。 主な取組み ○外国語による情報提供の充実 ○日本語教室の充実	**施策の内容** **（1）国際交流の促進** 国際感覚を有する人材の育成を図るとともに、地域に根ざした国際交流を推進するため、親善都市との交流を促進します。 また、市民との多様な交流機会の提供に努めるとともに、外国籍市民との交流を推進します。 主な取組み ○中学生派遣・受入事業 ○成人国際親善交流の促進 ○国際交流団体等への支援 **（2）地域間交流の促進** ビジネス、観光、文化、スポーツなど様々な分野での交流拡大のため、親善都市との交流を促進するとともに、市民の交流を促進します。 主な取組み ○地域間交流の情報提供 ○国内交流事業 **（3）交流体制の確立** 親善都市との交流事業を継続するなかで、姉妹・友好都市協定の締結について検討します。 なお、共通する課題の解決や地域の相互発展のため、お互いに連携を図り、協力するよう努めます。 主な取組み ○姉妹・友好都市協定締結の検討 ○交流活動の促進 **（4）外国人の住みやすい環境整備** 外国人が快適な生活を送れるよう、外国語による生活情報の提供や日本語教室の充実等に努めます。 主な取組み ○外国語による情報提供の充実 ○日本語教室の充実

新　（後期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
日本語教室参加者数	人	82	120	
外国語（併記）刊行物の発行種類数	種類	0	1 以上	

協働の指針

○国際交流・地域間交流活動などに積極的に参加し、異なる文化や歴史・生活習慣を学び理解するように努めます。

旧　（前期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
日本語教室参加者数	人	42	100	120	
外国語（併記）刊行物の発行種類数	種類	-	1 以上	1 以上	

協働の指針

○国際交流・地域間交流活動などに積極的に参加し、異なる文化や歴史・生活習慣を学び理解するように努めます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
６　情報公開の推進 **施策の現状** 情報の公開は、地域の活性化や戦略的なまちづくり、市民参加のまちづくりには欠かせないものとなっています。そのため、行政の持つさまざまな情報を市民と共有することで、行政活動に対する理解が深まるだけでなく、市民との協働もよりスムーズに実施出来るようになります。 また、情報公開請求に対する迅速な公開などによる開かれた市役所づくりに努めています。 **施策の課題** 情報公開は、地域の活性化や戦略的なまちづくり、市民参加のまちづくりには欠かせないものとなっています。個人情報保護に配慮しながら、また、インターネットの普及に伴う社会の変化にあわせて ICT を活用しながら、多様な情報を積極的に市民に提供していく必要があります。 **施策の目的** 情報化社会の激しい変化に対応し、まちづくり活動に役立てるとともに、市民の暮らしの向上のために、情報の積極的な提供と個人情報保護に努め、開かれた市役所づくりを目指します。	**６　情報公開の推進** **施策の現状** 政府機関や行政の持つさまざまな情報を提供し、市民と共有することで行政活動に対する理解が深まり、市民生活も豊かなものになってきます。 本市では、行政の情報は、広報紙を通じて広く市民に提供するとともに、ホームページや電子メール等において迅速に提供しています。 また、市長への提言事業や市民懇談会等の開催を通じて広聴活動に取り組むとともに、情報公開請求に対する迅速な公開などによる開かれた市役所づくりに努めています。 **施策の課題** 情報公開は、地域の活性化や戦略的なまちづくり、市民参加のまちづくりには欠かせないものとなっています。個人情報保護に配慮しながら、また、インターネットの普及に伴う社会の変化にあわせて ICT を活用しながら、多様な情報を積極的に市民に提供していく必要があります。 **施策の目的** 情報化社会の激しい変化に対応し、まちづくり活動に役立てるとともに、市民の暮らしの向上のために、情報の積極的な提供と個人情報保護に努め、開かれた市役所づくりを目指します。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の内容 （施策７　戦略的かつ効果的な広報・広聴活動の推進へ移動） **（１）情報の活用と個人情報の保護** 市民のまちづくり活動のために必要な情報の積極的な提供は、同時に、市が保有する個人情報の保護等とのバランスを常に考え、情報公開条例に基づいた情報提供の推進に努めます。 主な取組み ○情報公開制度の適正な運用 ○個人情報保護制度の適正な運用 **（２）公文書の適正管理** 公文書館では、行政資料コーナーの充実や歴史公文書を閲覧に供する機能等を通じて、さまざまな市民のまちづくり活動のために必要な情報の積極的な提供を図るとともに、複雑な市政情報の窓口としても機能するように努めます。 また、公文書の適正管理に努めます。 主な取組み ○ファイリング・システムの適正な維持管理 ○公文書館活動の充実 ○市政情報提供の推進	**施策の内容** **（１）広報・広聴活動の充実** 広報紙等の刊行物やホームページを通じて、市民の暮らしとまちづくり活動のために必要な情報の積極的な提供に努めるとともに、インターネットの普及に伴う社会の変化に対応した情報提供サービスを模索します。 また、広く市民の声を聴き市政に意見を反映するため、市民懇談会や市長への提言制度などの広聴活動に努めます。 主な取組み ○報道対応の充実 ○広報刊行物等の充実 ○ホームページの充実 ○広報活動の充実 ○市長への提言・市民懇談会等の充実 **（２）情報の活用と個人情報の保護** 市民のまちづくり活動のために必要な情報の積極的な提供は、同時に、市が保有する個人情報の保護等とのバランスを常に考え、情報公開条例に基づいた情報提供の推進に努めます。 主な取組み ○情報公開制度の適正な運用 ○個人情報保護制度の適正な運用 **（３）公文書の適正管理** 公文書館では、行政資料コーナーの充実や歴史公文書を閲覧に供する機能等を通じて、さまざまな市民のまちづくり活動のために必要な情報の積極的な提供を図るとともに、複雑な市政情報の窓口としても機能するように努めます。 また、公文書の適正管理に努めます。 主な取組み ○ファイリング・システムの適正な維持管理 ○公文書館活動の充実 ○市政情報提供の推進

新　（後期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
歴史公文書の所蔵件数	件	16,745	16, 300	

協働の指針

○市政に深い関心を持ち、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿公文書館を利用することなどにより市政に関する情報を積極的に取り入れ活用します。

旧　（前期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
ホームページアクセス件数	件	4, 732, 231	4, 732, 231 以下	平成 29 年度実績値以上	平成 23 年度（現状値）は、東日本大震災関連の影響を含む
歴史公文書の所蔵件数	件	10, 911	13, 400	16, 300	

協働の指針

○市政に深い関心を持ち、広報紙、ホームページ及び公文書館を利用することなどにより市政に関する情報を積極的に取り入れ活用します。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
７　戦略的かつ効果的な広報・広聴活動の推進 **施策の現状** 本市が引き続き活力を維持し、人口減少社会の中で発展していくためには、多くの人から「選ばれる」地域になることが重要です。特に、本市の魅力や特徴などを適切に情報発信していかなければ、自治体間の競争で生き残れなくなってしまいます。 戦略的かつ効果的な広報活動を実施するため、広報紙、ホームページ、電子メール、SNS、公式動画チャンネル及びオープンデータ等を活用しての行政の情報を市民に提供するだけでなく、市外に向けて本市の魅力を発信していく必要があります。 そのため、本市では平成２５年には「久喜市シティプロモーション推進指針」を策定、平成２６年にはシティプロモーション課を新設し、同年８月には「久喜市 LOVE くきネットワーク」を設置しています。さらに、平成２７年度に作成した「久喜市 PR ビデオワンカット撮影編」は日本広報協会主催の全国広報コンクールで入選するなどの活動を行っています。 また、市長への提言事業や市民懇談会等の開催を通じて広聴活動に取り組んでいます。行政の情報は、広報紙を通じて広く市民に提供するとともに、ホームページや電子メール等において迅速に提供しています。 **施策の課題** 情報提供の迅速性やコスト面で見た場合、現状ではホームページを活用した情報提供が最も優位性がありますが、高齢者を中心にインターネットを活用した情報収集が困難な人も多いため、広報紙等、他の媒体での情報提供も引き続き効率よく行う必要があります。 また、インターネットの普及に伴う社会の変化にあわせて、ICT を活用しながら、多様な情報を積極的に市民に提供していく必要があります。 さらに、多様な情報を市民に向けて積極的に提供していくとともに、本市の知名度を上げていくため、市の魅力や特徴を周知していくことが必要です。 **施策の目的** 本市をより知っていただくことで、訪問先や将来の移住先に選んでいただくことができるよう、戦略的な広報・広聴活動を推進します。	

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）

施策の内容

（1）広報・広聴活動の充実

広報紙等の刊行物やホームページを通じて、市民の暮らしとまちづくり活動のために必要な情報の積極的な提供に努めるとともに、公式SNS、公式動画チャンネル、オープンデータ等など、社会の変化に対応した情報提供サービスを活用します。

また、広く市民の声を聞き市政に意見を反映するため、市長への提言事業や市民懇談会など広聴活動に努めます。

主な取組み
- ○報道対応の充実
- ○広報刊行物等の充実
- ○ホームページの充実
- ○広報活動の充実
- ○市長への提言・市民懇談会等の充実

（2）シティプロモーションの推進

市の魅力を戦略的に広く発信することにより、市のイメージを向上させ、住んでみたい、訪れてみたいと思われるまちづくりを推進します。

主な取組み
- ○戦略的な情報発信の推進

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
ホームページアクセス件数	件	5,257,542	平成 29 年度実績値以上	

協働の指針

○市政に深い関心を持ち、広報紙、ホームページを利用することなどにより市政に関する情報を積極的に取り入れ活用します。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
大綱２　自然とふれあえる、環境に優しいまち **１　自然環境の保全・創造** **施策の現状** 大気・水・土壌などの自然環境は、適正な保全対策により、すがすがしい空気や良質な水質等がより快適に維持されていることが大切です。 本市は、豊かな水辺、緑空間、屋敷林、農地などの自然資源を有しています。これらの自然資源の保全や創造を推進するため、環境基本計画を平成 24 年度、緑の基本計画を平成 26 年度に策定し、同計画に基づいて環境施策を進めています。 **施策の課題** 今後は、市民の協力のもと、自然が多く残る地域の保全を進めるとともに、自然環境の大切さについて市民の理解を深めることで、より多くの人々が自然と親しむことができるようにする必要があります。 そのため、関係機関等との連携を強化し、あらゆる環境問題への対応を市民との協働のもとに総合的に推進していくことが求められています。 **施策の目的** 自然環境を保全・創造し、市民が快適に暮らせる、自然とともにある環境づくりを推進します。 **施策の内容** **（1）意識啓発の推進** 自然環境を保全・創造していくためには、市民一人ひとりが身近な自然に目を向け、現状の自然環境を保全・創造していく必要性を理解する必要があることから、市民の意識啓発に努めます。 主な取組み ○環境基本計画の推進 ○緑の基本計画の推進 ○自然環境保全地区の指定 ○自然環境保全意識の啓発活動 ○環境学習の推進 ○環境団体等の育成・支援 ○身近な野生生物の保護	**大綱２　自然とふれあえる、環境に優しいまち** **１　自然環境の保全・創造** **施策の現状** 大気・水・土壌などの自然環境は、適正な保全対策により、すがすがしい空気や良質な水質等がより快適に維持されていることが大切です。 本市は、豊かな水辺、緑空間、屋敷林、農地などの自然資源を有しています。これらの自然資源の保全や創造を推進するため、現在、環境施策の骨格をなす環境基本計画の策定を進めており、さらに、緑の基本計画についても策定作業を進めています。 また、環境問題に対し、市が市民に率先して取り組むため、市全体で環境マネジメントシステムを運用しています。 **施策の課題** 今後は、市民の協力のもと、自然度の高い地域の保全を進めるとともに、自然環境の大切さについて市民の理解を深め、より多くの人々が自然と親しむことができるようにする必要があります。 そのためには、関係機関等との連携を強化し、あらゆる環境問題への対応を市民との協働のもとに総合的に推進していくことが求められています。 **施策の目的** 自然環境を保全・創造し、市民が快適に暮らせる、自然とともにある環境づくりを推進します。 **施策の内容** **（1）意識啓発の推進** 自然環境を保全・創造していくためには、市民一人ひとりが身近な自然に目を向け、現状の自然環境を保全・創造していく必要性を理解する必要があることから、市民の意識啓発に努めます。 主な取組み ○環境基本計画の推進 ○緑の基本計画の策定・推進 ○自然環境保全地区の指定 ○自然環境保全意識の啓発活動 ○環境学習の推進 ○環境団体等の育成・支援 ○身近な野生生物の保護

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
（施策５　地球環境問題への対応へ移動）	**（２）環境マネジメントシステムの運用** 市が行う事務事業において、環境への影響を優先的に配慮し、環境への負荷を低減するために、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する実行計画を策定するとともに、同計画の目標値等を達成するために、環境マネジメントシステムを運用します。 主な取組み ○環境マネジメントシステムの運用
（２）緑化の推進 緑の保全と創造のための指針となる緑の基本計画を策定するとともに、同計画に基づいた各種事業を推進します。 主な取組み ○緑の基本計画の推進（再掲） ○公共施設の緑化 ○一般家庭の緑化 ○工場・事業所等の緑化 ○緑のリサイクル制度の普及	**（３）緑化の推進** 緑の保全と創造のための指針となる緑の基本計画を策定するとともに、同計画に基づいた各種事業を推進します。 主な取組み ○緑の基本計画の策定・推進（再掲） ○公共施設の緑化 ○一般家庭の緑化 ○工場・事業所等の緑化 ○緑のリサイクル制度の普及

新　（後期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年（目標値）	備考
環境関係住民団体数	団体	5	8	
環境学習会開催数	回	6	8	
河川の水質基準達成率	%	71.6	78.0	

協働の指針

○日常生活のなかで自然を大切にする意識を高めるとともに、自然環境を保護する活動に進んで参加します。
○地域の良好な河川環境を維持するため、河川の環境保全活動の普及啓発及び清掃等を行います。
○事業者は、環境に配慮した製品の開発や環境保全活動に主体的に取り組みます。

旧　（前期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
環境関係住民団体数	団体	6	7	8	
環境学習会開催数	回	6	7	8	
河川の水質基準達成率	%	76.0	77.0	78.0	

協働の指針

○日常生活のなかで自然を大切にする意識を高めるとともに、自然環境を保護する活動に進んで参加します。
○地域の良好な河川環境を維持するため、河川の環境保全活動の普及啓発及び清掃等を行います。
○事業者は、環境に配慮した製品の開発や環境保全活動に主体的に取り組みます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
２　快適な生活環境の創造 **施策の現状** 市民が安全で快適な生活を送るためには、良好な生活環境の保全が欠かせません。生活環境を害するものでは、大気・水質・土壌汚染、騒音、振動、悪臭等の公害に関するもの、不法投棄などの違法行為に関するものなど、様々な要因が考えられます。 本市においては、快適な生活環境を実現するため、まちをきれいにする運動の実施や、公害調査等による環境汚染監視、及び不法投棄防止のための巡回パトロール等を実施しています。 **施策の課題** 本市の良好な環境を維持するため、市民・事業者・行政が一体となって、まちをきれいにする運動などを一層推進することにより、清潔で美しいまちの形成を進めていくことが必要です。 また、不法投棄やポイ捨てについては、継続的に様々な手段を講じてその防止に努める必要があります。 **施策の目的** 環境汚染の防止、衛生的な環境の確保など、良好な地域環境の保全と創造に取り組むとともに、市民、事業者と行政が協働し、地域環境の保全を推進します。	**２　快適な生活環境の創造** **施策の現状** 本市の大気や水、土壌などの生活環境は、適正な保全対策により、良好に保たれていますが、これを維持するとともに、これまでの経済成長重視型の社会・経済活動や生活様式を基本から見直し、市民・事業者・行政が一体となって、まちをきれいにする運動などを一層推進することにより、清潔で美しいまちの形成を進めていくことが求められています。 また、大気環境における地球規模の環境汚染が顕在化しており、現状の把握や自動車などの排出ガス等の縮減に向けた取り組みを推進していくことが求められています。 **施策の課題** 本市でこれまで維持されてきた良好な生活環境を維持することが大切です。 また、不法投棄やポイ捨てについては、継続的に様々な手段を講じてその防止に努める必要があります。 **施策の目的** 環境汚染の防止、衛生的な環境の確保など、良好な地域環境の保全と創造に取り組むとともに、市民、事業者と行政が協働し、地域環境の保全を推進します。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の内容 **（1）まちをきれいにする運動の推進** ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動をはじめとした、まちをきれいにする運動を推進するとともに、その啓発に努めます。 また、地域清掃や環境保全活動の支援に努めます。 主な取組み ○ポイ捨て等及び路上喫煙防止対策の充実 ○ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動の推進 ○放置自転車対策の充実 ○ ○環境保全活動の促進 ○環境団体等の育成・支援（再掲） **（2）公共用水域の水質保全** 生活雑排水による水質汚濁の防止に向けて、河川等の汚染状況の監視体制の充実に努めます。 主な取組み ○河川等の汚染状況の監視強化 ○生活排水対策の充実 ○公共下水道の整備 ○農業集落排水設備の維持管理の充実 ○合併処理浄化槽の普及 **（3）公害等の環境問題への対応** 公害・放射性物質による環境汚染等が発生した場合には、速やかに現状確認し、問題の解決を図っていきます。 また、大気や水質、騒音、空間放射線量等の現状を把握するため、公害等監視調査を実施するとともに、データを蓄積し、環境の安全性を確認します。 主な取組み ○水・土壌汚染対策の充実 ○大気汚染状況の監視 ○騒音・振動・悪臭対策の充実 ○ダイオキシン類・特定化学物質対策の充実 ○環境中の放射性物質による環境汚染状況の測定・監視・対策	**施策の内容** **（1）まちをきれいにする運動の推進** ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動をはじめとした、まちをきれいにする運動を推進するとともに、その啓発に努めます。 また、ポイ捨て等防止ボランティアの支援、拡大を図っていきます。 主な取組み ○ポイ捨て等及び路上喫煙防止対策の充実 ○ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動の促進 ○放置自転車対策の充実 ○資源集団回収事業 ○環境保全活動の促進 ○環境団体等の育成・支援（再掲） **（2）公共用水域の水質保全** 生活雑排水による水質汚濁の防止に向けて、河川等の汚染状況の監視体制の充実に努めます。また、既設単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換設置を促進します。 主な取組み ○河川等の汚染状況の監視強化 ○生活排水対策の充実 ○公共下水道の整備 ○農業集落排水設備の維持管理の充実 ○合併処理浄化槽の設置促進 **（3）公害等の環境問題への対応** 公害・放射性物質による環境汚染等が発生した場合には、速やかに現状確認し、問題の解決を図っていきます。 また、大気や水質、騒音、空間放射線量等の現状を把握するため、公害等監視調査を実施するとともに、データを蓄積し、環境の安全性を確認します。 主な取組み ○水・土壌汚染対策の充実 ○大気汚染状況の監視 ○騒音・振動・悪臭対策の充実 ○ダイオキシン類・特定化学物質対策の充実 ○環境中の放射性物質による環境汚染状況の測定・監視・対策

新　（後期基本計画）

（4）不法投棄に対する監視と防止の啓発

過去に不法投棄が行われた箇所を中心に、定期的なパトロールを実施していきます。また、不法投棄に関する情報提供があった際には、迅速に対応します。さらに、地域での不法投棄に対する監視をお願いするとともに、不法投棄防止の啓発を図っていきます。

主な取組み
- ○監視体制の充実
- ○環境保全巡回パトロールの充実
- ○放置自動車対策の充実

（5）動物愛護と適正飼育

広報紙やホームページ等での啓発や犬のしつけ方教室等を実施することにより、動物愛護と適正飼育に関する意識の向上を図ります。

主な取組み
- ○動物愛護・適正飼育意識の啓発活動

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動参加人数	人	20,916	20,800	
公害に関する苦情処理件数	件	190	140	

協働の指針

○地域等で行う環境保全活動や美化活動に積極的に参加します。
○不法投棄の監視に参加します。
（削除）
○公害関係法令を遵守して事業活動を行います。
○環境保全活動に主体的に取り組みます。
○自然環境に配慮した開発を行います。

旧　（前期基本計画）

（4）不法投棄に対する監視と防止の啓発

過去に不法投棄が行われた箇所を中心に、定期的なパトロールを実施していきます。また、不法投棄には、早急な対応が必要なことから、迅速に対応します。さらに、地域での不法投棄に対する監視をお願いするとともに、不法投棄防止の啓発を図っていきます。

主な取組み
- ○監視体制の充実
- ○環境保全巡回パトロールの充実
- ○放置自動車対策の充実

（5）動物愛護と適正飼育

広報紙やホームページ等での啓発や犬のしつけ方教室等を実施することにより、動物愛護と適正飼育に関する意識の向上を図ります。

主な取組み
- ○動物愛護・適正飼育意識の啓発活動

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度（現状値）	平成 29 年度（中間目標値）	平成 34 年度（目標値）	備考
ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動参加人数	人	20,597	20,700	20,800	
公害に関する苦情処理件数	件	146	140	140	

協働の指針

○地域等で行う環境保全活動や美化活動に積極的に参加します。
○不法投棄の監視に参加します。
○合併処理浄化槽の適正な管理に努めます。
○公害関係法令を遵守して事業活動を行います。
○環境保全活動に主体的に取り組みます。
○自然環境に配慮した開発を行います。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
３　美しい景観の形成 **施策の現状** 美しい景観は、そこに住む人や訪れる人に潤いや安らぎを与えてくれるものであり、暮らしに欠くことのできない要素でもあります。近年では、良好な景観の形成をまちづくりの戦略的な課題として取り組む地域も増えてきています。 本市においては、農地や水辺などの自然環境と調和した街並みや歴史的景観が形成されており、宅地や道路などにおいては、植栽や植樹などを行い景観に配慮しています。また、平成 24 年度に「都市計画マスタープラン」を策定するとともに、市内 12 地区で実施していた「地区計画」も 15 地区に増加し、今後も地区計画を決定する地区数は増加することを見込んでいます。 さらに、一定の規模を超える建築物等の建築については、華美な色彩を制限することで、周囲の景観との調和に配慮しています。 **施策の課題** 近年では、地域ごとの自然環境と街並みが調和した魅力あるまちづくりが求められています。そのため、市民・事業者の理解と協力のもと、地区計画などの手法を活用して、 潤いや安らぎのある景観づくりが必要です。 **施策の目的** 良好な景観の形成を促進するため、都市計画マスタープランなど各種施策を総合的に推進することにより、美しく潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で魅力ある地域景観の形成を図ります。	**３　美しい景観の形成** **施策の現状** 美しい景観は、そこに住む人や訪れる人に潤いや安らぎを与えてくれるものであり、暮らしに欠くことのできない要素でもあります。近年では、良好な景観の形成をまちづくりの戦略的な課題として取り組む地域も増えてきています。 本市においては、農地や水辺などの自然環境と調和した街並みや歴史的景観が形成されており、宅地や道路などにおいては、植栽や植樹などを行い景観に配慮しています。 さらに、一定の規模を超える建築物等の建築については、華美な色彩を制限し、周囲の景観との調和に配慮しています。 **施策の課題** 近年では、屋外広告類の氾濫をはじめ、生活様式や価値観の多様化などにより良好な景観を阻害する要因があるため、地域ごとの自然環境と街並みが調和した魅力あるまちづくりが求められており、市民・事業者の理解と協力のもと、潤いや安らぎのある景観づくりが必要です。 **施策の目的** 良好な景観の形成を促進するため、都市計画マスタープランなど各種施策を総合的に推進することにより、美しく潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で魅力ある地域景観の形成を図ります。

新　（後期基本計画）

施策の内容

（1）良好な景観の保全

市民の景観意識の高揚を図るとともに、埼玉県景観条例等の情報提供を充実するなど、景観への配慮を促し、自然環境と調和した良好な景観の保全に努めます。

主な取組み
- ○埼玉県景観条例の促進
- ○都市計画マスタープランの推進

（2）特色ある市街地の景観づくり

市民参加による地区まちづくりのルールづくりの推進や地区計画制度の活用等により、特色ある市街地の良好な景観の形成を推進します。

主な取組み
- ○地区計画制度の推進
- ○都市計画マスタープランの推進（再掲）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
地区計画を定めている地区数	地区	12	12 以上	

協働の指針

- ○歴史に関する理解を深め、まちに残された歴史的景観の保全に協力します。
- ○周囲の景観に配慮した建物等の建築に努めます。

旧　（前期基本計画）

施策の内容

（1）良好な景観の保全

市民の景観意識の高揚を図るとともに、埼玉県景観条例等の情報提供を充実するなど、景観への配慮を促し、自然環境と調和した良好な景観の保全に努めます。

主な取組み
- ○埼玉県景観条例の促進
- ○都市計画マスタープランの推進

（2）特色ある市街地の景観づくり

市民参加による地区まちづくりのルールづくりの推進や地区計画制度の活用等により、特色ある市街地の良好な景観の形成を推進します。

主な取組み
- ○地区計画制度の推進
- ○都市計画マスタープランの推進（再掲）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
地区計画を定めている地区数	地区	12	12 以上	12 以上	

協働の指針

- ○歴史に関する理解を深め、まちに残された歴史的景観の保全に協力します。
- ○周囲の景観に配慮した建物等の建築に努めます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
４　廃棄物処理の充実 **施策の現状** 本市におけるごみの総排出量は平成２４年度にかけて減少傾向にありましたが、平成２４年度以降は横ばいとなっております。 また、ごみ排出量のうち、家庭系のごみについても同様の傾向が見られますが、超高齢社会を迎え、ごみの分別等に対する負担感が増しているという声も聞かれています。 現在、久喜宮代衛生組合では、久喜宮代清掃センター（久喜地区）、菖蒲清掃センター（菖蒲地区）、八甫清掃センター（栗橋・鷲宮地区）の３センター体制により、ごみ処理を行っています。 し尿については、久喜宮代清掃センター（久喜地区）、北本地区衛生組合（菖蒲地区）、八甫清掃センター（栗橋・鷲宮地区）において処理しています。	**４　廃棄物処理の充実** **施策の現状** ごみの排出量は、耐久消費財の頻繁な買換え、使い捨て型の商品や容器の普及、あるいはオフィスの OA 化に伴う紙ごみの増加など、排出量が増加する要因が増しています。 現在、久喜宮代衛生組合管内においては、久喜宮代清掃センター、菖蒲清掃センター、八甫清掃センターの３センター体制により、ごみ処理を行っています。また、菖蒲地区のし尿処理については、北本地区衛生組合において処理しています。
施策の課題 環境基本計画の理念のもと、一層の減量化・リサイクル等の促進により循環型社会の形成を目指すため、啓発活動を推進しながら、ごみ処理・減量・リサイクル体制の充実に引き続き取り組んでいく必要があり、平成２９年に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。 今後は、同計画に基づき、ごみ処理施設の統合化を図る予定です。 また、し尿の処理体制の有り方についても検討を行います。	**施策の課題** 環境基本計画の理念を浸透させ、一層の減量化・リサイクル等の促進により循環型社会の形成を目指すため、啓発活動を推進しながら、ごみ処理・減量・リサイクル体制の充実に積極的に取り組んでいく必要があります。 また、業務運営の効率化を図るため、久喜宮代衛生組合管内のごみ及びし尿の処理体制の統一を進める必要があります。
施策の目的 幅広い協働により、廃棄物の減量化・リサイクルと適正処理を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指します。	**施策の目的** 幅広い協働により、廃棄物の減量化・リサイクルと適正処理を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指します。
施策の内容 **（1）ごみ減量化運動の推進** 循環型社会の構築のため、従来のリデュース（減量）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に加え、リフューズ（不要なものは受け取らない）、リペア（修理）という概念を加えた「5R」を定着させます。 また、市民、事業者、行政が一体となって行動する、「げんりょう（原料・減量）化大作戦」を引き続き展開し、排出抑制・資源化をさらに推進していくことに努めます。	**施策の内容** **（1）ごみ減量化運動の推進** 循環型社会の構築のため、従来のリデュース（減量）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に加え、リフューズ（不要なものは受け取らない）、リペア（修理）という概念を加えた「5R」を定着させます。 また、市民、事業者、行政が一体となって行動する、「げんりょう（原料・減量）化大作戦」を引き続き展開し、排出抑制・資源化をさらに推進していくことに努めます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
主な取組み ○分別排出の徹底 ○ごみの発生抑制 ○剪定枝のチップ化・堆肥化 ○ごみ資源化の検討 ○資源集団回収事業 ○家庭・事業所での生ごみ処理の促進	主な取組み ○分別排出の徹底 ○ごみの発生抑制 ○剪定枝のチップ化・堆肥化 ○生ごみ減容化・堆肥化処理施設の充実 ○資源集団回収事業（再掲） ○家庭・事業所での生ごみ処理の促進
（2）ごみの収集・運搬体制の充実 衛生的かつ快適な生活環境を確保するため、環境負荷の少ない適正、安全かつ効率的な収集運搬体制を整備し、高齢化等の社会状況に対応した収集に努めます。	**（2）ごみの収集・運搬体制の充実** 衛生的かつ快適な生活環境を確保するため、環境負荷の少ない適正、安全かつ効率的な収集運搬体制を整備し、高齢化等の社会状況に対応した収集に努めます。
主な取組み ○分別収集の適正化 ○収集体制の充実	主な取組み ○分別収集の適正化 ○収集体制の充実
（3）ごみ・し尿処理体制の充実 資源循環型の中間処理施設の処理体制の充実に努めます。また、ごみ処理施設の適正な運転管理を図るとともに、老朽化した施設を維持しつつ、施設の統合を目指します。 さらに、し尿処理施設の機能状況を点検し、適正な維持・管理を図ります。	**（3）ごみ・し尿処理体制の充実** 資源循環型の中間処理施設（資源化処理、減量化・減容化処理）の処理体制の確立に努めます。また、ごみ処理施設の適正な運転管理を図るとともに、老朽化した施設の維持・更新等による延命化などについて検討していきます。 さらに、し尿処理施設の機能状況を点検し、適正な維持・管理を図ります。
主な取組み ○ごみ処理施設の統合 ○ごみ処理施設の適正な運転管理の推進 ○し尿処理施設の整備・充実 ○し尿処理施設の適正な運転管理の推進	主な取組み ○ごみ処理施設の整備・充実 ○ごみ処理施設の適正な運転管理の推進 ○し尿処理施設の整備・充実 ○し尿処理施設の適正な運転管理の推進

新　（後期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
市民一人 1 日当たりごみ排出量（資源物を除く）	g	483	350	
再生利用率（リサイクル率）	%	32.8	44.7	

協働の指針

○ごみを適正に分別し、ごみの減量化とリサイクルに努めます。
○資源ごみの回収など、地域の活動に進んで参加します。
○事業者は、廃棄物の排出の抑制と資源化の促進に努めるとともに、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理します。

旧　（前期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
市民一人 1 日当たりごみ排出量（資源物を除く）	g	517	428	350	
再生利用率（リサイクル率）	%	30.9	38.5	44.7	

協働の指針

○ごみを適正に分別し、ごみの減量化とリサイクルに努めます。
○資源ごみの回収など、地域の活動に進んで参加します。
○事業者は、廃棄物の排出の抑制と資源化の促進に努めるとともに、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理します。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
５　地球環境問題への対応 **施策の現状** 地球温暖化により、　　地域や国を越えた地球規模の環境問題が深刻化しつつあります。 そのため、地球温暖化防止対策を進め、可能な範囲で 温室効果ガスの排出量を削減していくことが求められています。 本市では、環境基本計画に基づき、再生可能エネルギー・省エネルギーを積極的に導入することにより、地球温暖化防止に寄与するとともに、市民の環境保全意識を高める施策に取り組んでいます。 また、市で行う事務事業については、平成２８年度に第２次久喜市環境保全率先実行計画を策定し、温室効果ガス総排出量削減等の取り組みを、環境マネジメントシステムの運用により推進しています。 **施策の課題** 東日本大震災後に、原子力発電所の運転停止による火力発電の増加によって、温室効果ガスの排出量が増加している状況から、再生可能エネルギーなどの導入の拡大を図り、地球温暖化への対応を市民との協働のもとに推進し、持続可能な低炭素社会の形成を進めていく必要があります。 また、　　省エネルギーのライフスタイルの定着へと高めていくため、引き続き意識啓発や情報提供を行っていくことが必要です。 **施策の目的** 地球温暖化に対する市民意識の向上及びライフスタイルや事業活動において省資源や省エネルギーを前提とした取り組みが定着するように努め、着実に低炭素型社会の実現に向けた取り組みを推進します。	**５　地球環境問題への対応** **施策の現状** 地球温暖化問題をはじめ、地域や国までも越えた地球規模の環境問題が深刻化しつつあります。温室効果ガスの排出量の増減は経済活動の状況に影響されることがありますが、地球温暖化防止対策には、市民の安定した生活の基盤となる経済活動が持続的に成長することを前提としつつ、温室効果ガスの排出量を削減していくことが求められます。 また、東日本大震災を受け、国においてエネルギー政策の根幹をなすエネルギー基本計画の全面的な見直しなどが今後予定されるなど、地球温暖化防止対策には少なからず影響が及ぶことが想定されます。 本市では、　　再生可能エネルギー・省エネルギーを積極的に導入することにより、地球温暖化防止に寄与するとともに、市民の環境保全意識を高める施策に取り組んでいます。 **施策の課題** 近年注目されている太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入については、自然条件に左右されるなどの問題がありますが、温室効果ガスの排出が抑えられ温暖化防止にも効果が高く、エネルギーの地産地消にもつながるという特徴があり、現状の導入率を高めることが必要です。 また、市民生活や事業活動においては、エネルギー資源のうち特に電気について、節約する動きが東日本大震災以後広くみられるようになってきています。この動きを持続し、省エネルギーのライフスタイルの定着へと高めていくことが課題です。 さらに、今後は、さらなる再生可能エネルギーの導入拡大など地球環境問題への対応を市民との協働のもとに推進し、持続可能な低炭素社会の形成を進めていく必要があります。 **施策の目的** 地球温暖化に対する市民意識の向上及びライフスタイルや事業活動において省資源や省エネルギーを前提とした取り組みが定着するように努め、着実に低炭素型社会の実現に向けた取り組みを推進します。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の内容 **（１）地球環境問題に関する意識啓発** 地球温暖化による　　地球環境問題を解決し、持続可能な社会を構築していくには、国、県、市、市民、事業者がそれぞれの責任を認識し、積極的に環境保全活動に取り組むことが必要なため、意識啓発に努めます。 主な取組み ○関係機関等との連携強化 ○アイドリング・ストップ等の啓発 ○第２次久喜市環境保全率先実行計画の推進 ○再生可能エネルギー・省エネルギーの導入 ○リサイクルの促進 ○緑化の推進 ○自然保護の推進 ○緑のカーテン事業 **（２）再生可能エネルギー・省エネルギー導入の促進** 再生可能エネルギー・省エネルギーを積極的に導入することにより、地球温暖化防止に寄与するとともに、市民の環境保全意識を高めるために再生可能エネルギー・省エネルギーの導入を促進します。 また、公共施設における再生可能エネルギー・省エネルギーの導入を進めて行きます。 主な取組み ○再生可能エネルギー・省エネルギーの導入（再掲） ○第２次久喜市環境保全率先実行計画の推進（再掲） **（３）環境マネジメントシステムの運用** 市が行う事務事業において排出される温室効果ガスの削減や、環境負荷を低減するための計画である「第２次久喜市環境保全率先実行計画」の目標値等を達成するために、環境マネジメントシステムを運用します。 主な取組み ○環境マネジメントシステムの運用	**施策の内容** **（１）地球環境問題に関する意識啓発** 地球温暖化をはじめとする地球環境問題を解決し、持続可能な社会を構築していくには、国、県、市、市民、事業者がそれぞれの責任を認識し、積極的に環境保全活動に取り組むことが必要なため、意識啓発に努めます。 主な取組み ○関係機関等との連携強化 ○アイドリング・ストップ等の啓発 ○環境マネジメントシステムの運用（再掲） ○再生可能エネルギーの導入 ○リサイクルの促進 ○緑化の推進 ○自然保護の推進 ○緑のカーテン事業 **（２）再生可能エネルギー・省エネルギー導入の促進** 石油代替エネルギー　　を積極的に導入することにより、地球温暖化防止に寄与するとともに、市民の環境保全意識を高めるために再生可能エネルギー　　の導入を促進します。 また、公共施設における再生可能エネルギー　　導入について検討を進めるとともに、省エネルギー機器の活用を推進します。 主な取組み ○再生可能エネルギーの導入（再掲） ○環境保全率先実行計画の推進

新　（後期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
市の事務・事業から排出される温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）	t	10,484	平成 29 年度実績値以下	
設置された住宅用太陽光発電システムの最大出力	kW	3,508	9,450	

協働の指針

○自然環境に配慮した省エネルギーと環境に配慮した日常生活を送るように努めます。

○事業者は、省エネルギーと環境に配慮した事業活動に努めます。

旧　（前期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
市の事務・事業から排出される温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）	t	11, 807	11, 223 以下	平成 29 年度実績値以下	現状値は、東日本大震災による影響が含まれるため、平成 22 年度値とした
設置された住宅用太陽光発電システムの最大出力	kW	1,202.2	4,950	9,450	

協働の指針

○自然環境に配慮した省エネルギーと環境に配慮した日常生活を送るように努めます。

○事業者は、省エネルギーと環境に配慮した事業活動に努めます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
大綱３　子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち **１　健康づくり・食育の推進** **施策の現状** 近年、健康や食に対する人々の関心が高いことから、すべての市民の自主的な健康づくりを支援する環境の整備とともに、食をめぐる環境変化や食の多様化に対する食育の推進などが求められています。 国は、健康日本２１（第２次）及び第３次食育推進基本計画の中で、ともに「健康寿命の延伸」に関する重要性について述べており、特に健康日本２１では、生活習慣病予防の早期発見、重症化予防を図るとともに、健康格差の縮小などについても着目しています。 このようなことから、本市では、平成２４年３月に策定した「久喜市健康増進計画」と「久喜市食育推進計画」を、平成２８年度に「第２次久喜市健康増進・食育推進計画」として一体的に策定し、今後は、総合的かつ一体的な健康増進・食育推進に取り組みます。 また、平成１８年に自殺予防のため制定された自殺対策基本法は、平成２８年３月に法改正がなされ、市においても自殺対策計画の策定が義務付けられました。今後、本市においても市町村計画を策定していきます。 本市では、妊産婦や乳幼児、成人の健康診査や予防接種をはじめ、各種健（検）診の受診率の向上に向けた取り組み、生活習慣病や食習慣についての学習機会の充実、訪問指導など各種保健事業についても更なる充実に向け展開してきました。 さらに、新型インフルエンザ等の発生など健康危機管理の観点から、予防接種を含めた迅速かつ的確な感染症対策が求められています。 **施策の課題** 第２次健康増進・食育推進計画に基づき、保健・医療・福祉の連携により総合的なサービスを提供するとともに、市民や学校、職場など地域における関係機関と連携し、市民の自主的な健康づくりや食育の取り組みを支援する事業等の充実に努める必要があります。 また、健康や食に無関心な方や若い世代に対する情報提供について、より工夫をすることが大切です。 さらに、自殺対策や新型インフルエンザ等対策など、庁内で横断的に取り組み、関係機関と連携を図る体制づくりが必要になります。	**大綱３　子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち** **１　健康づくりの推進** **施策の現状** 近年、健康　　に対する人々の関心が高いことから、すべての市民の自主的な健康づくりを支援する環境の整備とともに、食をめぐる環境変化や食の多様化に対する食育の推進などが求められています。 国は生活習慣病予防の徹底を図るため、メタボリック・シンドローム（内臓脂肪症候群）の概念を導入し、医療保険者（市町村国民健康保険など）に対して生活習慣病に関する健康診査及び保健指導の実施を義務づけました。 また、国はこれまで「がん、脳卒中、心臓病、糖尿病」を「４大疾病」と位置付けて重点的に取り組んできましたが、年間３万人を超える自殺者数は、平成 10 年から続いており、多くは何らかの精神疾患を抱えているとされていることから、あらたに精神疾患を加えて「5 大疾病」とする方針を示しました。 さらに、新型インフルエンザの発生など、健康危機管理の観点から、予防接種を含めた迅速かつ的確な感染症対策が求められています。 本市ではこれまで、生活習慣病の予防、早期発見・治療による重症化予防等、健康長寿を目指した健康づくりの推進及び食育の推進に向け、妊産婦や乳幼児、成人の健康診査や予防接種をはじめ、各種健（検）診の受診率の向上に向けた取り組み、生活習慣や食習慣についての学習機会の充実、訪問指導など各種保健事業を展開してきました。 **施策の課題** 保健・医療・福祉の連携による総合的なサービスを提供するとともに、学校や職場など関係機　　関と連携し、市民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本に、各ライフステージにおける健康づくり事業の充実に努める必要があります。 また、健康増進計画に基づく健康づくり事業や食育推進計画に基づく食育推進事業は、行政だけでなく、市民や関係機関と協働して進める必要があります。 さらに、自殺対策や新型インフルエンザ対策など、庁内で横断的に取り組み、関係機関との連携を図る体制づくりが必要になります。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の目的 第２次健康増進・食育推進計画に基づき、「自分の健康は自分でつくり、守る」ことを基本に、市民が健康で元気に暮らせるよう、地域や行政などが連携し、健康に関する教育・支援・相談など、市民が主体となる健康づくりを推進します。 また、市民が主体的に「食」の重要性を認識し、「食」の取り組みを通じて健康な身体と心を育むことができるよう「食育」を推進します。 自殺対策や新型インフルエンザ等対策は、関係機関との連携を図る必要があるため、体制づくりに努めます。 **施策の内容** **（1）健康づくりと食育の推進体制の整備** 生涯を通して、すべての市民が健康にいきいきと暮らすことができるよう、健康増進・食育推進計画を推進します。 主な取組み ○健康増進・食育推進計画の推進 ○健康づくり意識の啓発 ○健康づくり事業 **（2）各種健（検）診の充実** 生活習慣病に関する健康診査やがん検診事業等の充実を図り、生活習慣病の予防や疾病の早期発見を推進します。 主な取組み ○各種健（検）診事業	**施策の目的** 「自分の健康は自分でつくり、守る」ことを基本に、市民が健康で元気に暮らせるよう、健康増進計画に基づき、　　地域や行政などが連携した健康に関する教育・指導・相談などの体制を整え、市民が主体となる健康づくりを推進します。 また、市民が主体的に「食」の重要性を認識し、「食」の取り組みを通じて健康な身体と心を育むことができるよう「食育」を推進します。 自殺対策や新型インフルエンザ対策は、関係機関との連携を図る必要があるため、体制づくりに努めます。 **施策の内容** **（1）健康づくり意識の高揚と健康づくり推進体制の整備** 生涯を通して、すべての市民が健康に暮らすことができるよう、健康増進計画　　を推進するとともに、健康づくり意識の啓発に努めます。 また、介護部門と連携を図りながら個人の健康づくりをさまざまな面から支援するボランティア団体等と協働し、健康づくり推進体制の整備を進めます。 主な取組み ○健康増進計画の推進 ○健康づくり意識の啓発 ○健康づくり事業 **（2）各種健（検）診の充実** 生活習慣病に関する健康診査やがん検診事業等の充実を図り、生活習慣病の予防や疾病の早期発見を推進します。 主な取組み ○各種健（検）診事業

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
（3）母子保健の充実 妊婦及び乳幼児の健康診査事業や、母子訪問指導事業等の充実を図るとともに、不妊に悩む夫婦の負担を軽減するなど、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進します。 また、健診結果に基づく適切な保健指導に努め、母と子の健康づくりを支援します。 主な取組み ○妊婦及び乳幼児の健康診査事業 ○母子訪問指導事業 ○不妊治療への支援	**（3）母子保健の充実** 妊婦及び乳幼児の健康診査事業や、母子訪問指導事業等の充実を図り、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進します。 また、健診結果に基づく適切な保健指導に努め、母と子の健康づくりを支援します。 主な取組み ○妊婦及び乳幼児の健康診査事業 ○母子訪問指導事業
（4）歯科口腔保健の推進 各ライフステージに応じた歯科口腔保健に関する情報提供と正しい知識の普及啓発に努め、むし歯予防や歯周病予防の取り組みを推進します。 主な取組み ○歯と口腔の健康づくりの推進	**（4）歯科保健の推進** 各ライフステージに応じた歯科保健に関する情報提供と正しい知識の普及啓発に努め、むし歯予防や歯周病予防の取り組みを推進します。 主な取組み ○歯科保健の情報提供
（5）精神保健と自殺対策の推進 精神保健に関する相談事業及びこころの健康に関する普及啓発事業の充実を図り、市民のこころの健康の保持増進を図るとともに、自殺防止の推進体制の整備に努めます。 主な取組み ○こころの健康相談事業 ○自殺予防普及啓発事業	**（5）精神保健と自殺対策の推進** 精神保健に関する相談事業及びこころの健康に関する普及啓発事業の充実を図り、市民のこころの健康の保持増進を図るとともに、自殺防止の推進体制の整備に努めます。 主な取組み ○こころの健康相談事業 ○自殺予防普及啓発事業
（6）感染症対策の推進 感染症に関する情報提供と正しい知識の普及に努めるとともに、予防接種事業を推進し、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止に努めます。 また、新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、庁内の横断的な取り組みや各関係機関との連携を図る体制づくりに努めます。 主な取組み ○予防接種事業 ○関係機関との連携強化	**（6）感染症対策の推進** 感染症に関する情報提供と正しい知識の普及に努めるとともに、予防接種事業を推進し、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止に努めます。 また、新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、庁内の横断的な取り組みや各関係機関との連携を図る体制づくりに努めます。 主な取組み ○予防接種事業 ○関係機関との連携強化

新　（後期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
健康づくりに関する事業への参加者数	人	72,346	62, 300	
65 歳健康寿命	年	男性 17.35 女性 20.10	男17. 25 女20. 25	
がん検診受診者数	人	41,437	49, 300	
がん検診精密検査受診率	%	67.2	70. 0	
乳幼児健康診査の未受診児に対する状況把握率	%	83.1	100. 0	

協働の指針

○「自分の健康は自分でつくり、守る」ことを第一に考え、正しい知識を持って健康づくりに努めます。
○健康づくりや食育の推進を通じた地域のネットワークを構築し、広げます。
○健康づくり及び食育について、国・県の月間や週間等を活用した啓発に努めます。

旧　（前期基本計画）

（7）食育の推進

子どもから大人に至るまで、幅広い年齢層に対し、多様化する食に関する課題に対応するため、　　食育推進計画を推進します。

主な取組み
○食育推進計画の推進
○食育の啓発

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
健康づくりに関する事業への参加者数	人	42, 232	54, 600	62, 300	
65 歳健康寿命	年	男16. 85 女19. 74	男17. 00 女20. 00	男17. 25 女20. 25	
がん検診受診者数	人	24, 651	41, 900	49, 300	
がん検診精密検査受診率	%	62. 2	65. 0	70. 0	
乳幼児健康診査の未受診児に対する状況把握率	%	32. 4	65. 0	100. 0	

協働の指針

○「自分の健康は自分でつくり、守る」ことを第一に考え、正しい知識を持って健康づくりに努めます。
○健康づくりや食育の推進を通じた地域のネットワークを構築し、広げます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
２　地域医療の充実 **施策の現状** 現在、国では、医療機関の機能分化や役割分担による地域完結型医療を推進しており、本市でも、限られた医療資源を有効に活用していくために平成２２年１０月に医療体制等推進協議会を設置し、新市における医療機関のネットワーク及び医療体制のあり方についての調査、審議を行ってまいりました。 また、平成２４年１月には「久喜市における医療体制のあり方について」の答申が出され、その答申を踏まえ、医療機関のネットワーク構築及び地域医療の充実に関する審議等を行ってまいりました。 そのような中、答申の実現のために、市民に医療の現状を認識していただき、市と市民と医療機関等が一体となり、地域医療を推進するため、３者が協働して地域医療を守り育てる地域医療推進事業を実施しているところです。 また、本市を含む利根保健医療圏において、地域医療ネットワークシステム「とねっと」による医療連携を進めています。 市内には、７か所の病院、６３か所の一般診療所があり、このうち６か所が救急病院として、また２か所が救急診療所として指定されています（平成２９年１月３１日現在）。 また、７か所の病院の中には、埼玉県済生会栗橋病院や、新久喜総合病院などの救急医療や高度医療を担う中核病院があります。さらに、小児科中核拠点病院として土屋小児病院などがあり、これらの病院とそれぞれに特徴を持った診療所などが連携を図っています。 **施策の課題** 今後、高齢化の急速な進行とともに医療ニーズはますます増大、高度化していくことが予想され、医療体制の一層の充実が求められます。 このため、市民の医療サービスに対するニーズの高度化・多様化に応えられるよう、関係機関と連携・協力して医療体制の充実を図る必要があります。 また、市民が住み慣れた地域で豊かに暮らしていくためには、地域医療の充実が欠くことのできない課題であります。そのため、市と市民と医療機関等の３者が相互理解を深め、一体となって地域完結型医療の確立を目指す体制づくりが求められます。 さらに、利根保健医療圏における限られた人材や高度医療機器などの有効活用のためには、地域のかかりつけ医と中核病院が連携して、地域完結型医療を目指すとともに、地域医療ネットワークシステム「とねっと」への参加者数や参加医療機関を今後より増やしていくことが必要です。	**２　地域医療体制の充実** **施策の現状** 現在、国では、医療機関の機能分化や役割分担による地域完結型医療を推進しており、本市でも、限られた医療資源を有効に活用していくために医療体制等推進協議会において、医療連携を進めるための協議をしているほか、 本市を含む利根保健医療圏において、地域医療ネットワークシステム「とねっと」による　　連携を進めています。 市内には、８か所の病院、64 か所の一般診療所があり、このうち６か所に救急病院の指定がされています（平成 24 年４月１日現在）。 ８か所の病院の中には、県内８番目の第三次救急医療を担う救命救急センターの指定を目指す埼玉県済生会栗橋病院や、JA 埼玉県厚生連久喜総合病院があります。さらに、小児科中核拠点病院として土屋小児病院などがあり、これらの病院とそれぞれに特徴を持った診療所などが連携を図り、医療の充実が図られている地域となっています。 **施策の課題** 今後、高齢化の進行とともに医療ニーズはますます増大、高度化していくことが予想され、医療体制の一層の充実が求められていくものと思われます。 このため、市民の医療サービスに対するニーズの高度化・多様化に応えられるよう、関係機関と連携・協力して医療体制の充実を図る必要があります。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の目的 安心感のもてる良質かつ適切な医療を地域で受けられるよう、医療機関等の関係機関と連携し、医療体制の充実を図ります。 市と市民と医療機関等の３者が相互理解を深め、一体となり協働して、地域医療を守り育てる地域医療推進事業を実施していくことで、地域医療の充実を図ります。	**施策の目的** 安心感のもてる良質かつ適切な医療を地域で受けられるよう、医療機関等の関係機関と連携し、医療体制の充実を図ります。
施策の内容 **（１）地域医療及び地域医療提供体制等の充実** 多様化する市民の医療ニーズに対応するよう、関係機関との調整や連携を図るほか、市民が良質で適切な医療を効率的に受けられるよう、限られた医療資源を有効活用する地域完結型医療の推進に努めます。 また、地域医療の一層の充実を図るため、市と市民と医療機関等が一体となり、地域医療の推進に努めます。 主な取組み ○地域完結型医療の推進 ○市、市民、医療機関等の３者協働による地域医療の推進 ○ ○ **（２）救急医療・災害時医療等の充実** 救急医療や災害時医療への対応について、関係機関との連携により、その充実に努めます。 また、医療に必要不可欠な血液製剤の安定供給の確保を図るため、献血の推進を図ります。 主な取組み ○休日夜間急患診療所の充実 ○救急医療・災害時医療の充実 ○献血事業	**施策の内容** **（１）地域医療提供体制等の充実** 多様化する市民の医療ニーズに対応するよう、関係機関との調整や連携を図るほか、市民が良質で適切な医療を効率的に受けられるよう、限られた医療資源を有効活用する地域完結型医療の推進に努めます。 また、救急医療や災害時医療への対応について、関係機関との連携により、その充実に努めます。 さらに、医療に必要不可欠な血液製剤の安定供給の確保を図るため、献血の推進を図ります。 主な取組み ○地域完結型医療の推進 ○休日夜間急患診療所の充実 ○救急医療・災害時医療の充実 ○献血事業

新　（後期基本計画）

（３）医療に関する情報提供の充実

市内の医療機関や休日・夜間の診療体制等の情報を分かりやすく、容易に入手できるように、情報提供の充実に努めます。

また、地域の医療資源を守っていくため、医療制度や救急医療などについて分かりやすく伝える等、啓発に努めます。

主な取組み
- ○利根保健医療圏地域医療ネットワークシステム「とねっと」による連携
- ○医療制度などの啓発活動

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
「とねっと」参加申込者数	人	4,656	30, 000	

協働の指針

○かかりつけ医や、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持ち、適切な受診や服薬管理などを心がけます。

○医療機関は、安全で質の高い医療を提供し、相互の連携による効率的な医療を提供します。

旧　（前期基本計画）

（２）医療に関する情報提供の充実

市内の医療機関や休日・夜間の診療体制等の情報を分かりやすく、容易に入手できるように、情報提供の充実に努めます。

また、地域の医療資源を守っていくため、医療制度や救急医療などについて分かりやすく伝える等、啓発に努めます。

主な取組み
- ○利根保健医療圏地域医療ネットワークシステム「とねっと」による連携
- ○医療制度などの啓発活動

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
「とねっと」参加申込者数	人	―	12, 000	30, 000	

協働の指針

○かかりつけ医を　　持ち、重複受診はやめるなど適切な受診を心がけます。

○医療機関は、安全で質の高い医療を提供し、相互の連携による効率的な医療を提供します。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
３　子育て支援の充実 **施策の現状** 全国的に少子化が進行する中で、本市における合計特殊出生率は、1.21（平成 27 年）と全国平均の 1.45（平成 27 年）を下回っています。 近年、合計特殊出生率自体は回復傾向にあるものの、少子化傾向は続いており、その背景には、子育てに対する経済的負担、精神的・肉体的負担等が指摘されています。 都市化、核家族化の進行等に伴い生活様式が変化したことで、地域で子育てを支え合う力も低下しています。さらに、平成 26 年１月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されるなど、子どもの貧困問題に総合的に取り組む動きが出てきています。 また、働き方や生活スタイルの変化により、市民の保育ニーズは多様化してきており、地域の実情や利用者の生活実態を十分に踏まえたサービスの提供、子育て支援体制の充実などが求められています。 **施策の課題** 保育所、幼稚園、学校の連携強化をはじめ、児童福祉関連施設の整備、子育てに不安を抱える親の増加や相談内容の多様化などに対応した少子化対策、子育て支援対策を進めることが必要となっています。 特に、保育所については、従来から積極的に新設、拡充に努めてきましたが、平成 28 年４月には初めて 13 名の待機児童が出るなど、少子化が進む中でも保育需要は増加傾向となっており、待機児童を生じないような保育施策を行うことが課題となっています。 このため、子ども・子育て支援事業計画に基づき、家庭や地域の多様な保育ニーズを支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。 **施策の目的** 保育サービスを充実させることや、子どもの居場所をつくることにより、誰もが安心して子育てができる環境づくりと、子育てに関する学習や交流を通じて家庭の育児能力を高めることを目指します。	**３　子育て支援の充実** **施策の現状** 全国的に少子化が進行する中で、本市における合計特殊出生率は、1.09（平成 23 年）と全国平均の 1.39（平成 23 年）を下回るなど少子化傾向に歯止めがかからない状況が続いており、その背景には、子育てに対する経済的負担、精神的・肉体的負担等が指摘されています。 かつては地域の人々が子どもたちを見守り、育てていましたが、都市化、核家族化の進行等に伴い生活様式が変化し、地域で子育てを支え合う力も低下しています。 本市の保育所では、待機児童を発生させない受入態勢に取り組んでいますが、近年、低年齢児や病児・病後児の受入希望があるなど、市民の保育ニーズは多様化してきており、地域の実情や利用者の生活実態を十分に踏まえたサービスの提供、子育て支援体制の充実などが求められています。 また、働き方や生活スタイルの変化により、核家族化や共働き家庭の増加、離婚件数の増加等により、ひとり親家庭の増加など、子育て支援を必要とする家庭も増えてきています。 **施策の課題** 本市においては、保育所、幼稚園、学校の連携強化をはじめ、児童福祉関連施設の整備、子育てに不安を抱える親の増加や相談内容の多様化などに対応した少子化対策、子育て支援対策を進めることが必要となっています。 このため、次世代育成支援行動計画に基づき、家庭や地域の保育機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。 **施策の目的** 保育サービスを充実させることや、子どもの居場所をつくることにより、誰もが安心して子育てができる環境づくりと、子育てに関する学習や交流を通じて家庭の育児能力を高めるよう努めます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の内容 **（1）子育ての総合的支援** 次世代を担う子どもたちが地域の中で、健やかに生まれ育つことができるよう行政はもとより、ボランティアや市民、企業、事業者の協力も得ながら総合的な子育て支援事業の充実に努めます。 また、子どもの貧困対策については、実態把握に努めるとともに、他自治体と連携を図りながら、必要な施策を行います。 主な取組み ○子ども・子育て支援事業計画の推進 ○子育て支援総合窓口の充実 ○子育て支援ネットワークづくり ○子どもの貧困対策の推進	**施策の内容** **（1）子育ての総合的支援** 次世代を担う子どもたちが地域の中で、健やかに生まれ育つことができるよう行政はもとより、ボランティアや市民の協力も得ながら総合的な子育て支援事業の充実に努めます。 主な取組み ○次世代育成支援行動計画の推進 ○子育て支援総合窓口の充実 ○子育て支援ネットワークづくり
（2）様々な保育ニーズへの対応 様々な保育ニーズに対応できるように、「延長保育」、「休日保育」、「一時預かり保育」、「病児・病後児保育」、「アレルギー対応給食の提供」等を実施し、保育サービスの充実を図っていきます。 老朽化した施設については、施設の改築等を実施し、安全・安心な保育環境の整備を行います。 主な取組み ○様々な保育ニーズに対応した保育サービスの充実 ○保育環境の整備・充実	**（2）様々な保育ニーズへの対応** 様々な保育ニーズに対応できるように、「延長保育」、「休日保育」、「一時預かり保育」、「　　病後児保育」、「アレルギー対応給食の提供」等を実施し、保育サービスの充実を図っていきます。 老朽化した施設については、施設の改築等を実施し、安全・安心な保育環境の整備を行います。 主な取組み ○様々な保育ニーズに対応した保育サービスの充実 ○保育環境の整備・充実
（3）要保護児童等に対する対策の充実 児童虐待などによる要保護児童等の適切な対策を図るため、要保護児童対策地域協議会を通じて、関係機関と連携を深め、情報の共有化に努めます。 主な取組み ○要保護児童対策地域協議会の運営及び関係機関との連携強化 ○家庭児童相談室事業	**（3）要保護児童等に対する対策の充実** 児童虐待などによる要保護児童等の適切な対策を図るため、要保護児童対策地域協議会を通じて、関係機関と連携を深め、情報の共有化に努めます。 主な取組み ○要保護児童対策地域協議会の運営及び関係機関との連携強化 ○家庭児童相談室事業

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
（4）子育て支援体制の充実 すべての子育て家庭における子育ての不安を解消し、子どもを健やかに育成するため、相談機能を有する関係各機関の連携を強化し、相談機能の充実に努めます。 また、放課後児童健全育成事業の実施等により、児童の健全育成を図ります。 子どもが通院や入院したときの医療費を軽減するため、子ども医療費の助成を引き続き実施するなどの経済的支援を充実します。 主な取組み ○各種相談事業 ○放課後児童健全育成事業 ○子ども医療費支給事業 ○経済的支援の充実	**（4）子育て支援体制の充実** すべての子育て家庭における子育ての不安を解消し、子どもを健やかに育成するため、相談機能を有する関係各機関の連携を強化し、相談機能の充実に努めます。 また、放課後児童健全育成事業の実施等により、児童の健全育成を図ります。 子どもが通院や入院したときの医療費を軽減するため、子ども医療費の助成を引き続き実施します。 主な取組み ○各種相談事業 ○放課後児童健全育成事業 ○子ども医療費支給事業
（5）子育て環境の整備 地域子育て支援センターや児童センター等の事業を、民生委員・児童委員や子育てボランティアなどと連携して行い、社会全体で子育て家庭を支えていく地域の形成を目指します。 また、身近な場所で子育てに関する交流や相談ができる場を確保し、誰もが安心して子どもを生み育てることができる子育て環境の整備に努めます。さらに、東京理科大学久喜キャンパス跡地を活用し、（仮称）久喜西児童館、子育て支援センターの整備を進めます。 主な取組み ○地域子育て支援センター事業 ○ファミリー・サポート・センター事業 ○児童センター・児童館事業 ○（仮称）久喜西児童館、子育て支援センターの整備	**（5）子育て環境の整備** 地域子育て支援センターや児童センター等の事業を、民生委員・児童委員や子育てボランティアなどと連携して行い、社会全体で子育て家庭を支えていく地域の形成を目指します。 また、身近な場所で子育てに関する交流や相談ができる場を確保し、誰もが安心して子どもを生み育てることができる子育て環境の整備に努めます。 主な取組み ○地域子育て支援センター事業 ○ファミリー・サポート・センター事業 ○児童センター・児童館事業

新　（後期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
特別保育実施保育所数	箇所	25	20	
保育所待機児童数	人	0	0	
子育て支援センター利用者数	人	31,298	30,500	

協働の指針

○次世代を担う子どもたちやその家庭を社会全体で支援することへの理解を深め、それぞれの役割を果たしながら一体となって子育てに取り組みます。

○事業者は、育児を行う者が働きやすい環境づくりに努めます。

旧　（前期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
特別保育実施保育所数	箇所	17	20	20	
保育所待機児童数	人	0	0	0	
子育て支援センター利用者数	人	15, 044	27, 800	30, 500	

協働の指針

○次世代を担う子どもたちやその家庭を社会全体で支援することへの理解を深め、それぞれの役割を果たしながら一体となって子育てに取り組みます。

○事業者は、育児を行う者が働きやすい環境づくりに努めます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
４　高齢者福祉の充実 **施策の現状** 国では平成 37 年（2025 年）を目標に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域における包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。 本市においても、年々、高齢化が進行しており、介護や支援を必要とする高齢者の増加、認知症高齢者の増加、介護の重度化や核家族化に伴う家庭介護力の低下などがみられます。 これまで、介護予防の一環として、一般高齢者を対象にいきいきデイサービス事業やはつらつ運動教室などを行ってきました。また、地域包括支援センターにおいては、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上事業などを実施して自立した生活に向けた支援を行っています。 さらに、介護する家族を対象に家族介護教室や家族介護用品支給事業を行うとともに、認知症サポーターの養成や、認知症ケアパスの作成、周知等を行っています。 今後も、介護を要する高齢者とその家族等の保健、医療、福祉サービスに対する需要は一層高まるものと考えられます。 **施策の課題** 団塊の世代が 75 歳に到達する平成 35 年には、高齢者人口が飛躍的に高まると予想されている中で、介護や支援を必要とする高齢者やその家族への支援、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯への支援の強化が求められています。 また、高齢者の多くは、住み慣れた地域での生活を望んでいることから、地域ケアシステムの構築により、各種の在宅サービスを活用しながら、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるようにすることが重要です。 このため、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進、健康づくりの推進などに取り組み、地域で支えあう社会づくりを進める必要があります。 **施策の目的** 高齢者が健康でいきいきと暮らせる社会、また、介護が必要な高齢者や認知症高齢者等が、人格と個性を尊重され、可能な限り住み慣れた地域で暮らせる社会を目指します。 また、元気な高齢者がその能力を生かし、支援を必要とする高齢者等の生活支援を行う地域支え合いの仕組みづくりを進めます。	**４　高齢者福祉の充実** **施策の現状** 国では平成 37 年（2025 年）を目標に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域における包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。 本市においても、年々、高齢化が進行しており、介護や支援を必要とする高齢者の増加、認知症高齢者の増加、介護の重度化や核家族化に伴う家庭介護力の低下などがみられます。 これまで、介護予防の一環として、一般高齢者を対象にいきいきデイサービス事業やはつらつ運動教室などを行ってきました。また、地域包括支援センターにおいては、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上事業などを実施して自立した生活に向けた支援を行っています。 さらに、介護する家族を対象に家族介護教室や家族介護用品支給事業を行うとともに、認知症サポーターの養成や、認知症ケアパスの作成、周知等を行っています。 今後も、介護を要する高齢者とその家族等の保健、医療、福祉サービスに対する需要は一層高まるものと考えられます。 **施策の課題** 団塊の世代が 75 歳に到達する平成 35 年には、高齢者人口が飛躍的に高まると予想されている中で、介護や支援を必要とする高齢者やその家族への支援、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯への支援の強化が求められています。 また、高齢者の多くは、住み慣れた地域での生活を望んでいることから、在宅サービスの充実をはじめ、要介護等の状態となることを防止する介護予防対策の推進が重要となっています。 このため、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防を重視するとともに、高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進、健康づくりの推進などに取り組み、地域で支えあう社会づくりを進める必要があります。 **施策の目的** 高齢者が健康でいきいきと暮らせる社会、また、介護が必要な高齢者や認知症高齢者等が、人格と個性を尊重され、可能な限り住み慣れた地域で暮らせる社会を目指します。 また、元気な高齢者がその能力を生かし、支援を必要とする高齢者等の生活支援を行う地域支え合いの仕組みづくりを進めます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の内容 **（1）高齢者支援体制の整備** 高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、その人らしく自立した生活を送ることができるよう、また、介護が必要な状態になっても、適切な生活支援サービスが切れ目なく提供できるような「地域包括ケアシステム」の実現を目指します。 また、保健・医療・福祉・介護等の関係機関の連携を強化するとともに、介護保険以外のサービスや地域住民・ボランティアなどによる総合的な生活支援活動も提供できるよう、高齢者を地域全体で支える体制の整備を図ります。 主な取組み ○地域包括支援センター事業 ○地域密着型サービスの整備・充実 ○要援護者見守り支援事業 ○家族介護者への支援 **（2）高齢者支援サービスの充実** 高齢者が、住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、緊急時通報システムなどの高齢者の福祉サービスの充実、地域包括支援センターなどによる高齢者の総合相談窓口の強化により、高齢者の生活支援や権利擁護を図ります。 主な取組み ○高齢者福祉サービスの充実 ○地域包括支援センター事業（再掲） ○成年後見制度利用の支援 **（3）介護保険サービスの充実** 要介護者の増加、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の増加などに対応できるように、介護保険施設等の基盤を整備し、各種介護保険サービスの充実と質的向上を図ります。 主な取組み ○介護保険施設等の整備促進 ○地域密着型サービスの整備・充実（再掲） ○介護給付の適正化 ○利用者負担助成事業	**施策の内容** **（1）高齢者支援体制の整備** 高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、その人らしく自立した生活を送ることができるよう、また、介護が必要な状態になっても、適切な生活支援サービスが切れ目なく提供できるような「地域包括ケアシステム」の実現を目指します。 また、保健・医療・福祉・介護等の関係機関の連携を強化するとともに、介護保険以外のサービスや地域住民・ボランティアなどによる総合的な生活支援活動も提供できるよう、高齢者を地域全体で支える体制の整備を図ります。 主な取組み ○地域包括支援センター事業 ○地域密着型サービスの整備・充実 ○要援護者見守り支援事業 ○家族介護者への支援 **（2）高齢者支援サービスの充実** 高齢者が、住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、緊急時通報システムなどの高齢者の福祉サービスの充実、地域包括支援センターなどによる高齢者の総合相談窓口の強化により、高齢者の生活支援や権利擁護を図ります。 主な取組み ○高齢者福祉サービスの充実 ○地域包括支援センター事業（再掲） ○成年後見制度利用の支援 **（3）介護保険サービスの充実** 要介護者の増加、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の増加などに対応できるように、介護保険施設等の基盤を整備し、各種介護保険サービスの充実と質的向上を図ります。 主な取組み ○介護保険施設等の整備促進 ○地域密着型サービスの整備・充実（再掲） ○介護給付の適正化 ○利用者負担助成事業

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
（4）介護予防の推進 高齢者が、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、地域において、健康教育・健康相談、介護予防教室等を行っていくことで、高齢者一人ひとりが、可能な限り、要介護状態にならないよう、生活機能の維持・向上を図ります。 また、認知症の早期発見・早期治療に向けて、認知症の予防や認知症の正しい理解を深めるため、認知症サポーター養成講座や認知症講演会などにより、認知症の方やその家族を支える仕組みづくりを推進します。 主な取組み ○自立支援デイサービス事業（いきいきデイサービス事業） ○高齢者福祉センターの活用 ○各種介護予防教室の実施 ○認知症支援体制の推進 ○介護予防・日常生活支援総合事業の充実	**（4）介護予防の推進** 高齢者が、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、地域において、健康教育・健康相談、介護予防教室等を行っていくことで、高齢者一人ひとりが、可能な限り、要介護状態にならないよう、生活機能の維持・向上を図ります。 また、認知症の早期発見・早期治療に向けて、認知症の予防や認知症の正しい理解を深めるため、認知症サポーター養成講座や認知症講演会などを開催し、認知症の方やその家族を支える仕組みづくりを推進します。 主な取組み ○自立支援デイサービス事業（いきいきデイサービス事業） ○高齢者福祉センターの活用 ○各種介護予防教室の実施 ○認知症支援体制の推進
（5）生きがいづくりと社会参加の推進 高齢者が地域において生きがいのある生活・社会活動ができるよう、市民ボランティア団体等の活動支援、地域における支え合いの仕組みづくりやコミュニティ活動などの支援を図ります。 主な取組み ○市民ボランティア団体等の活動支援 ○地域支え合いの仕組みづくりへの支援	**（5）生きがいづくりと社会参加の推進** 高齢者が地域において生きがいのある生活・社会活動ができるよう、市民ボランティア団体等の活動支援、地域における支え合いの仕組みづくりやコミュニティ活動などの支援を図ります。 主な取組み ○市民ボランティア団体等の活動支援 ○地域支え合いの仕組みづくりへの支援

新　（後期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
介護予防教室等の参加者数	人	21,132	30, 000	
地域包括支援センター相談者数	人	23,876	25, 000	
いきいきデイサービスの参加者数	人	311	400	
老人クラブ会員数	人	3,194	4, 250	
認知症サポーター養成講座新規受講者数	人	1,973	1, 650	
介護予防ボランティア（はつらつリーダー）登録者数	人	86	145	

協働の指針

○自分の健康は自分でつくり、守るという観点に立って健康、生きがいづくりに取り組みます。

○介護予防事業や地域支え合いの仕組みづくりに積極的に取り組みます。

旧　（前期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
介護予防教室等の参加者数	人	11, 491	23, 000	30, 000	
地域包括支援センター相談者数	人	16, 271	20, 000	25, 000	
いきいきデイサービスの参加者数	人	171	350	400	
老人クラブ会員数	人	3, 856	4, 050	4, 250	
認知症サポーター養成講座新規受講者数	人	1, 300	1, 500	1, 650	
介護予防ボランティア（はつらつリーダー）登録者数	人	35	95	145	

協働の指針

○自分の健康は自分でつくり、守るという観点に立って健康、生きがいづくりに取り組みます。

○介護予防事業や地域支え合いの仕組みづくりに積極的に取り組みます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
５　障がい者（児）福祉の充実 **施策の現状** 高齢化の急速な進行、障がいの重度化・重複化、家族形態の変化等により、障がい者（児）を取り巻く環境が変化しています。 本市における身体障害者手帳の交付状況は概ね横ばいであるものの、知的障がい者数と精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）者数は年々増加傾向にあります。こうした状況に加え、障がいの重度化・重複化や介護者の高齢化の進行、また、障がい福祉サービス等の対象となる難病の範囲が拡大されたことなどにより、障がい者支援全般の一層の充実が求められています。 国においては、障がい者に係る制度改革が進められ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が平成 25 年４月に施行されています。また、平成２５年６月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が制定され、平成 28 年４月に施行されています。障害者差別解消法の施行により、不当な差別的取扱いが禁止され、障がいの特性に合わせた合理的配慮の提供が求められています。 こうした国の動向を踏まえ、本市では、障がいのある人もない人もすべての人がともに生き、ともに安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、各種の施策に取り組んでいます。手帳の交付や各種相談、各種手当等の支援、外出支援をはじめ、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスや障がい児支援、障がいの早期発見・早期療育のための保健・医療サービス、さらには障がい者の社会参加や就労の促進に向けた施策のほか、障がい者（児）を取り巻く環境の変化に対応するためのさまざまな施策を推進しています。 **施策の課題** これらの制度改正に対応して、久喜市障がい者計画及び障がい福祉計画に基づき、ノーマライゼーションの理念の一層の浸透、情報提供体制の充実、各種サービスの充実、就労機会の拡大、障がい者虐待の防止、社会参加の促進やバリアフリーのまちづくりなど、障がい者施策の総合的な推進に努める必要があります。 また、障がい者が安心して地域で暮らしていくためには、住まいや雇用の場の確保や、相談支援体制の充実が重要となっています。特に、重度障がい者については、設備や職員体制など受け入れ可能な住まいの確保や介護者の負担軽減など、支援の充実が必要です。 さらに、障がい者が安心して地域で暮らしていくためには、障がいの有無に関係なく市民同士が触れ合う機会を増やすことなど、市民の障がいへの理解を深めることが必要です。	**５　障がい者（児）福祉の充実** **施策の現状** 高齢化の急速な進行、障がいの重度化・重複化、家族形態の変化等により、障がい者　　を取り巻く環境が変化してきています。 障がい者数は高齢化の進展とともに増加傾向にあり、障がいの重度化・重複化や介護者の高齢化も進み、障がい者支援全般の一層の充実が求められています。 国においては、障がい者に係る制度改革が進められ「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成 24 年 10 月に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律」が平成 25 年４月に施行され、障がい者福祉施策は新たな展開を迎えようとしています。 本市では、関係機関と連携しながら、手帳の交付や各種相談、各種手当等の支援、外出支援をはじめ、障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスや障がいの予防と早期発見のための保健・医療サービス、さらには障がい者の社会参加や就労の促進に向けた施策など、地域社会の中で障がい者が自立して暮らせるまちづくりを目指して多様な施策を推進しています。 **施策の課題** これら　制度改正に対応して、久喜市障がい者計画及び障がい福祉計画に基づき、ノーマライゼーションの理念の一層の浸透、情報提供体制の充実、各種サービスの充実、就労機会の拡大、障がい者虐待の防止、社会参加の促進やバリアフリーのまちづくりなど、障がい者施策の総合的推進に努める必要があります。 また、障がい者が安心して地域で暮らしていくためには、住まいや雇用の場の確保、相談支援体制の充実が重要となっています。特に、重度障がい者については、設備や職員体制など受け入れ可能な住まいの確保や介護者の負担軽減など、支援の充実が必要です。 さらに、障がい者が安心して地域で暮らしていくためには、地域住民の障がい者への理解が必要であり、そのためには、障がいの有無に関係なく市民同士が触れ合う機会を増やすことなどにより、市民の　　理解を深めることが必要です。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の目的 障がい者（児）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を送れるよう努めます。また、障がいの有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を目指します。 **施策の内容** **（１）自立生活の支援** 障がい者（児）の自立を促進するため、必要に応じた支援を提供します。 また、高齢障がい者の増加に対応するため、高齢者施策との整合性を図りつつ、生活支援の強化を図ります。 主な取組み ○介護、訓練等給付費事業 ○自立支援（更生・精神通院）医療費事業 ○相談支援事業 ○障がい児通所支援事業 ○意思疎通支援事業 **（２）就労・社会参加の促進** ノーマライゼーションの理念の実現に向け、障がいの有無にかかわらず、地域で生活できる社会づくりを進めます。 主な取組み ○就労支援事業 ○自動車改造費助成事業 ○フレンドシップ学級 ○スポーツ・文化芸術活動の推進	**施策の目的** 障がい者　　がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を送れるよう努めます。また、障がいの有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を目指します。 **施策の内容** **（１）自立生活の支援** 障がい者　　の自立を促進するため、必要に応じた支援を提供します。 また、高齢障がい者の増加に対応するため、高齢者施策との整合性を図りつつ、生活支援の強化を図ります。 主な取組み ○介護、訓練等給付費事業 ○自立支援（更生・精神通院）医療費事業 ○相談支援事業 **（２）　社会参加の促進** ノーマライゼーションの理念の実現に向け、障がいの有無にかかわらず、地域で生活できる社会づくりを進めます。 主な取組み ○手話奉仕員養成 ○自動車改造費助成事業 ○フレンドシップ学級

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
（３）障がい福祉サービスの充実 障がい者（児）が安心して住み慣れた地域や家庭で生活が送れるよう、各種障がい　福祉サービスの充実を図ります。 主な取組み ○重度心身障害者医療費給付事業 ○福祉タクシー利用料助成事業 ○重度心身障がい者自動車燃料費助成事業	**（３）障がい者福祉サービスの充実** 障がい者　　が安心して住み慣れた地域や家庭で生活が送れるよう、各種障がい者福祉サービスの充実を図ります。 主な取組み ○重度心身障害者医療費給付事業 ○福祉タクシー利用料助成事業 ○重度心身障がい者自動車燃料費助成事業
（４）施設・生活環境の整備 障がいの有無にかかわらず、すべての人が安心して地域で生活できるよう、公共施設等におけるバリアフリー化や施設整備を進めるとともに、ユニバーサルデザインの普及に努めます。 また、障がい者等の要援護者に対する見守り支援の体制づくりを推進します。 主な取組み ○公共施設等のバリアフリー化 ○民間施設のバリアフリー化の促進 ○おもいやり駐車場制度の拡充 ○要援護者見守り支援事業（再掲）	**（４）施設・生活環境の整備** 障がいの有無にかかわらず、すべての人が安心して地域で生活できるよう、公共施設等におけるバリアフリー化や施設整備を進めるとともに、ユニバーサルデザインの普及に努めます。 また、障がい者等の要援護者に対する見守り支援の体制づくりを推進します。 主な取組み ○公共施設等のバリアフリー化 ○民間施設のバリアフリー化の促進 ○おもいやり駐車場制度の拡充 ○要援護者見守り支援事業（再掲）
（５）権利擁護の推進 障がいに対する偏見や差別をなくし、障がいのある人に対する理解を深めるため、各種啓発活動を推進するとともに、虐待を防止するための取組みを進めます。 主な取組み ○障害者差別解消法の周知・啓発 ○成年後見制度利用の支援（再掲） ○虐待防止の推進	

新　（後期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
久喜市障がい者就労支援事業登録者における障がい者の就労数	人	35	28 以上	
福祉タクシー利用助成や自動車燃料費助成を受けている障がい者の割合	%	79.0	80.０以上	
居宅介護等サービスを受けている障がい者の数	人	319	310	
日中活動系サービスを受けている障がい者の数	人	799	610	
久喜市要援護者見守り支援事業のうち障がい者の登録者数	人	626	560	

協働の指針

○可能な限り、積極的に社会参加をします。
○障がい者（児）を理解、尊重して社会参加に関しての手助け、支援をします。

旧　（前期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
久喜市障がい者就労支援事業登録者における障がい者の就労数	人	28	28 以上	28 以上	
福祉タクシー利用助成や自動車燃料費助成を受けている障がい者の割合	%	80.０	80.０以上	80.０以上	
居宅介護等サービスを受けている障がい者の数	人	259	280	310	
日中活動系サービスを受けている障がい者の数	人	505	560	610	
久喜市要援護者見守り支援事業のうち障がい者の登録者数	人	506	550	560	

協働の指針

○可能な限り、積極的に社会参加をします。
○障がい者を理解、尊重して社会参加に関しての手助け、支援をします。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
６　地域福祉・地域ボランティアの充実 **施策の現状** 少子高齢化の急速な進行と核家族化が進み、家庭や地域の相互扶助機能の低下、地域のつながりの希薄化により、生活不安の増大や孤立化が進んだことで、孤独死や虐待、ひきこもり、自殺などが社会問題となっています。 このような中、ますます複雑・多様化する福祉ニーズに対応し、だれもが安心して暮らせる地域社会をつくっていくためには、市民一人ひとりが福祉活動の担い手として各種の活動に自主的、主体的に参加する地域福祉の推進が不可欠となっています。 本市では、社会福祉協議会が民生委員・児童委員、ボランティア、地域住民と連携し、制度外のサービスや事業を行うとともに、地域に密着した様々な市民参加型の活動を展開しています。 また、災害発生時において、要援護者に対して適切に支援が出来るよう、平成 27 年度より要援護者見守り支援台帳システムを稼働することで、より適正な情報管理を出来るようにしました。	**６　地域福祉・地域ボランティアの充実** **施策の現状** 少子高齢化の急速な進行と核家族化が進み、家庭や地域の相互扶助機能の低下、地域のつながりの希薄化が指摘されています。 また、近年の厳しい社会経済情勢により、全ての年齢層において生活不安の増大や孤立化が進み、孤独死や虐待、ひきこもり、自殺などが社会問題となっています。 このような中、ますます複雑・多様化する福祉ニーズに対応し、だれもが安心して暮らせる地域社会をつくっていくためには、現在の福祉制度サービスだけでは十分に対応できなくなっています。このため、市民一人ひとりが福祉活動の担い手として各種の活動に自主的、主体的に参加する地域福祉の推進が不可欠となっています。 本市では、社会福祉協議会が民生委員・児童委員、ボランティア、地域住民と連携し、制度外のサービスや事業を行うとともに、地域に密着した様々な市民参加型の活動を展開しています。
施策の課題 少子高齢化の進展に伴い、援護を必要とする高齢者や障がい者などが増加するなど、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれるため、より多くの人々が地域福祉活動に主体的に参加する仕組み（人づくり、組織づくり）を構築していくことが必要です。 また、登録ボランティアについては構成員の高齢化が進んだことで、活動が縮小傾向になってます。 さらに、要援護者見守り支援事業の登録者の減少が見られるだけでなく、地域のつながりの希薄化により、支援者がなかなか確保できないことが課題となっています。	**施策の課題** 少子高齢化の急速な進行に伴い、援護を必要とする高齢者や障がい者などが増加し、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれます。より多くの人々が地域福祉活動に主体的に参加する仕組み（人づくり、組織づくり）を構築していく必要があります。
施策の目的 子どもや高齢者、障がいのある人もない人も、誰もが家庭や住み慣れた地域の中で自分らしくいきいきと安心して暮らせる環境づくりに向けて、地域住民や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体など各種団体との連携、協働を図りながら、地域の支え合いによる地域福祉を推進します。	**施策の目的** 子どもや高齢者、障がいのある人もない人も、誰もが家庭や住み慣れた地域の中で自分らしくいきいきと安心して暮せる環境づくりに向けて、地域住民や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体など各種団体との連携、協働を図りながら、地域の支え合いによる地域福祉を推進します。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の内容 **（1）福祉意識の醸成** 幼児教育、学校教育、生涯教育のそれぞれの分野において、福祉教育を推進するとともに、広報活動及び各種イベントなどあらゆる機会を通じて、福祉意識の醸成を図ります。 主な取組み ○福祉教育の推進 ○社会福祉協議会との連携、協働 **（2）地域福祉推進組織の活動支援** 地域福祉を推進するための中核的役割を担う組織として社会福祉協議会を位置付けるとともに、その活動について支援を行います。 また、社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に策定した地域福祉計画を推進しながら、民生委員・児童委員やボランティア、NPO、地域活動団体等との連携を強化し、日常生活圏域での地域福祉活動の支援を図ります。 主な取組み ○地域福祉計画の推進 ○社会福祉協議会への支援 ○民生委員・児童委員、各種団体及び関係機関等との連携強化 **（3）要援護者の見守り支援** 高齢者や障がい者など、災害時に自力で避難することが困難な要援護者が地域で安心して暮らせるように、地域支援者である区長、民生委員・児童委員、自主防災組織などとの連携を強化し、常日頃から見守られ、また、災害時には地域で安否確認などの支援が受けられるような体制づくりを推進します。 さらに、要援護者が地域で孤立しないよう、地域支援者やライフライン事業者などと連携を深め、見守り支援の充実を図ります。 主な取組み ○地域支援者等との連携強化	**施策の内容** **（1）福祉意識の醸成** 幼児教育、学校教育、生涯教育のそれぞれの分野において、福祉教育を推進するとともに、広報活動及び各種イベントなどあらゆる機会を通じて、福祉意識の醸成を図ります。 主な取組み ○福祉教育の推進 ○社会福祉協議会との連携、協働 **（2）地域福祉推進組織の活動支援** 地域福祉を推進するための中核的役割を担う組織として社会福祉協議会を位置付けるとともに、その活動について支援を行います。 また、社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に策定した地域福祉計画を推進しながら、民生委員・児童委員やボランテイア、NPO、地域活動団体等との連携を強化し、日常生活圏域での地域福祉活動の支援を図ります。 主な取組み ○地域福祉計画の推進 ○社会福祉協議会への支援 ○民生委員・児童委員、各種団体及び関係機関等との連携強化 **（3）要援護者の見守り支援** 高齢者や障がい者など、災害時に自力で避難することが困難な要援護者が地域で安心して暮らせるように、地域支援者である区長、民生委員・児童委員、自主防災組織などとの連携を強化し、常日頃から見守られ、また、災害時には地域で安否確認などの支援が受けられるような体制づくりを推進します。 さらに、要援護者が地域で孤立しないよう、地域支援者やライフライン事業者などと連携を深め、見守り支援の充実を図ります。 主な取組み ○地域支援者等との連携強化

新　（後期基本計画）

（4）バリアフリー及びユニバーサルデザインの環境整備の推進

埼玉県福祉のまちづくり条例など関係法令に基づき、高齢者や障がい者等だれもが安全で利用しやすいバリアフリー及びユニバーサルデザインを重視した施設整備、道路整備等のまちづくりを推進します。

主な取組み
　○公共施設等のバリアフリー化（再掲）
　○民間施設のバリアフリー化の促進（再掲）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
ボランティアセンター登録者数	人	344	300	
ボランティアセンター登録団体数	団体	81	88	
要援護者見守り支援台帳登録者数	人	4,021	5,200	
社会福祉協議会会員数	世帯	31,977	33,300	
ふれあい・いきいきサロン設置数	箇所	40	40	

協働の指針

○地域コミュニティ（町内会活動等）に積極的に参加します。
○地域における福祉活動に参加します。
○地域のネットワークを広げ、要援護者を見守り支援します。
○地域支え合いの仕組みを活用します。

旧　（前期基本計画）

（4）バリアフリー及びユニバーサルデザインの環境整備の推進

埼玉県福祉のまちづくり条例など関係法令に基づき、高齢者や障がい者等だれもが安全で利用しやすいバリアフリー及びユニバーサルデザインを重視した施設整備、道路整備等のまちづくりを推進します。

主な取組み
　○公共施設等のバリアフリー化（再掲）
　○民間施設のバリアフリー化の促進（再掲）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
ボランティアセンター登録者数	人	279	290	300	
ボランティアセンター登録団体数	団体	73	83	88	
要援護者見守り支援台帳登録者数	人	4,404	4,900	5,200	
社会福祉協議会会員数	世帯	32,578	32,950	33,300	
ふれあい・いきいきサロン設置数	箇所	25	36	40	

協働の指針

○地域コミュニティ（町内会活動等）に積極的に参加します。
○地域における福祉活動に参加します。
○地域のネットワークを広げ、要援護者を見守り支援します。
○地域支え合いの仕組みを活用します。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
７　社会保障制度の充実 **施策の現状** 国民健康保険事業は、国民皆保険の中核的役割を担うとともに、医療のセーフティネットとして国民の健康を支えています。なお、後期高齢者医療制度では 75 歳以上の高齢者を対象にしています。 生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする制度ですが、保護率は近年増加傾向にあります。 本市では、生活保護の支援対象者に対しては、生活相談や訪問により、各世帯の状況を把握し、自立助長の促進を目標に事業を実施しています。 また、生活保護の相談者については、きめ細やかな状況把握を行い、他制度の活用も検討しながら適切な保護決定をしています。 **施策の課題** 国民健康保険事業は、医療技術の高度化、高齢者の増加による医療費の上昇及び無職や非正規雇用などの低所得者の加入割合の増加などにより、財政運営が厳しくなっています。そのため、医療費の適正化や国民健康保険税の滞納額の圧縮などにより、事業の健全運営に向けた取り組みを進める必要があります。 平成 30 年度以降、国民健康保険の安定化や効率的な事業運営のため、財政運営の責任主体が埼玉県に移行します。本市も共同の保険者として、保険税の賦課・徴収、窓口業務や保健事業など、市町村が引き続き担うとされる役割を適切に実施してまいります。 また、雇用情勢の悪化などの影響もあり、生活保護受給者のうち就職者の割合は低い状況となっています。厳しい雇用情勢が続く中、生活保護受給者に中高年や限定的就労可能者が多くなっていることから、対象者に関する情報や支援方針等を関係機関で共有のうえ、連携して就労を支援する必要があります。 **施策の目的** すべての市民の生活・就労支援がなされ、健康で文化的な生活が保障されるよう、社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。	**７　社会保障制度の充実** **施策の現状** 国民健康保険事業は、国民皆保険の中核的役割を担うとともに、医療のセーフティネットとして国民の健康を支えています。しかし、医療技術の高度化や高齢者層の増加による医療費の上昇や無職や非正規雇用などの低所得者の加入割合の増加などにより、財政運営が厳しくなっています。また、平成 20 年度から創設された後期高齢者医療制度は、名称変更や年齢で区分して保険制度に加入することなど、導入当初からさまざまな意見が出され、課題を解消するための検討がされています。 生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする制度ですが、保護率は、近年の雇用情勢の悪化等により増加傾向にあります。 本市では、生活保護の支援対象者に対しては、生活相談や訪問の機会を捉え、各世帯の状況を把握し、自立助長の促進を目標に事業を実施しています。 また、生活保護の相談者については、きめ細やかな状況把握を行い、他制度の活用も検討しながら適切な保護決定をしています。 **施策の課題** 国民健康保険事業については、医療費の適正化や国民健康保険税の滞納額の圧縮など事業の健全運営に向けた取り組みを進めるほか、高齢者医療制度の見直しへの適切な対応に努める必要があります。 また、雇用情勢の悪化などの影響もあり、生活保護受給者のうち就職者の割合は低い状況となっています。厳しい雇用情勢が続く中、生活保護受給者に中高年や限定的就労可能者が多くなっていることから、対象者に関する情報や支援方針等を関係機関で共有のうえ、連携して就労を支援する必要があります。 **施策の目的** すべての市民の生活・就労支援がなされ、健康で文化的な生活が保障されるよう、社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の内容 **（1）国民健康保険事業の推進** 国民健康保険制度の健全な運営のため、特定健康診査の実施や人間ドック・がん検診の助成などを実施し、疾病の早期発見と予防を図るとともに、レセプトの内容点検の強化を図り、医療費の適正化に取り組みます。 さらに、国民健康保険税の安定的な確保に努めます。 主な取組み ○各種検（健）診の促進 ○適正な医療給付 ○国民健康保険税の安定的な確保対策	**施策の内容** **（1）国民健康保険事業の推進** 国民健康保険制度の健全な運営のため、人間ドック・がん検診助成や特定健康診査などを実施し、疾病の早期発見と予防を図るとともに、レセプトの内容点検の強化を図り、医療費の適正化・抑制に取り組みます。 さらに、国民健康保険税の安定的な確保に努めます。 主な取組み ○各種検（健）診の促進 ○適正な医療給付 ○国民健康保険税の安定的な確保対策
（2）高齢者医療制度の円滑な運営 埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者医療制度の円滑な運営を図ります。 主な取組み ○高齢者医療制度の円滑な運営	**（2）高齢者医療制度の円滑な運営** 埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療保険制度の動向を注視しつつ、高齢者医療制度の円滑な運営を図ります。 主な取組み ○円滑な高齢者医療制度の促進
（3）国民年金制度の周知 国民年金制度を理解していただくために広報及び年金相談等の周知を行います。 主な取組み ○国民年金制度の周知活動	**（3）国民年金制度の啓発** 国民年金制度を理解していただくために広報及び年金相談等の啓発を行います。 主な取組み ○国民年金制度の啓発活動
（4）介護保険事業の推進 介護が必要なときに必要なサービスが利用できるよう、居宅サービスや地域密着型サービス等、地域に必要なサービス量の確保に努めます。 また、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費の適正化を図ります。 主な取組み ○介護保険事業	**（4）介護保険事業の推進** 介護が必要なときに必要なサービスが利用できるよう居宅サービスや地域密着型サービス等、地域に必要なサービス量の確保に努めます。 また、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費の適正化を図ります。 主な取組み ○介護保険事業

新　（後期基本計画）

（5）生活保護制度の適正な運用

生活保護対象世帯の的確な実態把握に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用を推進します。

また、生活保護受給者世帯の自立に向け、相談・指導体制の充実を図ります。

主な取組み
　○生活保護事業

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
国民健康保険税の滞納額	百万円	1,276	2, 052 以下	
生活保護から自立した世帯数	世帯	69	37 以上	

協働の指針

○生涯を通じた健康づくりを実践します。
○介護予防事業や地域支援事業に積極的に取り組みます。
○就業と自立に努めます。

旧　（前期基本計画）

（5）生活保護制度の適正な運用

生活保護対象世帯の的確な実態把握に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用を推進します。

また、生活保護受給者世帯の自立に向け、相談・指導体制の充実を図ります。

主な取組み
　○生活保護事業

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
国民健康保険税の滞納額	百万円	1, 993	2, 052 以下	2, 052 以下	
生活保護から自立した世帯数	世帯	37	37 以上	37 以上	

協働の指針

○生涯を通じた健康づくりを実践します。
○介護予防事業や地域支援事業に積極的に取り組みます。
○就業と自立に努めます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
大綱４　心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にする **１　幼児教育の充実** **施策の現状** 幼児教育は、一人ひとりの幼児が生きていくための基礎となる力を身につけられるようにすることが求められています。そのため、幼児の主体的な活動を促すだけでなく、遊びを通した総合的な指導の重要性も求められています。また、生涯にわたる人格形成の基礎をつくることや、「生きる力」を培うことを重視して進める必要があります。 本市の幼児教育は、人間形成の基礎が培われる時期として、生活や遊びといった直接的・具体的な体験活動を通して、社会で生きるための基礎を築いています。 しかし、家庭の子育て力の低下、地域の人間関係の希薄化、少子化による幼児同士のふれあいの低下などにより、成長・自立のために必要となるさまざまな体験機会が失われつつあります。そのため、幼稚園では幼児の発達に望ましい環境をつくるとともに、遊び等を通してさまざまなことを体験し「自ら考える力」と「豊かな学び」の育ちとなるような支援をしています。 **施策の課題** 幼児教育を推進するため、家庭や地域と連携するだけでなく、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた小学校との連携、教職員を対象とした研修の充実、保護者に対しての子育て支援体制の充実、特別支援教育の充実等を図っていくことが課題です。 また、家庭教育学級については、対象となるＰＴＡや保護者団体の活動状況により、実施数が伸び悩んでおり、活動団体を今後増やしていくことが必要です。 **施策の目的** 幼稚園・家庭・小学校・地域が相互に連携しあい、教育環境の整備を図り、幼児期に最もふさわしい教育が展開できることを目的とします。	**大綱４　心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にする** **１　幼児教育の充実** **施策の現状** 幼児教育は、 生涯にわたる人格形成の基礎をつくること　、「生きる力」を培うことを重視して進める必要があります。 本市の幼児教育は、人間形成の基礎が培われる時期として、生活や遊びといった直接的・具体的な体験活動を通して、社会で生きるための基礎を築いています。 しかし、家庭の子育て力の低下、地域の人間関係の希薄化、少子化による幼児同士のふれあいの低下などにより、成長・自立のために必要となるさまざまな体験機会が失われつつあります。そこで、　幼稚園では幼児の発達に望ましい環境をつくるとともに、遊び等を通してさまざまなことを体験し「自ら考える力」と「豊かな学び」の育ちとなるような支援をしています。 **施策の課題** 幼稚園では一人ひとりの幼児が生きていくための基礎となる力を身につけられるよう、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい活動が展開されるよう、遊びを通した総合的な指導の重要性が求められています。 家庭や地域と連携した幼児教育の推進や、　子どもの発達や学びの連続性を踏まえた小学校との連携、教職員を対象とした研修の充実、保護者に対しての子育て支援体制の充実、特別支援教育の充実等を図っていくことが課題です。 **施策の目的** 幼稚園・家庭・小学校・地域が相互に連携しあい、教育環境の整備を図り、幼児期に最もふさわしい教育が展開できることを目的とします。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の内容 **（1）子どもたちの人間形成の基礎づくりの支援** 幼児期は将来を担う子どもたちの基礎づくりの時期であり、社会の変化に対応していく子どもを育てるにはどうしたらよいかを考えた教育を進めます。 さまざまな体験を通し、体の五感に訴え掛けた安心感、親しみ、感触、心地よさ、開放感を生活や遊びの中で味わい、子ども同士で遊ぶ中で試行錯誤しながら得た達成感や楽しかった思い出の積み重ねにより、子どもたちのバランスのとれた成長を促します。 主な取組み ○基本的な生活習慣の習得に向けた指導 ○食育の推進 ○人と関わる力や思考力の育成 **（2）小学校との連携** 子どもたちの小学校入学に対する不安を解消するなど、安心して小学校の生活に入れるよう小学校との連携を図ります。 また、小学校との連携を図ることで、教員間で幼児期から児童期の成長発達を理解し、学びの連続性を踏まえた指導内容を盛り込みます。 さらに、子どもたちと小学生の異年齢交流体験を通して、緊張感をほぐし、不安を乗り越えていくことでスムーズな移行と成長を促します。 主な取組み ○子どもの交流活動の推進 ○教員間の連携強化 **（3）教員の資質の向上** 研修の質を高め、様々な分野の理解を深めながら、教員の資質の向上を図ります。 また、若い保護者の特性を知り、子育ての悩みや育児についての指導力を高めていきます。 主な取組み ○教員研修の充実	**施策の内容** **（1）子どもたちの人間形成の基礎づくりの支援** 幼児期は将来を担う子どもたちの基礎づくりの時期であり、社会の変化に対応していく子どもを育てるにはどうしたらよいかを考えた教育を進めます。 さまざまな体験を通し、体の五感に訴え掛けた安心感、親しみ、感触、心地よさ、開放感を生活や遊びの中で味わい、子ども同士で遊ぶ中で試行錯誤しながら得た達成感や楽しかった思い出の積み重ねにより、子どもたちのバランスのとれた成長を促します。 主な取組み ○基本的な生活習慣の習得に向けた指導 ○食育の推進 ○人と関わる力や思考力の育成 **（2）小学校との連携** 子どもたちの小学校入学に対する不安を解消するなど、安心して小学校の生活に入れるよう小学校との連携を図ります。 また、小学校との連携を図ることで、教員間で幼児期から児童期の成長発達を理解し、学びの連続性を踏まえた指導内容を盛り込みます。 さらに、子どもたちと小学生の異年齢交流体験を通して、緊張感をほぐし、不安を乗り越えていくことでスムーズな移行と成長を促します。 主な取組み ○子どもの交流活動の推進 ○教員間の連携強化 **（3）教員の資質の向上** 研修の質を高め、様々な分野の理解を深めながら、教員の資質の向上を図ります。 また、若い保護者の特性を知り、子育ての悩みや育児についての指導力を高めていきます。 主な取組み ○教員研修の充実

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
（4）保護者支援体制の充実 保護者が幼稚園の活動に参加する保育参加を取り入れ、子どもの成長や発達を理解する機会をつくります。 また、在園児対象の幼稚園の園庭開放、＿＿＿＿＿預かり保育を実施し、保護者への支援体制を整えます。 さらに、幼稚園と保護者が一体となり子どもを育てているという認識を持つことで、子育ての楽しさに気付き、伸び伸びとした子育てができるよう支援し、子どもの健やかな成長に繋げていきます。 主な取組み ○保護者が参加できる事業の充実 ○教育時間外の保護者支援 ○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	**（4）保護者支援体制の充実** 保護者が幼稚園の活動に参加する保育参加を取り入れ、子どもの成長や発達を理解する機会をつくります。 また、在園児対象の幼稚園の園庭開放、延長保育、預かり保育を実施し、保護者への支援体制を整えます。 さらに、幼稚園と保護者が一体となり子どもを育てているという認識を持つことで、子育ての楽しさに気付き、伸び伸びとした子育てができるよう支援し、子どもの健やかな成長に繋げていきます。 主な取組み ○保護者が参加できる事業の充実 ○教育時間外の保護者支援 ○関係機関との連携強化 ○保護者負担の適正化
（5）保護者の交流機会の提供・支援 PTA 活動が保護者同士の交流の場ともなるよう、保護者に企画運営を委ねた家庭教育学級の開催を支援します。 また、子育て支援の講演会等の開催、スポーツ活動、料理講習会、手芸講習会、ボランティア活動等の集まる機会を設定し、情報提供と交流の場の充実を図ります。 主な取組み ○子育てについての意見交換の場の充実 ○各種講演会等の充実 ○幼稚園行事や保育活動への参加機会の充実	**（5）保護者の交流機会の提供・支援** PTA 活動が保護者同士の交流の場ともなるよう、保護者に企画運営を委ねた家庭教育学級の開催を支援します。 また、子育て支援の講演会等の開催、スポーツ活動、料理講習会、手芸講習会、ボランティア活動等の集まる機会を設定し、情報提供と交流の場の充実を図ります。 主な取組み ○子育てについての意見交換の場の充実 ○各種講演会等の充実 ○幼稚園行事や保育活動への参加機会の充実
（６）幼稚園と保育所の連携 異なる保育体系の中で、保育内容について共有できる部分を具体的に検討しながら職員間で実践していきます。 また、子どもにとって一日を楽しく生活する幼稚園・保育所としての役割を担い充実した生活が実現できるよう連携の強化を図ります。 主な取組み ○幼稚園と保育所の連携強化 ○幼保一体化の推進	**（６）幼稚園と保育所の連携** 異なる保育体系の中で、保育内容について共有できる部分を具体的に検討しながら職員間で実践していきます。 また、子どもにとって一日を楽しく生活する幼稚園・保育所としての役割を担い充実した生活が実現できるよう連携の強化を図ります。 主な取組み ○幼稚園と保育所の連携強化 ○幼保一体化の推進

新　（後期基本計画）

（７）特別支援教育の充実

特別な教育的支援を必要とする幼児の指導に当たっては、教員が幼児の特性の理解とその教育方法についての知識と経験を深めていきます。

保護者や関係機関との連携を図り、計画的、組織的に協力体制や支援体制の充実を図ります。

主な取組み
- ○特別な教育的支援を必要とする幼児の特性に応じた教育方法の推進
- ○支援体制の強化

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成27年度（現状値）	平成34年度（目標値）	備考
家庭教育学級の参加数（小・中学校 PTA 等）	学級	23	40	
幼小連携教育推進事業実施数（幼稚園が中心）	園	2	2	

協働の指針

○家庭における基本的な生活習慣、けじめを身につけさせます。
○園施設の維持管理に協力します。
○地域一体となって幼児の安全対策を進めます。
○地域の健全な教育環境づくりに協力します。

旧　（前期基本計画）

（７）特別支援教育の充実

特別な教育的支援を必要とする幼児の指導に当たっては、教員が幼児の特性の理解とその教育方法についての知識と経験を深めていきます。

保護者や関係機関との連携を図り、計画的、組織的に協力体制や支援体制の充実を図ります。

主な取組み
- ○特別な教育的支援を必要とする幼児の特性に応じた教育方法の推進
- ○支援体制の強化

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
家庭教育学級の参加数（小・中学校 PTA 等）	学級	24	40	40	
幼小連携教育推進事業実施数（幼稚園が中心）	園	2	2	2	

協働の指針

○家庭における基本的な生活習慣、けじめを身につけさせます。
○園施設の維持管理に協力します。
○地域一体となって幼児の安全対策を進めます。
○地域の健全な教育環境づくりに協力します。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
２　学校教育の充実 **施策の現状** 少子高齢化、グローバル化、知識基盤社会などが急速に進む変化の激しい社会において、子どもたちに学ぶ意欲と確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力、社会性や集団性を育む学校教育を推進していくことが求められています。 本市には、小学校が 23 校、中学校が 11 校設置されており、全ての学校が「地域とともにある学校」を掲げ、コミュニティ・スクールとして地域や児童生徒の実態等に応じて、学校を核に家庭・地域とともに、学習指導要領の趣旨を生かした特色ある教育活動を推進しています。 児童生徒の学力向上やいじめ、学校不適応への対応などきめ細かな指導を行うため、教員の指導力向上に取り組むとともに、心理専門員、スクールソーシャルワーカー、及び適応指導教室訪問指導員・相談員を配置し、特別支援教育も含めた総合的な相談・支援体制の構築を図っています。 また、情報化やグローバル化に対応し、ICT を活用した教育や外国語活動・英語教育の充実を図っています。 学校の施設・設備については、安全で快適な教育環境を整えるため、施設・設備の充実に努めるとともに、老朽化した校舎や屋内運動場の耐震補強や改修などを計画的に実施しており、平成 27 年度にすべての校舎、屋内運動場の構造体の耐震化が完了しました。 引き続き、児童生徒が学校や地域で安心して生活できるよう地域ぐるみで子どもの安全確保に努めています。 さらに、学校給食の地産地消を進めるとともに、学校給食を通じて食育指導の充実を図っています。	**２　学校教育の充実** **施策の現状** 少子高齢化、グローバル化、知識基盤社会などが急速に進む変化の激しい社会において、子どもたちが自立し、自らを律しつつ、ともに豊かに生き抜いていくためには、これまでにも増して知・徳・体の調和の取れた「生きる力」が必要です。 本市には、小学校が 23 校、中学校が 11 校設置されており、 地域や児童生徒の実態等に応じて、学校を核に家庭・地域が連携し、学習指導要領の趣旨を生かした特色ある教育活動を推進しています。 児童生徒の学力向上やいじめ、学校不適応への対応などきめ細かな指導を行うため、教員の指導力向上に取り組むとともに、指導員や相談員を配置し、特別支援教育も含めた相談・支援体制の構築を図っています。 また、情報化やグローバル化に対応し、ICT を活用した教育や外国語活動・英語教育の充実を図っています。 学校の施設・設備については、安全で快適な教育環境を整えるため、施設・設備の充実に努めるとともに、老朽化した校舎や体育館の耐震補強や改修などを計画的に実施しています。 また、児童生徒が学校や地域で安心して生活できるよう地域ぐるみで子どもの安全確保に努めています。 さらに、学校給食の地産地消を進めるとともに、学校給食を通じて食育指導の充実を図っています。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の課題 子どもたちが自立し、自らを律しつつ、ともに豊かに生き抜いていくためには、これまでにも増して学力の３要素である基礎的・基本的な知識・技能の習得、それを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、学習意欲のバランスのとれた育成が必要です。 学校が核となって家庭や地域との連携を図りながら、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を行うとともに、児童生徒一人ひとりの学びを、「何を知っているか」にとどまらず、「何ができるようになるか」に発展させる指導・支援が必要です。 また、人権教育や道徳、社会の変化に対応した教育の充実、食育、心身の健康づくりを推進するとともに、不安や悩み等のストレスを抱える児童生徒や保護者への対応、いじめや不登校といった問題への、教育と福祉の連携した対応が求められています。 さらに、コミュニティ・スクールによる、地域とともにある学校づくりや学校の適正配置など今後の望ましい学校のあり方を検討していく必要があります。 給食センターについては、鷲宮第１・第２給食センターが老朽化し、建替えや改修が必要です。 また、給食の提供を委託している民間事業所、自校方式の給食室についても施設が老朽化し、衛生管理対策が必要です。 なお、安全で快適な教育環境を確保するため、校舎及び屋内運動場等の非構造部材の落下防止対策等を進めるとともに、老朽化したトイレなどの設備改修が課題となっています。	**施策の課題** 保護者や地域の信託にこたえ、子どもたちに学ぶ意欲と確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力、社会性や集団性を育む学校教育を推進していくことが求められています。 そのためには、安全で快適な教育環境を確保する必要があります。 学校が核となって家庭や地域との連携を図りながら、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を行うとともに、一人ひとりの児童生徒を大切にしたきめ細かな指導・支援が必要です。 また、人権教育や道徳、社会の変化に対応した教育の充実、食育、心身の健康づくりを推進するとともに、不安や悩み等のストレスを抱える児童生徒や保護者への対応、いじめや不登校といった問題への対応が求められています。 さらに、学期制の統一や 学校の適正配置など今後の望ましい学校のあり方を検討していく必要があります。
施策の目的 学校教育においては、学習指導要領の趣旨を生かし、子どもたちに確かな学力や豊かな人間性、健やかな体を自ら育み、よりよく生きようとする自助の意欲「生きる力」、他者を尊重して、助け合おうとする共助の意欲「絆」、知性や感性といった「情操」の「総合的な人間力」を育むことを目指します。	**施策の目的** 学校教育においては、学習指導要領の趣旨を生かし、子どもたちに確かな学力や豊かな人間性、健やかな体を自ら育み、よりよく生きようとする自助の意欲「生きる力」、他者を尊重して、助け合おうとする共助の意欲「絆」、知性や感性といった「情操」の「総合的な人間力」を育むことを目指します。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の内容 **（1）学ぶ意欲と確かな学力を育む教育の充実** 学習指導要領にもとづいた教育活動を円滑に実施し、子どもたちの学習意欲を高め、基礎基本の習得と思考力、判断力、表現力の確かな学力を確実に身につけさせるため、教育課程の編成・実施・評価・改善や体験的な学習活動を推進します。 主な取組み ○中学生の学力向上の促進 ○外国語活動・英語教育の充実 ○環境・キャリア教育・プログラミング教育等多彩な指導の推進 ○理数系人材の育成 **（2）豊かな人間性を育む教育の充実** 道徳の時間を要として全教育活動を通じて行う道徳教育の充実、道徳的実践力を促す体験活動の充実、生命尊重の心と豊かな感性を育む教育を推進します。 主な取組み ○道徳教育の充実 **（3）体力の向上と心身の健康づくりを図る教育の充実** 体育の授業を中心とした児童生徒の体力向上を図る教育、学校給食や学校ファームの取り組みを通した食育、基本的な生活習慣を培う学校保健の取り組みを推進します。 主な取組み ○児童生徒の体力向上の促進 ○食育の推進 ○児童生徒健康診断・健康管理の充実 **（4）学校における人権教育の充実** 人権尊重の精神を養うことを目的とする教育活動を推進するとともに、人権教育に関する教職員研修の充実を図ります。 主な取組み ○教職員への人権教育研修の充実	**施策の内容** **（1）学ぶ意欲と確かな学力を育む教育の充実** 学習指導要領にもとづいた教育活動を円滑に実施し、子どもたちの学習意欲を高め、基礎基本の習得と思考力、判断力、表現力の確かな学力を確実に身につけさせるため、教育課程の編成・実施・評価・改善や体験的な学習活動を推進します。 主な取組み ○英語・環境・キャリア教育等多彩な指導の推進 **（2）豊かな人間性を育む教育の充実** 道徳の時間を要として全教育活動を通じて行う道徳教育の充実、道徳的実践力を促す体験活動の充実、生命尊重の心と豊かな感性を育む教育を推進します。 主な取組み ○道徳教育の充実 **（3）体力の向上と心身の健康づくりを図る教育の充実** 体育の授業を中心とした児童生徒の体力向上を図る教育、学校給食や学校ファームの取り組みを通した食育、基本的な生活習慣を培う学校保健の取り組みを推進します。 主な取組み ○児童生徒の体力向上の促進 ○食育の推進 ○児童生徒健康診断・健康管理の充実 **（4）学校における人権教育の充実** 人権尊重の精神を養うことを目的とする教育活動を推進するとともに、人権教育に関する教職員研修の充実を図ります。 主な取組み ○教職員への人権教育研修の充実

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
（5）自立する力を育む教育の充実 子どもたち一人ひとりに対応したきめ細かな指導・支援のために、家庭・地域と一体となった積極的な生徒指導、教育相談の充実、小１プロブレムや中１ギャップへの対応、いじめ・不登校対策の取組み、特別な支援を必要とする児童生徒への教育を推進します。 また、東京理科大学久喜キャンパス跡地を活用し、子育てや発達に関する相談・支援体制を一元的に連携して対応するため、子育て相談機能を有する（仮称）教育センターの整備を進めます。 主な取組み ○生徒指導の推進 ○教育相談の充実 ○特別支援教育の充実 ○適応指導教室の充実 ○日本語指導の推進 ○（仮称）教育センターの整備	**（5）自立する力を育む教育の充実** 子どもたち一人ひとりに対応したきめ細かな指導・支援のために、家庭・地域と一体となった積極的な生徒指導、教育相談の充実、小１プロブレムや中１ギャップへの対応、いじめ・不登校対策の取り組み、特別な支援を必要とする児童生徒への教育を推進します。 主な取組み ○生徒指導の推進 ○教育相談の充実 ○特別支援教育の充実 ○適応指導教室の推進 ○日本語指導の推進
（6）防災教育の充実 子どもたちが災害時に危険を予測し回避するために、子どもたちへの防災教育を進め、主体的に行動できるようにするとともに、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進します。 主な取組み ○防災教育の充実 ○防災に係る教職員研修事業の推進	**（6）防災教育の充実** 子どもたちが災害時に危険を予測し回避するために、子どもたちへの防災教育を進め、主体的に行動できるようにするとともに、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進します。 主な取組み ○防災教育のための教育課程の開発 ○防災に係る教職員研修事業の推進
（7）教職員の資質の向上を目指す研修体制の充実 県教育委員会と連携した研修の実施、特別支援教育や教育相談、今日的教育課題に関する研修、服務に関する研修を実施するとともに、校内研修の活性化を図る指導・支援を行うことにより、研修の質を高め、教職員の指導力と使命感の向上を図ります。 主な取組み ○教職員研修の充実 ○校内研修の支援 ○教育委員会委嘱研究の推進	**（7）教職員の資質の向上を目指す研修体制の充実** 県教育委員会と連携した研修の実施、特別支援教育や教育相談、今日的教育課題に関する研修、服務に関する研修を実施するとともに、校内研修の活性化を図る指導・支援を行うことにより、研修の質を高め、教職員の指導力と使命感の向上を図ります。 主な取組み ○教職員研修の充実 ○校内研修の支援 ○教育委員会委嘱研究の推進

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
（8）地域とともにある学校づくりの推進 コミュニティ・スクールとしての学校の教育活動を支援する取組みを推進するために、学校応援団による学校支援体制を充実させるとともに、学校運営協議会や学校評価を活用して学校経営の改善を図り、地域とともにある学校づくりを推進します。 主な取組み ○学校経営の改善 ○コミュニティ・スクールとしての学校・家庭・地域との連携強化 **（9）安全の確保** 小学校への不審者の侵入による児童への被害を防ぐために、小学校安全監視員を配置するとともに、下校時の児童生徒への安全対策として市職員による通学路巡回パトロールを実施します。また、防災行政無線による定時チャイム直後に呼びかけ放送を実施し、児童生徒の安全確保に努めます。 主な取組み ○小学校安全監視員の配置 ○通学路巡回パトロールの強化 **（10）学校の適正規模・適正配置の推進** 久喜市における児童生徒数は、ピーク時の半数近くに減少し、小・中学校の小規模化が進んでいます。学校の小規模化は、子どもたちを取り巻く教育環境に様々な影響を及ぼし、教育活動や学校運営に課題が生じることが懸念されることから、小・中学校の適正規模・適正配置を進めます。 主な取組み ○学校の適正規模・適正配置の実施	**（8）学校・家庭・地域が一体となった教育地域とともにある学校づくりの推進** 学校の教育活動を支援する取り組みを推進するために、学校応援団による学校支援体制を充実させるとともに、学校評議員制度や学校評価を活用して学校経営の改善を図り、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進します。 主な取組み ○学校経営の改善 ○学校・家庭・地域との連携強化 **（9）安全の確保** 小学校への不審者の侵入による児童への被害を防ぐために、小学校安全監視員を配置するとともに、下校時の児童生徒への安全対策として市職員による通学路巡回パトロールを実施します。また、防災行政無線による定時チャイム直後に呼びかけ放送を実施し、児童生徒の安全確保に努めます。 主な取組み ○小学校安全監視員の配置 ○通学路巡回パトロールの強化

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
（11）学校施設・設備の整備・充実 安全で快適な教育環境を確保するため、校舎及び屋内運動場等の非構造部材の耐震化、落下防止対策を行うとともに、老朽化した施設の計画的な改修や校庭の遊具等の点検及び修繕を実施します。 また、学校図書館図書や理科備品など教育活動に必要な教材及び情報機器の整備充実や、コンピュータのネットワーク化とデータの有効活用を図るとともに、情報セキュリティの確保に努めます。 主な取組み ○学校施設の非構造部材の耐震化 ○学校施設の計画的な改修 ○遊具等の点検及び修繕 ○教材及び教育機器の整備充実 ○情報セキュリティの確保	**（10）学校施設・設備の整備・充実** 安全で快適な教育環境を確保するため、新耐震基準（昭和 56 年 6 月）以前に建築された耐震基準を満たしていない建物について耐震補強工事を行うとともに、老朽化した施設の計画的な改修や校庭の遊具等の点検及び修繕を実施します。 また、学校図書館図書や理科備品など教育活動に必要な教材及び情報機器の整備充実や、コン ピュータのネットワーク化とデータの有効活用を図るとともに、情報セキュリティの確保に努めます 主な取組み ○学校施設の耐震化 ○学校施設の計画的な改修 ○遊具等の点検及び修繕 ○教材及び教育機器の整備充実 ○情報セキュリティの確保
（12）学校給食の充実 児童生徒の健全な発達に資するための栄養バランスの取れた、安全・安心な学校給食を提供するとともに、地産地消を推進するなど、良質で安全な食材の確保に努めます。 また、東京理科大学久喜キャンパス跡地を活用し、老朽化した現在の施設等に代わり、市内全ての児童生徒に給食を提供するため、新たな学校給食センターを整備します。 主な取組み ○学校給食の充実 ○新たな学校給食センターの整備	**（11）学校給食の充実** 児童生徒の健全な発達に資するための栄養バランスの取れた、安全・安心な学校給食を提供するとともに、地産地消を推進するなど、良質で安全な食材の確保に努めます。 また、学校給食の運営方針を総合的に検討し、給食施設・設備の整備充実を進めるなど学校給食の充実を図ります。 主な取組み ○学校給食の充実

新　（後期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
小中学校施設の耐震化率	%	100.0	100.0	
地元農産物を取り入れた学校給食食材の割合	%	15.9	12.6	
１日１回は読書をしている児童生徒の割合	%	小学校 85.3 中学校 72.5	小学校 95.0 中学校 90.0	
「学校が好きだ」と考えている児童生徒の割合	%	小学校 90.0 中学校 91.9	小学校 85.0 中学校 80.0	
体力テストの５段階絶対評価で上位３ランク(ABC)の児童生徒の割合	%	小学校 86.5 中学校 86.5	小学校 90.0 中学校 90.0	
毎日朝食を食べている児童生徒の割合	%	小学校 96.2 中学校 96.6	小学校 99.0 中学校 99.0	

協働の指針

○子どもたちの地域教育、家庭教育に努めるとともに、学校教育に協力します。
○地域での見守り活動に協力します。
○家庭や地域において子どもの食に関する関心と理解を深め、健全な食習慣の形成に努めます。

旧　（前期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
小中学校施設の耐震化率	%	78.8	100.0	100.0	
地元農産物を取り入れた学校給食食材の割合	%	8.1	10.1	12.6	
１日１回は読書をしている児童生徒の割合	%	小学校84.0 中学校 78.0	小学校90.0 中学校 85.0	小学校95.0 中学校 90.0	
「学校が好きだ」と考えている児童生徒の割合	%	小学校79.0 中学校 74.0	小学校80.0 中学校 77.0	小学校85.0 中学校 80.0	
体力テストの５段階絶対評価で上位３ランク(ABC)の児童生徒の割合	%	小学校85.0 中学校 85.0	小学校88.0 中学校88.0	小学校90.0 中学校 90.0	
毎日朝食を食べている児童生徒の割合	%	小学校93.0 中学校 87.0	小学校99.0 中学校 99.0	小学校99.0 中学校 99.0	

協働の指針

○子どもたちの地域教育、家庭教育に努めるとともに、学校教育に協力します。
○地域での見守り活動に協力します。
○家庭や地域において子どもの食に関する関心と理解を深め、健全な食習慣の形成に努めます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
３　高等教育機関との連携 **施策の現状** 人口構造や社会経済情勢の変化および多様化する市民ニーズに的確に対応するための行政課題は、高度化・複雑化・専門化しています。 一方、高等教育機関においては、教育ニーズの多様化、少子化による教育市場の縮小などの環境の変化に対応する必要があります。 このことから、地方自治体と高等教育機関が持つ資源を融合することにより、新たな共同事業体の構築と副次的効果を生成するものとして相互の連携が推進されています。 本市では、大学等から市民大学に講師として教授等を招くなど市民の生涯学習活動を中心に連携を図ることにより、人材の育成や地域の活性化に取り組んでいます。 さらに、近隣に所在する大学において特別講義を実施するなど、高等教育機関との連携を進めています。 **施策の課題** 団塊の世代を中心として生涯学習活動に対する需要が増加していることから、大学が地域社会の教育・学習機関として活用されるよう、より一層の連携が求められています。 さらに、高等教育機関の持つ優れた学術研究機能を地域の活性化やまちづくりに活用できるようにすることが必要です。 **施策の目的** 高等教育機関との連携を促進し、その知的資源を活用することにより、地域を活性化させます。	**３　高等教育機関との連携** **施策の現状** 産業構造の変化や、「中央から地方へ」の権限移譲が進められる中で、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。 また、多様化した市民ニーズに的確に対応するための行政課題は、高度化・専門化しています。一方、高等教育機関においては、教育ニーズの多様化、少子化による教育市場の縮小などの環境の変化に対応する必要があります。 このことから、地方自治体と高等教育機関が持つ資源を融合することにより、新たな共同事業体の構築と副次的効果を生成するものとして相互の連携が推進されています。 本市では、平成５年に東京理科大学経営学部が開校以来、大学生との交流を促進しています。また、東京理科大学から市民大学に講師として教授等を招くなど、市民の生涯学習活動を中心に連携を図ることにより、人材の育成や地域の活性化に取り組んでいます。 さらに、近隣に所在する大学において特別講義を実施するなど、高等教育機関との連携を進めています。 **施策の課題** 団塊の世代を中心として生涯学習活動に対する需要が増えると見込まれることから、大学が地域社会の教育・学習機関として活用されるよう、より一層の連携が求められています。 さらに、地域の社会資源として高等教育機関の持つ優れた学術研究機能を地域の活性化やまちづくりに活用できるよう、大学との連携が必要です。 **施策の目的** 高等教育機関との連携を促進し、その知的資源を活用することにより、地域を活性化させます。

新　（後期基本計画）

施策の内容

（1）高等教育機関との連携

高等教育機関と市民の生涯学習との連携を進めます。

さらに、高等教育機関の持つ知的資源を活用した、産業振興に向けた産学官連携を促進します。

主な取組み
- ○生涯学習との連携促進
- ○産学官との連携強化

（2）学生との交流促進と地域の活性化

学生と地域との交流促進や高等教育機関の人材の活用を図るなど、大学等との連携による地域の活性化について検討します。

主な取組み
- ○学生と地域との交流促進
- ○高等教育機関の人材活用

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
民間事業所との連携事業数	事業	0	1 以上	

協働の指針

○高等教育機関が実施するイベントなどに積極的に参加します。

旧　（前期基本計画）

施策の内容

（1）高等教育機関との連携

大学等がより地域に開かれた高等教育機関となるよう、市民の生涯学習との連携を進めます。さらに、高等教育機関の持つ知的資源を活用した、産業振興に向けた産学官連携を促進します。

主な取組み
- ○生涯学習との連携促進
- ○産学官との連携強化

（2）学生との交流促進と地域の活性化

学生と地域との交流促進や高等教育機関の人材の活用を図るなど、大学等との連携による地域の活性化について検討します。

主な取組み
- ○学生と地域との交流促進
- ○高等教育機関の人材活用

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
民間事業所との連携事業数	事業	―	1 以上	1 以上	

協働の指針

○高等教育機関が実施するイベントなどに積極的に参加します。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
４　青少年の健全育成 **施策の現状** 近年、少子化、核家族化の進行による生活様式や意識の変化から、地域社会の人間関係が希薄化しています。 このような中、青少年の社会的自立の遅れや地域でのふれあいや体験が不足していることに起因する凶悪事件やいじめ問題が多発したり、また、インターネットや携帯電話を利用した性や暴力に関する情報が氾濫するなど、青少年を取り巻く環境は悪化しています。 本市では、警察、学校、青少年団体等で構成する青少年問題協議会を定期的に開催し、青少年を取り巻く環境の共通認識を図っています。 また、市内各地区にある青少年健全育成を目的とする団体を中心に、防犯パトロールをはじめ違反広告物の撤去、各種事業の実施など、青少年を取りまく環境づくりに地域ぐるみで取り組んでいます。 **施策の課題** 家庭・学校・地域や社会全体が連携し、青少年の成長を支え、見守り続ける体制が必要になっています。 そのためには、青少年健全育成活動の拠点整備や人材・情報等のネットワーク化を図り、協働で、取り組むことができる体制をつくることが必要です。 協働をより一層、推進していくために青少年相談員の新規獲得が課題となっています。 **施策の目的** 健やかで社会的に自立した心豊かな青少年の育成のため、家庭・学校に加え、地域が見守る社会、地域の中での体験活動や世代間交流が活発に行われ、子どもたちの人間性や社会性が育まれる社会づくりを目指します。	**４　青少年の健全育成** **施策の現状** 近年、少子化、核家族化の進行により生活様式や意識が変化し、地域社会の人間関係も希薄化しています。 このような中、青少年の社会的自立の遅れや地域でのふれあいや体験が不足していることに起因する凶悪事件やいじめ問題が多発し、また、インターネットや携帯電話の普及による情報化社会の進展に伴い、性や暴力に関する情報が氾濫するなど、青少年を取り巻く環境は悪化しています。 本市では、警察、学校、青少年団体等で構成する青少年問題協議会を定期的に開催し、青少年を取り巻く環境の共通認識を図っています。 また、市内各地区にある青少年健全育成を目的とする団体を中心に、防犯パトロールをはじめ違反広告物の撤去、各種事業の実施など、青少年を取りまく環境づくりに地域ぐるみで取り組んでいます。 **施策の課題** 乳幼児期からはじまり、地域や社会全体で青少年の成長を支え、見守り続ける視点が必要になっています。 また、青少年健全育成活動の拠点整備や人材・情報等のネットワーク化を図り、協働できる体制をつくることが必要です。 **施策の目的** 健やかで社会的に自立した心豊かな青少年の育成のため、地域が見守る社会、地域の中で自然体験などの体験活動や世代間交流が活発に行われ、子どもたちの人間性や社会性が育まれる社会づくりを目指します。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の内容 **（1）青少年の活動促進** 青少年の自主性や社会性を育み、主体的な活動を促進するため、各種青少年事業に関する情報を適切に発信し、青少年の社会参加を促進します。 主な取組み ○青少年の社会参加への促進 **（2）青少年団体の活動支援** 青少年の社会参加を促進するため、各地区の青少年団体の活動を支援します。 主な取組み ○青少年団体の活動支援 **（3）青少年を取り巻く環境の浄化** 地域、警察、青少年団体等と連携して、防犯パトロールの実施をはじめ、有害広告物や有害図書自動販売機の撤去など、青少年を取り巻く環境の浄化に努めます。 主な取組み ○地域や関係機関等との連携強化 ○防犯パトロール **（4）青少年を支える体制づくり** 青少年問題協議会を定期的に開催し、青少年を取り巻く環境の共通認識を図ります。また、新規の青少年相談員の確保を図ります。 主な取組み ○青少年を支える意識の啓発活動 ○青少年相談員の確保	**施策の内容** **（1）青少年の活動促進** 青少年の自主性や社会性を育み、主体的な活動を促進するため、各種青少年事業に関する情報を適切に発信し、青少年の社会参加を促進します。 主な取組み ○青少年の社会参加への促進 **（2）青少年団体の活動支援** 青少年の社会参加を促進するため、各地区の青少年団体の活動を支援します。 主な取組み ○青少年団体の活動支援 **（3）青少年を取り巻く環境の浄化** 地域、警察、青少年団体等と連携して、防犯パトロールの実施をはじめ、有害広告物や有害図書自動販売機の撤去など、青少年を取り巻く環境の浄化に努めます。 主な取組み ○地域や関係機関等との連携強化 ○防犯パトロール **（4）青少年を支える体制づくり** 青少年問題協議会を定期的に開催し、青少年を取り巻く環境の共通認識を図ります。 主な取組み ○青少年を支える意識の啓発活動

新　（後期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
青少年相談員の人数	人	8	24	
青少年団体事業に参加する児童・生徒数	人	669	800	

協働の指針

○地域での青少年健全育成に努めます。
○青少年健全育成に向けた環境づくりを進めます。
○青少年健全育成のため未成年者へのたばこ・酒等の販売をしません。

旧　（前期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
青少年相談員の人数	人	19	22	24	
青少年団体事業に参加する児童・生徒数	人	700	760	800	

協働の指針

○地域での青少年健全育成に努めます。
○青少年健全育成に向けた環境づくりを進めます。
○青少年健全育成のため未成年者へのたばこ・酒等の販売をしません。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
５　人権教育の推進 **施策の現状** 21 世紀は、「人権の世紀」と言われているにもかかわらず、現在においても同和問題をはじめ、女性や子ども、障がい者、高齢者、外国人などに対する様々な人権問題が発生しています。 また、平成 28 年 12 月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されています。 本市では、人権教育研修会や講座の開催、啓発冊子の作成・配布、人権教育ビデオの貸し出し、教育集会所事業等を実施し、広く人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を目指すとともに、人権問題の解決のための人権教育事業を積極的に推進しています。 **施策の課題** 人権教育を推進するためには、学校、家庭、地域、企業などを対象とし、多くの市民参加のもとで、より効果的に人権意識を高めるための事業を展開する必要があります。 **施策の目的** 市民一人ひとりが、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権問題の解決に主体的に取り組めるよう人権教育を推進します。 **施策の内容** **（1）PTA・児童生徒・教職員に対する人権教育の推進** 幼稚園・小学校・中学校の PTA 等を対象とした人権教育研修会を開催するとともに、各種啓発事業を展開することにより、広く人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消に役立て、人権意識の高揚に努めます。 また、児童生徒の人権感覚を培うための人権教育を実践していきます。さらに、教職員の人権意識を高めるための研修等を行います。 主な取組み ○PTA への人権教育研修の開催 ○児童生徒への人権教育の充実 ○教職員への人権教育研修の開催	**５　人権教育の推進** **施策の現状** 21 世紀は、「人権の世紀」と言われているにもかかわらず、現在においても同和問題をはじめ、子どもや女性、高齢者への虐待などといった様々な人権問題が発生しています。 本市では、人権教育研修会や講座の開催、啓発冊子の作成・配布、人権教育ビデオの貸出、教育集会所事業等の事業を実施し、広く人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を目指すとともに、人権問題の解決のための人権教育事業を積極的に推進しています。 **施策の課題** 人権教育を推進するためには、学校、家庭、地域、企業などを対象とし、多くの市民参加のもとで、より効果的に人権意識を高めるための事業を展開する必要があります。 **施策の目的** 市民一人ひとりが、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権問題の解決に主体的に取り組めるよう人権教育を推進します。 **施策の内容** **（1）PTA・児童生徒・教職員に対する人権教育の推進** 幼稚園・小学校・中学校の PTA 等を対象とした人権教育研修会を開催するとともに、各種啓発事業を展開することにより、広く人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消に役立て、人権意識の高揚に努めます。 また、児童生徒の人権感覚を培うための人権教育を実践していきます。さらに、教職員の人権意識を高めるための研修等を行います。 主な取組み ○PTA 等への人権教育研修 ○教職員への人権教育研修

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
（２）家庭・地域における人権教育の推進 広報紙に人権に係わる啓発文を掲載し、人権意識の高揚に努めます。 また、教育集会所の整備充実に努めるとともに、教育集会所事業の内容を充実させ、地域住民の人権意識の高揚、地域住民相互の交流を図ります。 主な取組み ○人権教育事業の推進 ○教育集会所の整備充実 ○教育集会所事業の充実	**（２）家庭・地域における人権教育の推進** 広報紙に人権に係わる啓発文を掲載し、人権意識の高揚に努めます。 また、教育集会所の整備充実に努めるとともに、教育集会所事業の内容を充実させ、地域住民の人権意識の高揚、地域住民相互の交流を図ります。 主な取組み ○人権教育事業の推進 ○教育集会所の整備充実 ○教育集会所事業の充実
（３）企業・事業者に対する人権教育の推進 企業・事業者を対象とした人権教育講座を開催するとともに、各種の啓発事業を推進することにより、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚、差別意識の解消を図ります。 主な取組み ○人権教育講座の開催 ○人権教育指導者の養成	**（３）企業・事業者に対する人権教育の推進** 企業・事業者を対象とした人権教育講座を開催するとともに、各種の啓発事業を推進する等により、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚、差別意識の解消を図ります。 主な取組み ○人権教育講座の開催 ○人権教育指導者の養成

新　（後期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
PTA 人権教育研修会の開催数	回	4	4 以上	
社会人権教育指導者養成講座の参加者数	人	305	325 以上	
野久喜集会所事業参加者数	人	1,422	1,571 以上	
内下集会所事業参加者数	人	329	490 以上	

協働の指針

○基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努め、学習機会に参加します。
○人権尊重の意識を高め、日常生活に生かします。
○事業者は、事業所内での人権学習、人権啓発を実践し、雇用や待遇による差別を撤廃します。

旧　（前期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
PTA 人権教育研修会の開催数	回	4	4 以上	4 以上	
社会人権教育指導者養成講座の参加者数	人	325	325 以上	325 以上	
野久喜集会所事業参加者数	人	1,571	1,571 以上	1,571 以上	
内下集会所事業参加者数	人	490	490 以上	490 以上	

協働の指針

○基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努め、学習機会に参加します。
○人権尊重の意識を高め、日常生活に生かします。
○事業者は、事業所内での人権学習、人権啓発を実践し、雇用や待遇による差別を撤廃します。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
６　生涯学習の推進 **施策の現状** 近年、社会の成熟化や国際化、情報化、高齢化等が進展したことに伴い、心の豊かさや生きがいなどを求めて、人々の学習ニーズは増大するなど、生涯学習に関する関心は高まりを見せています。 本市では、平成２５年度に生涯学習推進計画を策定し、同計画に基づいて、公民館、図書館などの施設において、各年齢層に応じた様々な講座・教室・講演会を開催しています。 また、生涯学習やボランティア活動を通じて地域コミュニティづくりの担い手及び指導者・リーダーを育成する久喜市市民大学事業、社会参加による生きがいを高めるための久喜市高齢者大学事業、学校・家庭・地域が連携して実施する放課後子ども教室事業などを推進するとともに、学習情報の提供、広報・啓発活動、社会教育団体の育成等に努めています。 さらに、平成３１年には東京理科大学久喜キャンパス跡地を活用した生涯学習センター、平成 32 年には子ども図書館が開設予定となっています。 **施策の課題** 生涯学習の実施にあたっては、様々な学習機会の提供とともに、身近な地域での講師の確保や学習成果を生かす環境づくりが必要です。さらに、学校・家庭・地域の連携・協力とともに、家庭及び地域の教育力の向上が求められています。 このため、公民館・図書館など社会教育施設の設備や運営面での充実と参画に努めるとともに、市民の学習ニーズを的確に把握しながら、多彩で特色のある学習プログラムの整備や関係団体の育成等を行います。 また、市民大学・高齢者大学の講座の充実、生涯学習推進大会の工夫、放課後子ども教室の充実など総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。 **施策の目的** 学びたい人がだれでも、いつでも、どこでも、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう学ぶことができ、その成果を適切に生かすことができる社会づくりに努めます。	**６　生涯学習の推進** **施策の現状** 人々の価値観やライフスタイルが多様化し、市民の生涯学習に対する意識や活動範囲は広範・多岐にわたるとともに、その成果が適切に評価され、社会に還元される機会が増加することが求められています。 こうした中、様々な学習機会の提供とともに、身近な地域での講師の確保や学習成果を生かす環境づくりが必要です。 本市では、市民の幅広い学習ニーズに応え、さらには、社会の要請に応えるため公民館、図書館をはじめとする施設では、各年齢層に応じた様々な講座・教室・講演会を開催しています。 また、生涯学習やボランティア活動のリーダーを養成する久喜市市民大学事業、社会参加による生きがいを高めるための久喜市高齢者大学事業、学校・家庭・地域が連携して実施する放課後子ども教室事業などを推進するとともに、学習情報の提供、広報・啓発活動、社会教育団体の育成等に努めています。 **施策の課題** 今後の社会の課題への対応、市民の多様な学びのきっかけづくり、自ら学び考え主体的に行動できる環境づくり、生涯学習の機運をさらに醸成する必要があります。また、学校・家庭・地域の連携・協力とともに、家庭及び地域の教育力の向上が求められています。 このため、公民館・図書館など社会教育施設の設備や運営面での充実と参画に努めるとともに、市民の学習ニーズを的確に把握しながら、多彩で特色のある学習プログラムの整備や関係団体の育成等を行い、市民大学・高齢者大学の講座の充実、生涯学習推進大会の工夫、放課後子ども教室の充実など総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。 また、これら生涯学習を総合的に進めるため久喜市生涯学習推進計画を計画的に推進することが必要です。 **施策の目的** 学びたい人がだれでも、いつでも、どこでも、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう学ぶことができ、その成果を適切に生かすことができる社会づくりに努めます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の内容 **（1）多彩な生涯学習機会の提供** 生涯学習出前講座・生涯学習人材バンク等の活用や、市民大学・高齢者大学の推進等、様々なニーズにあった学習機会を提供します。 また、生涯学習情報紙の発行により、生涯学習に関する情報の提供を行います。 さらに、生涯学習研修大会（まなびすとフォーラム）や生涯学習推進大会（まなびすと久喜）を支援して、日ごろの成果を発表する機会等を提供することで、各団体の活動の活性化を図るとともに、市民の生涯学習への参加の動機付けをします。 主な取組み ○各種講座の充実 ○市民大学・高齢者大学の充実 ○生涯学習の情報提供 ○生涯学習研修大会や生涯学習推進大会の支援 ○生涯学習活動団体の活性化の促進 **（2）生涯学習環境の整備・充実** 生涯学習関連施設が利用しやすいものとなるよう、施設・設備の整備充実に努めるとともに、バリアフリー化や改修などによる学習環境の改善に努めます。また、東京理科大学久喜キャンパス跡地を活用し、（仮称）生涯学習センターの整備を進めます。 主な取組み ○施設・設備の整備充実 ○学習環境の改善 ○（仮称）生涯学習センターの整備 **（3）公民館活動の充実** 生涯学習の推進のため、公民館の適正配置、各公民館の環境整備と市民が利用しやすい管理運営の充実を図り、市民の自主的学習活動の支援及び活動の場を提供します。 さらに、特色のある公民館事業を展開するため、公民館運営委員と連携を図り、地域ニーズに応じた公民館活動の充実を図ります。 また、安全で快適な公民館活動が行えるよう老朽化した公民館の計画的な改修等を行います。 主な取組み ○公民館適正配置の検討 ○公民館運営の充実 ○公民館事業の充実	**施策の内容** **（1）多彩な生涯学習機会の提供** 生涯学習出前講座・生涯学習人材バンク等の活用や、市民大学・高齢者大学の推進等、様々なニーズにあった学習機会を提供します。 また、生涯学習情報紙の発行やいきがい大学の情報等、生涯学習に関する情報の提供を行います。 さらに、生涯学習研修大会（まなびすとフォーラム）や生涯学習推進大会（まなびすと久喜）を支援して、日ごろの成果を発表する機会等を提供することで、各団体の活動の活性化を図るとともに、市民の生涯学習への参加の動機付けをします。 主な取組み ○各種講座の充実 ○市民大学・高齢者大学の充実 ○生涯学習の情報提供 ○生涯学習研修大会や生涯学習推進大会の支援 ○生涯学習活動団体の活性化の促進 **（2）生涯学習環境の整備・充実** 生涯学習関連施設が利用しやすいものとなるよう、施設・設備の整備充実に努めるとともに、バリアフリー化や改修などによる学習環境の改善に努めます。 主な取組み ○施設・設備の整備充実 ○学習環境の改善 **（3）公民館活動の充実** 生涯学習の推進のため、公民館の適正配置、各公民館の環境整備と市民が利用しやすい管理運営の充実を図り、市民の自主的学習活動の支援及び活動の場を提供します。 さらに、特色のある公民館事業を展開するため、公民館運営委員と連携を図り、地域ニーズに応じた公民館活動の充実を図ります。 また、安全で快適な公民館活動が行えるよう老朽化した公民館の計画的な改修等を行います。 主な取組み ○公民館適正配置の検討 ○公民館運営の充実 ○公民館事業の充実

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
（4）図書館サービスの充実 久喜市図書館サービス基本計画に則った図書館サービスの推進を図るため、図書館サービス施設の適正配置を進め、既設の図書館、公民館図書室の充実を図るとともに、東京理科大学久喜キャンパス跡地を活用し、（仮称）子ども図書館の整備を進めます。 また、市民の多種多様な学習情報のニーズにこたえ、市民の学習活動や、地域連携を支援する図書館として、質の高い図書館サービスの提供を図ります。 さらに、久喜市子ども読書活動推進計画に則った読書活動の推進を図ります。 主な取組み ○図書館サービス基本計画の推進 ○図書館サービス施設の適正配置の検討 ○図書館運営の充実 ○図書館自主事業の充実 ○子ども読書活動推進計画の推進 ○（仮称）子ども図書館の整備	**（4）図書館サービスの充実** 久喜市図書館サービス基本計画に則った図書館サービスの推進を図るため、図書館サービス施設の適正配置を進めるとともに、既設の図書館、公民館図書室の充実を図ります。 また、市民の多種多様な学習情報のニーズにこたえ、市民の学習活動や、地域連携を支援する図書館として、質の高い図書館サービスの提供を図ります。 さらに、久喜市子ども読書活動推進計画に則った読書活動の推進を図ります。 主な取組み ○図書館サービス基本計画の推進 ○図書館サービス施設の適正配置の検討 ○図書館運営の充実 ○図書館自主事業の充実 ○子ども読書活動推進計画の推進
（5）市民大学・高齢者大学の充実 市民大学では、各地区で講座を設定し入学者を増やすことで、地域コミュニティづくりの担い手及び指導者・リーダーを育成します。 また、高齢者大学では、趣味活動や社会参加による生きがいを高めるよう、講座等の検討や見直しを行います。 さらに、市民大学・高齢者大学生や卒業生に対し、市の附属機関や地域活動への参加を促し、地域コミュニティづくりの支援に努めます。 主な取組み ○市民大学の充実（再掲） ○高齢者大学の充実（再掲）	**（5）市民大学・高齢者大学の充実** 市民大学では、各地区で講座を設定し入学者を増やすことで、各地区でのまちづくりの　　リーダーを育成します。 また、高齢者大学では、趣味活動や社会参加による生きがいを高めるよう、講座等の検討や見直しを行います。 さらに、市民大学・高齢者大学生や卒業生に対し、市の附属機関や審議会への参加を促して、活躍してもらうように努めます。 主な取組み ○市民大学の充実（再掲） ○高齢者大学の充実（再掲）
（6）放課後子ども教室の推進 放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、子どもたちに安全・安心な活動拠点として、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供します。 主な取組み ○放課後子ども教室の推進 ○放課後子ども総合プランの推進	**（6）放課後子ども教室の推進** 放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、子どもたちに安全・安心な活動拠点として、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供します。 主な取組み ○放課後子ども教室の推進

新　（後期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
生涯学習関連の講座・教室の参加者数	人	14,531	12, 320 以上	
生涯学習人材バンク登録者数	人	212	210 以上	
公民館利用者数	人	398,171	363, 378 以上	
人口一人当たりの図書の貸出冊数	冊	5.07	5. 68	

協働の指針

○学びを通じて現在の市の現状と問題を知り、その学んだ成果をまちづくりに生かします。

○ボランティアとして自己の持つ技能・知識を生かして、学校現場等で子どもたちに学校では学べないことを教え伝えます。

旧　（前期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
生涯学習関連の講座・教室の参加者数	人	12, 320	12, 320 以上	12, 320 以上	
生涯学習人材バンク登録者数	人	210	210 以上	210 以上	
公民館利用者数	人	363, 378	363, 378 以上	363, 378 以上	
人口一人当たりの図書の貸出冊数	冊	4. 36	5. 00	5. 68	

協働の指針

○学びを通じて現在の市の現状と問題を知り、その学んだ成果をまちづくりに生かします。

○ボランティアとして自己の持つ技能・知識を生かして、学校現場等で子どもたちに学校では学べないことを教え伝えます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
７　歴史・文化の継承と活用 **施策の現状** 芸術や文化には楽しさや感動、精神的な安らぎを感じさせ、人生を豊かにする働きがあり、市民は、様々な文化に触れ、自らがその創造に参加したいという欲求を持っています。 そのため本市では、各地区で開催される市民文化祭のほか教育委員会主催の美術展、芸術祭を中心として、日常の文化活動の成果の「発表の場」として、発表会、作品展示会といった機会の提供と併せて、芸術文化鑑賞の機会を広く提供しています。 また、国・県・市指定文化財が100件近くに及び、埋蔵文化財包蔵地も120か所以上あるなど、貴重な文化財や文化財予備群を数多く有しています。これらの誇るべき文化財は、未来に大切に保存・継承していくとともに、地域の活性化に役立てられるようにすることも必要です。 **施策の課題** 高齢化の進展により次世代の文化の担い手が不足する傾向が強くなっていることや、人によっては演劇、舞踊、音楽などの鑑賞や体験の機会等が少ない状況もあるため、体験の機会をさらに確保していくことが必要です。 また、子どもたちの豊かな人間性や感性を育むため、郷土の優れた芸術文化に触れる機会をつくるなどの仕組みづくりが必要となっています。 一方、市民自らが郷土の歴史や文化のすばらしさを再発見・再認識することができるようにするとともに、市民自身が郷土の歴史や文化を発展させる担い手として活動することができるようにしていく必要もあります。また、文化財の調査を進め、調査で得られた貴重な情報をできる限り共有していくように努めるとともに、市史の編さんについても検討をしていきます。 **施策の目的** 市民が、様々な郷土の歴史や文化に触れる機会を増やすとともに、それらを楽しむことで、郷土に対する愛着心を醸成できるように努めます。	**７　歴史・文化の継承と活用** **施策の現状** 今日では経済的な物の豊かさ以上に、こころの豊かさを人々は求めています。 芸術や文化には楽しさや感動、精神的な安らぎを感じさせ、人生を豊かにする働きがあり、市民は、様々な文化に触れ、自らがその創造に参加したいという欲求を持っています。 そのため本市では、各地区で開催される市民文化祭のほか教育委員会主催の美術展、芸術祭を中心として、日常の文化活動の成果の「発表の場」として、発表会、作品展示会といった機会の提供と併せて、芸術文化鑑賞の機会を広く提供しています。 また、国・県・市指定文化財が96件、埋蔵文化財包蔵地が120箇所以上あるなど、貴重な文化財を数多く有しています。これらの歴史や文化財は誇れるものであり、未来に継承するとともに、地域の活性化に役立てていくことも必要です。このため、有形・無形の貴重な文化財の調査・保存・活用に努めています。 **施策の課題** 世代によっては演劇、舞踊、音楽などの鑑賞の機会等が少ない状況もあり、さらにそれらを自ら体験することの機会についても低い状況が見られます。 また、少子高齢化の急速な進展によって、次世代の文化の担い手不足が懸念されており、伝統文化の継承が不安視されています。 市民自らがふるさとの歴史や文化のすばらしさを再発見・再認識し、地域文化を発展させるとともに、貴重な文化財を後世に伝えるため、調査研究を行い、積極的に公開・活用していく必要があります。 また、子どもたちの豊かな人間性や感性を育むため、ふるさとの優れた芸術文化に触れる機会をつくるなどの仕組みづくりが必要となっています。 **施策の目的** 市民が多彩な文化・歴史に触れ、これを楽しむとともに後世に伝え、また、市の文化的・歴史的資産が適切に保存・活用されるように努めます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の内容 **（1）芸術・文化団体の育成・支援** 芸術文化活動を日常的に行っている団体の規模や実情にあわせた育成、支援を行うとともに、文化団体のより一層の文化活動を促進させるため、各地区の文化団体連合会の統合に向けて情報提供や連携、協力を行います。 主な取組み ○芸術・文化団体活動の促進 ○各地区間の文化団体の連携 **（2）文化活動等の充実** 豊かな芸術文化の発展を目指して、様々な文化振興事業を開催し、団体及び個人の成果を発表する場の提供と芸術文化鑑賞の機会の提供を併せて行っていきます。 主な取組み ○市民文化祭・市民芸術祭・街かどコンサート等への参加促進 ○芸術文化活動の情報提供 **（3）地域文化資源の発掘** 市内の歴史的な地域文化資源や本市にゆかりのある人物についての調査を行い、同調査で得られた貴重な成果を公表することで、潜在している魅力の新たな発見へと繋げます。 主な取組み ○調査報告書の刊行 ○歴史的な地域文化資源に関する情報の発信 ○市史編さんの検討 **（4）文化財の保存・継承** 指定文化財や埋蔵文化財を未来へと大切に保存していくための取組みを行います。 また、指定文化財のうち無形のものを未来へと大切に継承していくため、後継者育成・伝承活動に対する支援を行います。 主な取組み ○指定文化財の保護活動への支援 ○埋蔵文化財包蔵地の適切な保存 ○指定無形民俗文化財の後継者育成・伝承活動への支援	**施策の内容** **（1）芸術・文化団体の育成・支援** 芸術文化活動を日常的に行っている団体の規模や実情にあわせた育成、支援を行うとともに、文化団体のより一層の文化活動を促進させるため、各地区の文化団体連合会の統合に向けて情報提供や連携、協力を行います。 主な取組み ○芸術・文化団体活動の促進 ○各地区間の文化団体の連携 **（2）文化活動等の充実** 豊かな芸術文化の発展を目指して、様々な文化振興事業を開催し、団体及び個人の成果を発表する場の提供と芸術文化鑑賞の機会の提供を併せて行っていきます。 主な取組み ○市民文化祭・市民芸術祭等への参加促進 ○芸術文化活動の情報提供 **（3）文化財の保存・継承** 市内各地域に残されている歴史的資源としての文化財や伝統行事を次世代へ確実に継承するため、それらの保護に取り組み、また、地域の伝統行事や祭りなど、郷土に伝わる伝統文化の継承のため、後継者の育成や伝承活動に対しての支援を実施します。 主な取組み ○文化財・歴史資料等の保護 ○伝統文化継承・伝承活動への支援 **（4）文化財の活用** 市内各所に保管されている、文化財や歴史資料等の調査・整理を行い、その成果を公にするとともに、展示・公開に活用します。 さらに、市内各所に存在する文化財や歴史資料、伝統行事や祭り等について、市民が強度の文化や伝統に関心が持てるよう周知を図り、郷土に対する愛着心を醸成する手段として活用します。 主な取組み ○文化財・歴史資料等の展示・公開 ○文化財等の情報提供

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
（５）文化財の活用 市内に所在する指定文化財の積極的な周知を図り、市民が郷土に対する愛着心を醸成できるように活用します。 主な取組み ○指定文化財に関する情報の発信 ○指定文化財の説明板の整備 **（６）郷土資料館の充実** 歴史的な地域文化資源の収集・保存等を経営的に推進し、所蔵資料を調査・研究して展示などに活用します。 また、生涯学習や学校教育との連携強化を図ります。 主な取組み ○展示の実施などによる所蔵資料の活用 ○市の歴史を紹介する講座等の開催 **（７）本多静六博士の顕彰** 日本で最初の「林学博士」であり、「日本の公園の父」と呼ばれる郷土の偉人本多静六の顕彰を推進するとともに、積極的な情報発信を行います。 主な取組み ○本多静六博士の顕彰 ○本多静六記念館の充実	**（５）本多静六博士の顕彰** 日本で最初の「林学博士」であり、「日本の公園の父」と呼ばれる郷土の偉人本多静六の顕彰を推進するとともに、積極的な情報発信を行います。 主な取組み ○本多静六博士の顕彰 ○本多静六記念館の充実 **（６）地域文化資源の発掘** 市内の歴史資料や本市にゆかりのある人物の発掘に努め、その成果を公にし、潜在している魅力の新たな発見へと繋げます。 また、地域文化資源の情報発信を積極的に行い、文化振興の素材として活用します。 主な取組み ○市史編さんの推進 ○地域文化資源の情報発信 **（７）郷土資料館の充実** 歴史資料等の調査、収集、保存等に努め、その活用を図るため、常設展や特別展などでの展示公開を行い、併せて歴史講座等の各種事業を実施し歴史や文化を学ぶ生涯学習の場として、また、学校教育への支援の場として、郷土資料館の充実を図ります。 主な取組み ○企画展・特別展の開催 ○生涯学習及び学校教育等との連携強化

新　（後期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成27年度（現状値）	平成34年度（目標値）	備考
久喜市美術展出品者数	人	427	500	
久喜市美術展入場者数	人	2,132	3,000	
市民芸術祭入場者数	人	652	850	
吹奏楽フェスティバル入場者数	人	1,950	2,100	
郷土伝統芸能後継者育成活動の実施回数	回	309	288	
郷土資料館の入館者数	人	7,809	7,690	

協働の指針

○芸術・文化に関心をもち、講演や学習会、その他市民活動に積極的に参加します。
○地域における芸術・文化活動の振興、地域間の文化交流に努めます。
○文化財の地域での保存・管理に協力します。

旧　（前期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
久喜市美術展出品者数	人	415	500	500	
久喜市美術展入場者数	人	2,510	3,000	3,000	
市民芸術祭入場者数	人	758	850	850	
吹奏楽フェスティバル入場者数	人	1,910	2,100	2,100	
郷土伝統芸能後継者育成活動の実施回数	回	261	274	288	
郷土資料館の入館者数	人	6,981	7,330	7,690	

協働の指針

○芸術・文化に関心をもち、講演や学習会、その他市民活動に積極的に参加します。
○地域における芸術・文化活動の振興、地域間の文化交流に努めます。
○文化財の地域での保存・管理に協力します。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
８　スポーツ・レクリエーション活動の充実 **施策の現状** スポーツ・レクリエーション活動は市民の健康や体力づくり、趣味等のために役立つ手段だけではなく、豊かで活力に満ちた地域社会の形成に重要な役割を担っています。 平成 23 年にスポーツ振興法を全面的に改正したスポーツ基本法により、スポーツに関する国及び地方公共団体の責務が定められました。本市では、平成 28 年度に「スポーツ推進計画」定め、同計画に基づくスポーツを推進しています。 市内の総合運動公園、体育センター、プールなどのスポーツ施設や学校体育施設は、総合型地域スポーツクラブをはじめとする様々な団体や市民のスポーツ・レクリエーション活動の場となっております。 また、地区体育祭などの開催により、スポーツ・レクリエーションを通じた市民交流も活発に行われています。 **施策の課題** スポーツの機会の提供や競技力の向上が課題となっており、課題解決のためには、市民が参加しやすい　　スポーツ大会等の開催や地域におけるスポーツ振興の拠点としての総合型地域スポーツクラブ等の充実が求められています。 **施策の目的** スポーツへの多様な関わり方や地域のスポーツクラブやスポーツ指導者などに支えられ、生涯にわたって多くの市民がスポーツ・レクリエーションに親しむことにより、健康の保持・増進が図られ、明るく活力に満ちた社会の形成を目指します。	**８　スポーツ・レクリエーション活動の充実** **施策の現状** スポーツ・レクリエーション活動は市民の健康や体力づくり、趣味等のために役立つ手段だけではなく、豊かで活力に満ちた地域社会の形成に重要な役割を担っています。 また、スポーツ基本法の制定により、スポーツの推進が国家戦略として位置付けられ、今後益々スポーツ・レクリエーションの活性化が求められています。 本市では、総合型地域スポーツクラブの活動のほか、総合運動公園、体育センター、プールなどの地域の各スポーツ施設や、学校体育施設において多くの人がスポーツの日常化に努めているほか、 地区体育祭などの開催により、スポーツ・レクリエーションを通じた市民交流も活発に行われています。 **施策の課題** スポーツは明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与するものであり、スポーツの楽しさや感動を分かち合うには、スポーツの機会の提供や競技力の向上も求められています。 そのためには、各自の興味・関心にあわせて参加できるスポーツ大会の開催や地域におけるスポーツ振興の拠点としての機能を有する総合型地域スポーツクラブの充実が求められています。また、スポーツ基本法に基づくスポーツ行政の総合的、計画的な推進も求められており、スポーツ推進計画の策定を含め積極的な施策の推進が必要です。 **施策の目的** 地域のスポーツクラブやスポーツ指導者などに支えられ、生涯にわたって多くの市民がスポーツ・レクリエーションに親しむことにより、健康の保持・増進が図られ、明るく活力に満ちた社会の形成を目指します。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の内容 **（1）スポーツ・レクリエーション施設の充実** 市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ場として、社会体育施設や学校体育施設の充実を図ります。 主な取組み ○社会体育施設の充実 ○学校体育施設の適正な維持管理 **（2）スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実** 市民の健康づくりや体力の向上に資するため、各種の大会、教室等を開催し、スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実を図ります。 主な取組み ○各種スポーツ教室等の充実 ○スポーツ・レクリエーション活動の情報提供 **（3）スポーツ・レクリエーション活動を通じた市民交流の促進** スポーツ・レクリエーション活動を通じた市民交流を促進するため、地区体育祭等の充実を図ります。 主な取組み ○地区体育祭の充実 **（4）スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援** 市民がスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる環境づくりを促進するため、スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援を図ります。 また、地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの創設を支援します。 主な取組み ○各種団体の育成・支援	**施策の内容** **（1）スポーツ・レクリエーション施設の充実** 市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ場として、社会体育施設や学校体育施設の充実を図ります。 主な取組み ○社会体育施設の充実 ○学校体育施設の適正な維持管理 **（2）スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実** 市民の健康づくりや体力の向上に資するため、各種の大会、教室等を開催し、スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実を図ります。 主な取組み ○各種スポーツ教室等の充実 ○スポーツ・レクリエーション活動の情報提供 **（3）スポーツ・レクリエーション活動を通じた市民交流の促進** スポーツ・レクリエーション活動を通じた市民交流を促進するため、地区体育祭等の充実を図ります。 主な取組み ○地区体育祭の充実 **（4）スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援** 市民がスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる環境づくりを促進するため、スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援を図ります。 また、地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの創設を支援します。 主な取組み ○各種団体の育成・支援

新　（後期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
社会体育施設利用者数	人	280,149	168, 000	
学校体育施設利用者数	人	209,483	210, 000	
スポーツ・レクリエーション大会、教室等参加者数	人	17,754	13, 143 以上	

協働の指針

○スポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加し、自らが健康で活力に満ちた生活を送ることを心がけます。

○スポーツ・レクリエーション活動に関する企画・立案に積極的に参加します。

旧　（前期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
社会体育施設利用者数	人	167, 460	168, 000	168, 000	
学校体育施設利用者数	人	209, 971	210, 000	210, 000	
スポーツ・レクリエーション大会、教室等参加者数	人	13, 143	13, 143 以上	13, 143 以上	

協働の指針

○スポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加し、自らが健康で活力に満ちた生活を送ることを心がけます。

○スポーツ・レクリエーション活動に関する企画・立案に積極的に参加します。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
大綱５　安全で調和のとれた住みよい快適なまち **１　都市機能の整備** **施策の現状** 本市は、JR 宇都宮線、東武伊勢崎線、東武日光線などが乗り入れる５つの駅や東北道の久喜インターチェンジ、圏央道の久喜白岡ジャンクション、白岡菖蒲インターチェンジなどを有し、交通体系に恵まれています。 また、本市の都市計画区域は、全市域 82.41 ㎢であり、その約 24%にあたる 19.70 ㎢が市街化区域、約 76%にあたる 62.71 ㎢が市街化調整区域となっています。 なかでも市街地では、良好な住宅地が形成され、公園・緑地等が整備されるなど安全性や快適性を確保するとともに、本市の立地特性を生かした土地利用の転換が図られてきました。 また、本市の交通の利便性を生かし、久喜菖蒲工業団地や清久工業団地、菖蒲南部産業団地など工業・流通業務の土地利用が図られてきました。 **施策の課題** 本市の特長である恵まれた田園環境が保全され、良好な生活環境が将来にわたり維持されるよう、長期的視点に立った土地利用計画の策定が必要であり、駅周辺地域の整備、圏央道のインターチェンジやジャンクション周辺、幹線道路沿線など、交通条件の良い地域において、計画的な土地利用を推進することが必要です。 また、市街地内の未利用地については、土地の有効活用を図るため、定住を促進するための計画的な土地利用が求められています。 住宅については、若年人口の定住を図るために、良質な住宅の供給促進と快適な住環境の整備が求められているため、民間を含めた多彩な住宅施策を実施していくことが必要です。 また、高齢者等が安心して暮らせる住宅の確保等も求められています。 **施策の目的** 交通の利便性を生かした産業系の土地利用の推進に努めるとともに、あらゆる世代に適応する住みやすい居住環境の形成を促進し、調和のとれた住空間・都市空間づくりと市街地整備に努めます。	**大綱５　安全で調和のとれた住みよい快適なまち** **１　都市機能の整備** **施策の現状** 本市は、JR 宇都宮線、東武伊勢崎線、東武日光線などが乗り入れる５つの駅や東北道の久喜インターチェンジ、圏央道の久喜白岡ジャンクション、白岡菖蒲インターチェンジなどを有し、交通体系に恵まれています。 また、本市の都市計画区域は、全市域 82.4km^{2}であり、その約 24%にあたる 19.7km^{2}が市街化区域、約 76%にあたる 62.7km^{2}が市街化調整区域となっています。 なかでも市街地では、良好な住宅地が形成され、公園・緑地等が整備されるなど安全性や快適性を確保するとともに、本市の立地特性を生かした土地利用の転換が図られてきました。 また、本市の交通の利便性を生かし、久喜菖蒲工業団地や菖蒲南部産業団地など工業・流通業務の土地利用が図られてきました。 **施策の課題** 本市の特長である恵まれた田園環境が保全され、良好な生活環境が将来にわたり維持されるよう、長期的視点に立った土地利用計画の策定が必要であり、駅や駅周辺地域の整備、圏央道のインターチェンジやジャンクション周辺、幹線道路沿線での開発を計画的に推進することが必要です。 なかでも住宅は、健康で文化的な暮らしの基盤であることから、良質な住宅の供給促進と快適な住環境の整備が求められ、民間を含めた多彩な宅地施策は若年人口の定住促進においても重要な役割を持ちます。 本市では、市街地内の未利用地もあり、この有効活用とともに定住を促進するための計画的な土地利用が求められています。 また、高齢化が急速に進行する中で、高齢者等が安心して暮らせる住宅の確保等も求められています。 **施策の目的** 交通の利便性を生かした産業系の土地利用の推進に努めるとともに、あらゆる世代に適応する住みやすい居住環境の形成を促進し、調和のとれた住空間・都市空間づくりと市街地整備に努めます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の内容 **（1）計画的なまちづくりの推進** 本市の特性や社会経済情勢などの変化に応じた土地利用を図るとともに、都市計画マスタープランを推進します。 主な取組み ○都市計画マスタープランの推進 **（2）総合的な土地利用の推進** 適正かつ効率的な土地利用を図るため、将来土地利用構想に則した、地区整備を推進します。 主な取組み ○都市計画マスタープランの推進（再掲） **（3）中心市街地整備の推進** 地域の調和ある発展と利便向上を図るため、未整備の駅前広場等、駅周辺地域の整備を推進します。 また、整備済みの駅前広場は、利用しやすく親しまれる魅力ある空間となるよう、適正な維持管理と更新に努めます。 主な取組み ○駅周辺地域の整備事業等 ○既存駅前広場の適正な維持管理	**施策の内容** **（1）計画的なまちづくりの推進** 本市の特性や社会経済情勢などの変化に応じた土地利用を図るとともに、都市計画マスタープランを推進します。 主な取組み ○都市計画マスタープランの推進 **（2）総合的な土地利用の推進** 適正かつ効率的な土地利用を図るため、将来土地利用構想に則した、地区整備を推進します。 主な取組み ○都市計画マスタープランの推進（再掲） **（3）中心市街地整備の推進** 地域の調和ある発展と利便向上を図るため、未整備の駅前広場等、駅周辺地域の整備を推進します。 また、整備済みの駅前広場は、利用しやすく親しまれる魅力ある空間となるよう、適正な維持管理と更新に努めます。 主な取組み ○駅周辺地域の整備事業等 ○既存駅前広場の適正な維持管理

新　（後期基本計画）

（4）住環境の整備や改善

多様化する市民生活に対応した住環境を確保し、また、市民の定住化促進を図るとともに、住環境の整備や改善を推進します。

また、計画的な市街地整備を進めるとともに、個性豊かで快適な都市づくりを図るため、地域住民の理解を得ながら、各地域の特性に応じた地区計画の積極的な活用を推進します。

主な取組み
- ○栗橋駅西土地区画整理事業
- ○地区計画制度の活用

（5）市営住宅の計画的な維持管理

既存市営住宅の計画的な維持管理に努めるとともに、その在り方について見直します。

主な取組み
- ○市営住宅の計画的な維持管理

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
市街化区域の面整備率	%	61.1	61.1 以上	

協働の指針

○市の土地利用方針を理解し、住宅・住空間の整備に協力します。
○事業者は、良質な宅地と安全で快適な住宅の供給に努めます。

旧　（前期基本計画）

（4）住環境の整備や改善

多様化する市民生活に対応した住環境を確保し、また、市民の定住化促進を図るとともに、住環境の整備や改善を推進します。

また、計画的な市街地整備を進めるとともに、個性豊かで快適な都市づくりを図るため、地域住民の理解を得ながら、各地域の特性に応じた地区計画の積極的な活用を推進します。

主な取組み
- ○栗橋駅西土地区画整理事業
- ○地区計画制度の活用

（5）市営住宅の計画的な維持管理

既存市営住宅の計画的な維持管理に努めるとともに、その在り方について見直します。

主な取組み
- ○市営住宅の計画的な維持管理

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
市街化区域の面整備率	%	61.1	61.1 以上	61.1 以上	

協働の指針

○市の土地利用方針を理解し、住宅・住空間の整備に協力します。
○事業者は、良質な宅地と安全で快適な住宅の供給に努めます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
２　道路・公共交通の整備・充実 **施策の現状** 市内には、東北自動車道の久喜インターチェンジがあり、新たに首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクション及び白岡菖蒲インターチェンジが開設しました。 また、国道４号、122 号及び 125 号並びに主要地方道さいたま栗橋線、川越栗橋線及び春日部久喜線などの広域幹線道路があり、交通利便性に恵まれています。 さらに、JR 宇都宮線、東武伊勢崎線及び東武日光線が縦断し、久喜駅、東鷲宮駅、栗橋駅、鷲宮駅及び南栗橋駅があり、鉄道による交通利便性にも恵まれています。特に、ＪＲ宇都宮線は、平成 27 年３月から上野東京ラインとして、東海道線まで直通運転を実施し、東武伊勢崎線も、平成 29 年４月から久喜駅に特急電車が全列車停車するなど、鉄道の利便性は大幅に向上しています。 また、道路については、　　幹線道路や都市計画道路と生活道路を区分し、各地域の特性を生かした整備に取り組んでいます。また、鉄道や路線バス等の公共交通については、関係機関に対し、利便性向上のための要望等を行っています。 **施策の課題** 今後、国・県等関係機関と連携しながら、　　国道や県道の整備を促進するとともに、市道については、広域幹線道路とのネットワークを確保しつつ、地域間を結ぶ幹線道路や都市計画道路の整備を進める必要があります。 　　生活道路においては狭い道路や砂利道などの未整備路線の整備を進める必要があります。なお、道路網の計画的な整備にあたっては、道路の基礎的資料となる道路台帳を常に最新の状態に維持する必要があります。 さらに、公共交通機関の利便性向上と利用の促進を図る必要があります。	**２　道路・公共交通の整備・充実** **施策の現状** 道路交通網は、交通のほか、定住・交流・生産・流通等の重要な機能を受け持つ大切な都市基盤です。 市内には、東北道の久喜インターチェンジがあり、新たに圏央道の久喜白岡ジャンクション及び白岡菖蒲インターチェンジが開設しました。 また、国道４号、122 号及び 125 号並びに主要地方道さいたま栗橋線、川越栗橋線及び春日部久喜線などの広域幹線道路があり、交通利便性に恵まれています。 さらに、JR 宇都宮線、東武伊勢崎線及び東武日光線が縦断し、久喜駅、東鷲宮駅、栗橋駅、鷲宮駅及び南栗橋駅があり、鉄道による交通利便性にも恵まれています。 　　道路については、市を結ぶ幹線道路　　と生活道路を区分し、各地域の特性を生かした整備に取り組んでいます。 また、鉄道や路線バス等の公共交通については、関係機関に対し、利便性向上のための要望等を行っています。 **施策の課題** 今後、国・県等関係機関と連携しながら、圏央道をはじめ国道や県道の整備を促進するとともに、市道については、広域幹線道路とのネットワークを確保しつつ、地域間を結ぶ幹線道路　　の整備を進める必要があります。 また、生活道路においても狭い道路や砂利道などの未整備路線の整備を進める必要があります。　　道路網の計画的な整備にあたっては、道路の基礎的資料となる道路台帳を常に最新の状態に維持する必要があります。 さらに、公共交通機関の利便性向上と利用の促進を図る必要があります。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の目的 国・県等関係機関と連携しながら、広域幹線道路の整備を進め、地域間の移動時間や距離を短縮するとともに、地域や産業の活性化をもたらすよう努めます。 また、安全性・利便性の向上と市内地域間の連携強化のため、幹線道路網の計画的な整備、生活道路の整備を進めるとともに、身近な公共交通機関の充実を図ります。	**施策の目的** 広域幹線道路の整備を進め、地域間の移動時間や距離を短縮するとともに、地域や産業の活性化をもたらすよう努めます。 また、安全性・利便性の向上と市内地域間の連携強化のため、幹線道路網の計画的な整備、生活道路の整備を進めるとともに、身近な公共交通機関の充実を図ります。
施策の内容 **（1）広域幹線道路の整備** 国道・県道を基軸とした広域交通道路網が配置されており、道路網整備による安全性や利便性の向上が求められていることから、 国道 125 号栗橋大利根バイパス・主要地方道上尾久喜線樋ノ口バイパス・主要地方道春日部菖蒲線白岡久喜バイパス・県道加須幸手線バイパス・主要地方道行田蓮田線バイパスなどの新規道路の整備、国道 125 号・主要地方道さいたま栗橋線・主要地方道川越栗橋線・県道阿佐間幸手線などの歩道整備を含めた道路拡幅及び交差点の改良、また、各地域を結ぶ幹線道路などの計画的な整備促進を図り、広域的な移動軸の形成を目指します。 主な取組み ○ ○国・県道の整備促進 ○広域幹線道路の整備	**施策の内容** **（1）広域幹線道路の整備** 国道・県道を基軸とした広域交通道路網が配置されており、道路網整備による安全性や利便性の向上が求められていることから、圏央道をはじめ、国道 125 号栗橋大利根バイパス・主要地方道上尾久喜線樋ノ口バイパス・主要地方道春日部菖蒲線白岡久喜バイパス・県道加須幸手線バイパス・主要地方道行田蓮田線バイパスなどの新規道路の整備、国道 125 号・主要地方道さいたま栗橋線・主要地方道川越栗橋線・県道阿佐間幸手線などの歩道整備を含めた道路拡幅及び未整備の都市計画道路の整備　　などの計画的な促進を図り、広域的な移動軸の形成を目指します。 主な取組み ○圏央道及び圏央道休憩施設の整備促進 ○国・県道の整備促進 ○広域幹線市道の整備
（2）市内幹線道路・生活道路の整備 市道は日常生活や経済活動を支える最も身近な公共施設であり、市民の生活の基盤となる道路の計画的な整備の推進が必要なことから、歩道の整備、狭い道路の拡幅整備、路面の段差解消・バリアフリー化などの機能性・安全性の向上及び環境に配慮した人に優しい快適な道づくりに努めます。 また、市内の拠点間を結ぶ交通網や都市間の連携を強化する広域道路網構築のため、都市の骨格となる都市計画道路及び幹線道路についても計画的な整備を図ります。 さらに、橋りょうについても整備・補修を進めます。 なお、計画的な道路整備や、道路行政の基礎資料となる道路台帳を常に最新の状態に維持していきます。	**（2）市内幹線道路・生活道路の整備** 市道は日常生活や経済活動を支える最も身近な公共施設であり、市民の生活の基盤となる道路の計画的な整備の推進が必要なことから、歩道の整備、狭い道路の拡幅整備、路面の段差解消・バリアフリー化などの機能性・安全性の向上及び環境に配慮した人に優しい快適な道づくりに努めます。 また、市内の拠点間を結ぶ交通網や都市間の連携を強化する広域道路網構築のため、都市の骨格となる都市計画道路及び幹線道路についても計画的な整備を図ります。 さらに、橋りょうについても整備・補修を進めます。 なお、計画的な道路整備や、道路行政の基礎資料となる道路台帳を常に最新の状態に維持していきます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
主な取組み ○市道の整備・改良 ○市道のバリアフリー化 ○橋りょうの整備・補修 ○道路台帳等の整備	主な取組み ○市道の整備・改良 ○市道のバリアフリー化 ○橋りょうの整備・補修 ○道路台帳等の整備
（3）安全で快適な道づくりの推進 市民が安心して利用できるよう、幹線道路の整備と整合を図りながら、計画的な道路の新設・改良に努めます。 歩道の整備にあたってはバリアフリー化に努めます。 また、安全で快適な道路環境を維持するため、道路パトロールを実施し、不具合箇所の早期発見に努め、道路レスキューによる補修や改修の推進を図ります。 さらに、市民参加による快適な道路環境づくりの取り組みを支援します。	**（3）安全で快適な道づくりの推進** 市民が安心して利用できるよう、幹線道路の整備と整合を図りながら、計画的な道路の新設・改良に努めます。 歩道の整備にあたってはバリアフリー化に努めます。 また、安全で快適な道路環境を維持するため、道路パトロールを実施し、　危険箇所の早期発見に努め、　補修や改修の推進を図ります。 さらに、市民参加による快適な道路環境づくりの取り組みを支援します。
主な取組み ○市道の整備・改良（再掲） ○歩道のバリアフリー化 ○道路レスキュー事業 ○道路里親事業 ○道路愛護月間事業	主な取組み ○市道の整備・改良（再掲） ○歩道のバリアフリー化 ○道路里親事業 ○道路愛護月間事業
（4）公共交通機関の充実 鉄道や路線バス等の公共交通機関の利便性向上について、関係機関に要望していきます。 また、高速バスの乗り入れについて、事業者に要望していきます。 市内循環バスやデマンド交通については、利用状況や利用者ニーズを踏まえて適宜見直しを行います。	**（4）公共交通機関の充実** 鉄道や路線バス等の公共交通機関の利便性向上について、関係機関に要望していきます。また、高速バスの乗り入れについて、事業者に要望していきます。 市内循環バスについては、　利用状況や利用者ニーズを踏まえ、適宜、運行体制を見直すとともに、より効果的、効率的な公共交通システムの導入について検討します。
主な取組み ○鉄道事業者への要望活動 ○バス事業者への要望活動 ○市内循環バスの適正運行 ○デマンド交通の適正運行 ○菖蒲地区におけるバスターミナルの整備	主な取組み ○鉄道事業者への要望活動 ○バス事業者への要望活動 ○市内循環バスの適正運行 ○新たな地域公共交通網の整備

新　（後期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
舗装整備率	%	72.76	75.0	
歩道整備延長	m	155,511	150,000	
市内循環バス乗車人数	人	157,770	169,000	

協働の指針

○道路の適切な維持管理に協力します。
○公共交通機関を積極的に利用します。
○運行上の安全性の確保と他の公共交通機関との連携による快適性、利便性の向上を図ります。
○市民ニーズに即した公共交通の運行について安全性を第一として実施します。

旧　（前期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
舗装整備率	%	71.5	73.0	75.0	
歩道整備延長	m	141,444	145,000	150,000	
市内循環バス乗車人数	人	152,876	161,000	169,000	

協働の指針

○道路の適切な維持管理に協力します。
○公共交通機関を積極的に利用します。
○運行上の安全性の確保と他の公共交通機関との連携による快適性、利便性の向上を図ります。
○市民ニーズに即したバス　　の運行について安全性を第一として実施します。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
３　公園の緑化と水辺環境の保全 **施策の現状** 都市公園をはじめとする緑とオープンスペースは、休息、散策、遊戯、運動などレクリエーション活動の場であるとともに、都市環境の維持・改善機能、景観形成機能、都市防災機能など様々な目的と機能を兼ね備えた施設です。 こうした特性を生かすため、計画的に公園、緑地及び水辺の整備を進めるとともに、既設公園においては、利用者の誰もが安心して快適に過ごせるよう、適切な管理運営を行い、良好な施設環境の維持に努めています。 また、公園や緑地は、生活に潤いや安らぎを与えるだけでなく、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全など、良好な都市環境の形成に寄与する重要な施設であり、緑の保全並びに緑化を積極的に推進しています。 本市では、県営久喜菖蒲公園、県営権現堂公園、久喜市総合運動公園及び弦代公園などの大規模な公園が整備されています。また、街区公園等の整備を計画的に進め、近年のスポーツ・レクリエーションを行う場のほか、いこいや交流の場などを創出し、緑や水とふれあえる空間を求める市民ニーズに対応しています。 **施策の課題** 生活に密着した身近な公園や広場、水辺環境の整備を求める声が高まっています。 このため、公園・緑地・水辺の整備により、市全体が緑や水に包まれるような、美しく潤いのある環境づくりを進めていく必要があります。 一方、公園の遊具、休息施設、トイレなどは、定期的に状況を確認し、補修等を行っていますが、今後は公園利用者のニーズに合わせて、計画的に改修を行っていく必要があります。 **施策の目的** 市民のいこいや交流に役立つ空間を確保するため、魅力ある公園・緑地・水辺環境の整備・保全を図ります。	**３　公園の緑化と水辺環境の保全** **施策の現状** 都市公園をはじめとする緑とオープンスペースは、休息、散策、遊戯、運動などレクリエーション活動の場であるとともに、都市環境の維持・改善機能、景観形成機能、都市防災機能など様々な目的と機能を兼ね備えた施設です。 こうした特性を生かすため、計画的に公園、緑地及び水辺の整備を進めるとともに、既設公園においては、利用者の誰もが安心して快適に過ごせるよう、適切な管理運営を行い、良好な施設環境の維持に努めています。 また、公園や緑地は、生活に潤いや安らぎを与えるだけでなく、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全など、良好な都市環境の形成に寄与する重要な施設であり、緑の保全並びに緑化を積極的に推進しています。 本市では、県営久喜菖蒲公園、県営権現堂公園、久喜市総合運動公園及び弦代公園などの大規模な公園が整備され、　　さらには街区公園等の整備を計画的に進め、近年のスポーツ・レクリエーションを行う場のほか、いこいや交流の場などを創出し、緑や水とふれあえる空間を求める市民ニーズに対応しています。 **施策の課題** 生活に密着した身近な公園や広場、水辺環境の整備を求める声が高まっています。 このため、公園・緑地・水辺の整備により、市全体が緑や水に包まれるような、美しく潤いのある環境づくりを進めていく必要があります。 **施策の目的** 市民のいこいや交流に役立つ空間を確保するため、魅力ある公園・緑地・水辺環境の整備・保全を図ります。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の内容 **（1）公園の充実** 子どもからお年寄りまでの公園利用者が、一緒に学ぶことができるような世代間交流を担う場を提供するとともに、地域間におけるコミュニティ活動の拠点、さらには健康増進活動を行える場となるような施設環境の充実を図ります。 また、災害発生時においては、避難地のほか、復旧・復興の拠点として活用できるよう、防災機能の向上に資する快適で安全な都市空間を創出します。 主な取組み ○公園内施設の整備充実 ○防災機能を有した都市空間としての公園整備 **（2）公園の管理と緑化の推進** 地域住民やボランティア団体との協働により、草花や樹木の植栽を定期的に実施し、緑化の推進を図ります。 また、森や水辺のある自然形態を生かした公園については、周辺環境に十分配慮したうえで、緑がもたらす公益的な機能を最大限に発揮できるよう保全に努めます。 さらに、緑化については、本市が生んだ「日本の公園の父」である本多静六博士の遺志を受け継ぎ、地域の特徴や歴史、市民の要望などを最大限に生かし、計画的に推進します。 主な取組み ○市民参加による維持管理体制の確保 ○公園の緑化 **（3）街区公園等の整備** 公園等が持つ様々な役割や機能を考慮したうえで、子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層のニーズに応えられる施設を備え、地域に密着し、親しみを持たれる公園の整備に努めます。 主な取組み ○近隣公園及び街区公園等の整備 ○協働による公園の維持管理	**施策の内容** **（1）公園の充実** 子どもからお年寄りまでの公園利用者が、一緒に学ぶことができるような世代間交流を担う場を提供するとともに、地域間におけるコミュニティ活動の拠点、さらには健康増進活動を行なえる場となるような施設環境の充実を図ります。 また、災害発生時においては、避難地のほか、復旧・復興の拠点として活用できるよう、防災機能の向上に資する快適で安全な都市空間を創出します。 主な取組み ○公園内施設の整備充実 ○防災機能を有した都市空間としての公園整備 **（2）公園の管理と緑化の推進** 地域住民やボランティア団体との協働により、草花や樹木の植栽を定期的に実施し、緑化の推進を図ります。 また、森や水辺のある自然形態を生かした公園については、周辺環境に十分配慮したうえで、緑がもたらす公益的な機能を最大限に発揮できるよう保全に努めます。 さらに、緑化については、本市が生んだ「日本の公園の父」である本多静六博士の意志を受け継ぎ、地域の特徴や歴史、市民の要望などを最大限に生かし、計画的に推進します。 主な取組み ○市民参加による維持管理体制の確保 ○公園の緑化 **（3）街区公園等の整備** 公園等が持つ様々な役割や機能を考慮したうえで、子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層のニーズに応えられる施設を備え、地域に密着し、親しみを持たれる公園の整備に努めます。 主な取組み ○近隣公園及び街区公園等の整備

新　（後期基本計画）

（4）水辺環境の保全

水辺空間を利用し、生活に潤いや安らぎを与える場として、自然に配慮した水辺環境の保全に努めます。

また、水辺環境は、レクリエーションや水に親しむ場として、親水施設の設置など自然景観に配慮した整備に努めます。

さらに、中川や青毛堀川などの一級河川では、良好な水辺環境を生かし、自然とふれあえる緑と水の空間の保全・創出を図るとともに、多様な生態系の保全が図れるよう県に要望していきます。

また、緑と水の拠点づくりによりその活用を図ります。

主な取組み
- ○水辺環境の保全
- ○水辺再生維持管理事業

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
都市公園の整備(供用)面積	m^2	635,936	651, 000	
総合体育館及び有料公園施設等の利用者数	人	675,091	555, 703 以上	
公園維持管理業務等の委託契約を締結した住民団体数	団体	145	110	

協働の指針

○公園に親しみを持ち活用します。
○みどりの大切さを理解し、進んで緑化活動に参加します。
○地域の公園は地域で管理するように努めます。

旧　（前期基本計画）

（4）水辺環境の保全

水辺空間を利用し、生活に潤いや安らぎを与える場として、自然に配慮した水辺環境の保全に努めます。

また、水辺環境は、レクリエーションや水に親しむ場として、親水施設の設置など自然景観に配慮した整備に努めます。

さらに、中川や青毛堀川などの一級河川では、良好な水辺環境を生かし、自然とふれあえる緑と水の空間の保全・創出を図るとともに、多様な生態系の保全が図れるよう県に要望していきます。

また、緑と水の拠点づくりによりその活用を図ります。

主な取組み
- ○水辺環境の保全
- ○水辺再生維持管理事業

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
都市公園の整備(供用)面積	m^2	606, 302	633, 000	651, 000	
総合体育館及び有料公園施設等の利用者数	人	555, 703	555, 703 以上	555, 703 以上	
公園維持管理業務等の委託契約を締結した住民団体数	団体	54	80	110	

協働の指針

○公園に親しみを持ち活用します。
○みどりの大切さを理解し、進んで緑化活動に参加します。
○地域の公園は地域で管理するように努めます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
４　上下水道の整備 **施策の現状** 水道は、健康で文化的な生活や生産活動に欠かせない社会基盤のため、水道施設の更新や適切な維持管理を行い、安全・安心な水道水の安定供給に努めています。 下水道は、快適な生活環境の確保や公共用水域の水質の保全・向上のために処理区域の拡大や持続可能な事業運営が求められています。 また、公共下水道区域以外では、農業集落排水事業や合併処理浄化槽により生活排水の処理をしています。 **施策の課題** 水道については、施設の更新や耐震化、配水ブロックの見直しを図り、水圧や水量のバランスのとれた効率的な水運用を行うなど、安定給水に努める必要があります。あわせて、石綿管の更新も計画的に実施していくことが必要です。 下水道については、整備済み区域において、水洗化の促進を図るとともに、合流式下水道の改善や施設の維持管理の充実を図る必要があります。 なお、合併処理浄化槽が設置されている場所で、後から公共下水道が整備された場合、公共下水道への接続工事がなかなか進まない問題があります。 また、事業推進の財源や適正な使用料の確保に努めるとともに、将来の人口減も十分に勘案しながら、事業運営の安定化を図る必要があります。 **施策の目的** 水道施設の更新や整備を行い、災害に強い施設の構築と供給体制の持続性を確保し、安全・安心で良質な水道水の安定供給に努めます。 公共下水道、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置促進事業により生活排水処理の普及率の向上による公共用水域の水質保全を目指すとともに、事業運営の安定化を図ります。	**４　上下水道の整備** **施策の現状** 水道は、健康で文化的な生活や生産活動に欠かせない社会基盤のため、これまで老朽管の更新や良好な水質の確保などにより、安全・安心な水道水の安定供給に努めています。 下水道は、快適な生活環境の確保や公共用水域の水質の保全・向上のために処理区域の拡大が求められています。 また、下水道事業の効果的推進のほか、公共下水道区域以外では、農業集落排水事業や合併処理浄化槽による生活排水の処理をしています。 **施策の課題** 水道については、老朽化した施設の更新や配水ブロックの見直しを図り、水圧や水量のバランスのとれた効率的な水運用を行い、安定給水に努める必要があります。 下水道については、供用開始済みの処理区及び地区について、水洗化の普及を図るとともに、合流式下水道の改善や施設の維持管理の充実を図る必要があります。 また、事業推進の財源や適正な使用料の確保に努め、事業運営の安定化を図る必要があります。 **施策の目的** 安全な水道水の安定供給のため、施設・設備の更新・整備を行い、災害にも対応した施設と供給体制を確保し、市水道ビジョンの着実な実施に努めます。 公共下水道、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置促進事業により生活排水処理の普及率の向上による公共用水域の水質保全を目指すとともに、事業運営の安定化を図ります。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の内容 **（1）水道施設の計画的整備** 市水道ビジョンに基づき、補強連絡管の整備によりバックアップ機能の充実を図るとともに、水源については段階的に地下水を県水へ切り替え、配水ブロックの見直しなどを行います。 また、配水拠点となる浄水場や老朽管、石綿セメント管の更新及び基幹管路の耐震化を図るとともに、災害時の体制を整えることで、災害に強い施設の構築を図ります。 主な取組み ○安定した水の供給 ○施設の計画的な整備 **（2）効率的な水道事業の推進** 水需要が伸び悩む中、施設規模の適正化を推進し、施設運用の効率化に努めるとともに、漏水調査の実施等により有収率の向上を図り、健全な事業運営に努めます。 主な取組み ○水道事業の効率化 **（3）計画的な生活排水処理の実施** 生活環境の改善や公共用水域の水質保全・向上を進めるため、効率的な生活排水処理に係る総合的かつ長期的なビジョンを策定します。 また、生活排水の処理は、公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置促進事業の３事業により実施していきます。 主な取組み ○生活排水処理ビジョンの策定	**施策の内容** **（1）水道施設の計画的整備** 補強連絡管の整備によりバックアップ機能の充実を図るとともに、水源については段階的に地下水を県水へ切り替え、配水ブロックの見直しなどを行い、安定した水道水の供給に努めます。 また、配水拠点となる浄水場や老朽管、石綿セメント管の更新及び基幹管路の耐震化を図るとともに、災害時の体制を整えることで、災害に強い施設の構築を図ります。 主な取組み ○安定した水の供給 ○施設の計画的な整備 **（2）効率的な水道事業の推進** 水需要が伸び悩む中、経常経費の節減や合理化に努めるとともに、水道施設の効率化、有収率の向上を図るため漏水調査の実施、外部委託などを活用し適正な定員管理を図ります。 主な取組み ○水道事業経営の健全化・効率化 **（3）計画的な生活排水処理の実施** 生活環境の改善や公共用水域の水質保全・向上を進めるため、効率的な生活排水処理に係る総合的かつ長期的なビジョンを策定します。 また、生活排水の処理は、公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置促進事業の３事業により実施していきます。 主な取組み ○生活排水処理ビジョンの策定

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
（４）下水道の整備 公共下水道計画区域の見直しを図るとともに、下水道事業認可区域の早期整備を推進し、生活環境の改善や公共用水域の水質保全・向上を図ります。 また、下水道への接続の促進に努めます。 主な取組み ○公共下水道計画区域の見直し ○事業認可区域の整備 ○下水道への接続の促進	**（４）下水道の整備** 公共下水道計画区域の見直しを図るとともに、下水道事業認可区域の早期整備を推進し、生活環境の改善や公共用水域の水質保全・向上を図ります。 また、下水道への接続の促進に努めます。 主な取組み ○公共下水道計画区域の見直し ○事業認可区域の整備 ○下水道への接続の促進
（５）合流式下水道の改善 久喜駅周辺の市街地 114.9ha は、汚水と雨水を同時に排水する合流式下水道区域です。 この合流式下水道区域では、雨水についても浄化処理されることから、雨水処理費用の軽減を図るため、総合的な改善計画を策定します。 主な取組み ○総合的な改善計画の策定	**（５）合流式下水道の改善** 合流式下水道は、久喜駅周辺の市街地 114.9ha における下水道の方式です。汚水と雨水を同時に排水することから、降雨時に公共用水域の水質に影響を及ぼすため、総合的な改善計画を策定します。また、緊急改善計画による雨水貯留槽を整備します。 主な取組み ○総合的な改善計画の策定 ○雨水貯留槽の整備
（６）施設維持管理の充実 下水道管破損箇所の修繕や老朽管の布設替えを推進することにより、良好な生活環境及び汚水排水有収率の向上を図ります。 さらに、汚水を正常に終末処理場まで送水するため、汚水中継ポンプ場の老朽化した設備機器等の修繕及び改修等を推進します。 農業集落排水処理施設についても同様に、老朽化した設備機器等の修繕及び改修等を推進します。 主な取組み ○計画的な維持管理体制の充実 ○農業集落排水施設の維持管理の充実（再掲）	**（６）施設維持管理の充実** 下水道管破損箇所の修繕や老朽管の布設替えを推進することにより、良好な生活環境及び汚水排水有収率の向上を図ります。 さらに、汚水を正常に終末処理場まで送水するため、汚水中継ポンプ場の老朽化した設備機器等の修繕及び改修等を推進します。 農業集落排水処理施設についても同様に、老朽化した設備機器等の修繕及び改修等を推進します。 主な取組み ○計画的な維持管理体制の充実 ○農業集落排水施設の維持管理の充実（再掲）

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
（7）持続可能な事業運営の推進 下水道事業については、運営コストの削減などを図りながら、事業財源の確保及び使用料の適正化を図るとともに、下水道事業中期経営計画に基づき、より安定的な事業運営の実現に努めます。 主な取組み ○安定的な下水道事業運営 ○下水道事業等中期経営計画（経営戦略）による事業推進	**（７）持続可能な事業運営の推進** 下水道事業については、運営コストの削減などを図りながら、事業財源の確保及び使用料の適　　正化を図るとともに、下水道事業中期経営計画に基づき、より安定的な事業運営の実現に努めます。 主な取組み ○安定的な下水道事業運営 ○下水道事業中期経営計画の推進
（8）合併処理浄化槽の普及と管理 合併処理浄化槽の設置促進は、下水道整備計画区域以外の公共用水域の水質保全に寄与するものであることから、生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽への転換の普及に努めます。 また、排水水質の適正な維持管理が行われるよう啓発、指導を図ります。 主な取組み ○合併処理浄化槽の設置促進（再掲） ○浄化槽の適正な維持管理の啓発及び指導	**（8）合併処理浄化槽の普及と管理** 合併処理浄化槽の設置促進は、下水道整備計画区域以外の公共用水域の水質保全に寄与するものであることから、生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽への転換の普及に努めます。 また、排水水質の適正な維持管理が行われるよう啓発、指導を図ります。 主な取組み ○合併処理浄化槽の設置促進（再掲） ○浄化槽の適正な維持管理の啓発及び指導

新　（後期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
有収率（給水する水量と料金として収入のあった水量との比率）	%	91.8	93.6	
配水管における石綿管の残存距離	km	5.7	0.0	
下水道普及率	%	69.0	70.7	
水洗化率	%	94.4	94.5	
浄化槽法定検査の実施率	%	8.6	30.4	

協働の指針

○水は限りのある資源であることを認識し、節水に努めます。
○下水道への接続に努め、正しい利用を心がけます。
○合併処理浄化槽への転換に努めます。
○浄化槽関係法令を遵守し、浄化槽の適正な維持管理を行います。

旧　（前期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
有収率（給水する水量と料金として収入のあった水量との比率）	%	90.7	92.9	93.6	
配水管における石綿管の残存距離	km	13.3	5.9	0.0	
下水道普及率	%	68.5	69.7	70.7	
水洗化率	%	93.6	94.0	94.5	
浄化槽法定検査の実施率	%	2.9	7.3	30.4	

協働の指針

○水は限りのある資源であることを認識し、節水に努めます。
○下水道への接続に努め、正しい利用を心がけます。
○浄化槽を使用している場合は、浄化槽の適切な維持管理を行います。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
５　治水対策の充実 **施策の現状** 各地で風水害、土砂災害など多くの被害が発生し、本市においても、大雨時に河川の氾濫の危険性があるとともに、市街地の低い箇所などに雨水が溜まることも起きています。 本市においては、堤防の決壊による大規模な水害は昭和 22 年以降は発生していませんが、大雨時における河川の増水による浸水被害は発生しています。 河川整備については、関係管理機関に整備・改修を要請するとともに、市街地の排水については、迅速な排水対策を順次進めています。 **施策の課題** 洪水や浸水等から市民の生命財産を守るための治水対策は、今後も着実に進めていく必要があるとともに、景観や自然環境を保全しつつ整備を進めていくことが求められています。 また、災害時要援護者等の周知や、市民の防災意識の醸成が必要です。 調整池や排水施設等の既存施設については、適切な維持管理による機能確保が求められています。 **施策の目的** 大雨のときも安心して暮らせるよう、治水のための施設整備や水防情報の適切な提供など総合的な治水対策を進めます。 **施策の内容** **（1）利根川堤防の強化促進** 利根川の洪水や浸水等から市民の生命財産を守るため、首都圏氾濫区域堤防強化対策事業を促進します。 主な取組み ○首都圏氾濫区域堤防強化対策事業の促進 **（2）治水対策の推進** 浸水被害の解消により安心して暮らせる市民生活を築くため、関係市町との連携を図り、県管理の河川に対し、早期整備を県に強く要望していきます。 また、市管理の河川や水路等については、環境や生態系に配慮しながら、都市化の進展に伴う水害の防止に努めます。	**５　治水対策の充実** **施策の現状** 各地で風水害、土砂災害など多くの被害が発生し、本市においても、大雨時に河川の氾濫の危険性があるとともに、市街地の低い箇所などに雨水が溜まることも起きています。 河川整備については、関係管理機関に整備・改修を要請するとともに、市街地の排水については、迅速な排水対策を順次進めています。 **施策の課題** 洪水や浸水等から市民の生命財産を守るための治水対策は、今後も着実に進めていく必要があるとともに、景観や自然環境を保全しつつ整備を進めていくことが求められています。 併せて、今後は、災害時要援護者等への新たな情報提供のあり方や市民の防災意識の醸成を図るような方策の検討が必要です。 また、調整池や排水施設等の既存施設の適切な維持管理による機能確保が求められています。 **施策の目的** 大雨のときも安心して暮らせるよう、治水のための施設整備や水防情報の適切な提供など総合的な治水対策を進めます。 **施策の内容** **（1）利根川堤防の強化促進** 利根川の洪水や浸水等から市民の生命財産を守るため、首都圏氾濫区域堤防強化対策事業を促進します。 主な取組み ○首都圏氾濫区域堤防強化対策事業の促進 **（2）治水対策の推進** 浸水被害の解消により安心して暮らせる市民生活を築くため、関係市町との連携を図り、県管理の河川に対し、早期整備を県に強く要望していきます。 また、市管理の河川や水路等については、環境や生態系に配慮しながら、都市化の進展に伴う水害の防止に努めます。

新　（後期基本計画）

主な取組み
　○県管理河川の早期整備
　○市管理河川・水路等の維持管理

（3）市街地排水機能の向上

台風・集中豪雨などによる浸水被害を少なくするため、河川・水路の整備改修及び道路排水施設の整備に努めます。

また、排水施設等の改善・機能保持に努めます。

主な取組み
　○排水路整備
　○河川の浚渫工事
　○排水施設等の機能充実

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
浸水による通行止箇所の減少	箇所	26	25 以下	

協働の指針

○水路の清掃や良好な維持・管理に参加します。

旧　（前期基本計画）

主な取組み
　○県管理河川の早期整備
　○市管理河川・水路等の維持管理

（3）市街地排水機能の向上

台風・集中豪雨などによる浸水被害を少なくするため、河川・水路の整備改修及び道路排水施設の整備に努めます。

また、排水施設等の改善・機能保持に努めます。

主な取組み
　○排水路整備
　○河川の浚渫工事
　○排水施設等の機能充実

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
浸水による通行止箇所の減少	箇所	29	27 以下	25 以下	

協働の指針

○水路の清掃や良好な維持・管理に参加します。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
６　防災・消防体制の充実 **施策の現状** 東日本大震災や集中豪雨、台風などによる様々な災害の多発により、人々の災害に対する関心は高まっています。 本市では、地震や風水害などへの備えとして、地域防災計画を適宜改訂し、日頃から自主防災組織の育成、防災訓練の実施、防災知識普及のための活動、防災資機材の整備、災害用非常食等の備蓄、避難施設・避難路等の周知と整備、関係機関との各種災害応援協定の締結などに取り組んできました。 また、建築物耐震改修促進計画に基づき、災害に強いまちづくりを進めてきました。 消防については、加須市、久喜市、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町からなる埼玉東部消防組合が運営する常備消防と、非常備消防（消防団）が互いに連携しながら防火・防災に努めています。 **施策の課題** 災害が複雑多様化・大規模化しており、防災・減災等の体制づくりのためには、防災関係機関の災害対応力の向上、地域防災力の充実、災害に関する情報の迅速かつ的確な伝達と共有化、消防力の充実・強化などが必要となっています。 また、東日本大震災以降、地域防災計画を改訂し、同計画に基づいて多様な施策を実施してきました。建築物耐震改修促進計画を改定し、公共建築物については耐震診断・改修の取り組みを進めていますが、民間建築物の耐震化が課題となっています。今後は耐震化の重要性について市民意識を向上させる取り組みや、耐震改修の支援策の充実を図る必要があります。	**６　防災・消防体制の充実** **施策の現状** 東日本大震災や集中豪雨、台風などによる様々な災害の多発により、人々の災害に対する関心は高まっています。 本市では、地震や風水害による災害への備えとして、地域防災計画を策定し、日頃から自主防災組織の育成、防災訓練の実施、防災知識普及のための活動、防災資機材の整備、災害用非常食等の備蓄、避難施設・避難路等の周知と整備、関係機関との各種災害応援協定の締結などに取り組んできました。 また、建築物耐震改修促進計画を策定し、災害時要援護者の支援など災害に強いまちづくりを進めてきました。 さらに、常備消防と非常備消防（消防団）が互いに連携しながら防火・防災に努めています。 **施策の課題** 災害が複雑多様化・大規模化しており、防災・減災等の体制づくりのためには、防災関係機関の災害への対応力の向上、地域防災力の充実、災害に関する情報の迅速かつ的確な伝達と共有化、消防力の充実・強化などが必要となっています。 特に東日本大震災においては、広域的・長期的対応が必要となり、また、原子力災害も併発するなど、これまでの想定を超える事象が発生したため、この震災を契機に国・県の防災計画の見直しを踏まえ、市地域防災計画の見直しをはじめとした地域防災の総検証を行い、必要な対応を講じることが求められています。 また、防災上重要な建築物は、早急に耐震改修を行い、耐震性を確保する必要があるため、計画的な耐震化を行っていく必要があります。 公共建築物については、建築物耐震改修促進計画を定め、指定避難所を中心に耐震診断・改修の取り組みを進めていますが、民間建築物の耐震化は、まだ進んでいない状況もあり、耐震化の重要性について市民意識を向上させる取り組みや、耐震改修の支援策を充実することが必要となっています。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の目的 自然災害からの安全確保に向け、地域防災の体制強化に努め、豊かな自然を大切な財産とし、安心して暮らせる総合的な防災対策を推進します。 また、建築物の耐震化を進めて、被災時に防災上重要な建築物や救護施設が有効に機能するように努めるとともに、災害時被害の軽減や早期の復旧・復興が図られるように努めます。 **施策の内容** **（1）総合的な防災体制の確立** 国・県の防災計画等の見直しを踏まえ、市としてあるべき防災対策の姿を検討しながら、随時地域防災計画の改訂や班別行動マニュアルなどの見直しを行います。 また、関係機関との連携強化、業務従事者の技術の習得、市民の防災意識の向上を図るため、防災訓練の充実を図ります。 主な取組み ○防災訓練の充実 ○関係機関等との連携強化 ○防災体制の整備 ○自主防災組織の育成支援と強化 ○防災備蓄品の充実 （削除） **（2）危機管理体制の強化・充実** 武力攻撃事態や大規模テロなどの緊急対処事態などに備えて、市民の避難、避難市民の救援、災害への対処などの措置を実施するための体制を整備します。 主な取組み ○国民保護計画の推進	**施策の目的** 自然災害からの安全確保に向け、地域防災の体制強化に努め、豊かな自然を大切な財産とし、安心して暮らせる総合的な防災対策を推進します。 また、建築物の耐震化を進めて、被災時に防災上重要な建築物や救護施設が有効に機能するように努めるとともに、災害時被害の軽減や早期の復旧・復興が図られるように努めます。 **施策の内容** **（1）総合的な防災体制の確立** 国・県の防災計画の見直しを踏まえ、市としてあるべき防災対策の姿を検討しながら、それを実現するために地域防災計画の修正や初動・避難マニュアルなどの整備・見直しを進めます。 また、関係機関との連携強化、業務従事者の技術の習得、市民の防災意識の向上を図るため、防災訓練の充実を図ります。 主な取組み ○防災訓練の充実 ○関係機関等との連携強化 ○防災体制の整備 ○自主防災組織の育成支援と強化 ○防災備蓄品の充実 ○庁舎等の耐震化 **（2）危機管理体制の強化・充実** 武力攻撃事態や大規模テロなどの緊急対処事態などに備えて、市民の避難、避難市民の救援、災害への対処などの措置を実施するための体制を整備します。 主な取組み ○国民保護計画の推進

新　（後期基本計画）

（３）消防・水防体制の充実

市民や消防団、埼玉東部消防組合、利根川栗橋流域水防事務組合及び関係機関との協力体制を整備して、総合的な消防・水防体制の強化・充実を図ります。

また、市民や事業所等を対象とした火災予防指導や広報活動を推進します。

主な取組み
- ○埼玉東部消防組合、利根川栗橋流域水防事務組合及び関係機関等との連携強化
- ○消防団の充実

（４）救急・救助体制の充実

救急救命率の向上を図るため、埼玉東部消防組合との連携を強化し、救急業務の高度化を促進します。

また、市民や在勤者などを対象とした救命講習会の充実を促進します。

主な取組み
- ○埼玉東部消防組合との連携強化

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
自主防災組織の組織率	%	71.0	80.0	

協働の指針

- ○「自らの命は自らで守る」という「自助」の意識をもちます。
- ○「地域での人と人との助け合い」という「共助」の意識をもちます。
- ○平常時から家具の固定や非常持出品、備蓄品の準備などの防災対策をします。
- ○避難所、避難場所等の確認や地域等で行う防災訓練等に積極的に参加します。
- ○自主防災組織の結成などにより、地域の防災意識を高めます。
- ○顧客や従業員の安全確保、災害後の業務の早期再開に努めます。

旧　（前期基本計画）

（３）消防・水防体制の充実

市民や消防団、埼玉東部消防組合、利根川栗橋流域水防事務組合及び関係機関との協力体制を整備して、総合的な消防・水防体制の強化・充実を図ります。

また、市民や事業所等を対象とした火災予防指導や広報活動を推進します。

主な取組み
- ○埼玉東部消防組合、利根川栗橋流域水防事務組合及び関係機関等との連携強化
- ○消防団の充実

（４）救急・救助体制の充実

救急救命率の向上を図るため、埼玉東部消防組合との連携を強化し、救急業務の高度化を促進します。

また、市民や在勤者などを対象とした救命講習会の充実を促進します。

主な取組み
- ○埼玉東部消防組合との連携強化

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
自主防災組織の組織率	%	48.6	65.0	80.0	

協働の指針

- ○「自らの命は自らで守る」という「自助」の意識をもちます。
- ○「地域での人と人との助け合い」という「共助」の意識をもちます。
- ○平常時から家具の固定や非常持出品、備蓄品の準備などの防災対策をします。
- ○避難所、避難場所等の確認や地域等で行う防災訓練等に積極的に参加します。
- ○自主防災組織の結成などにより、地域の防災意識を高めます。
- ○顧客や従業員の安全確保、災害後の業務の早期再開に努めます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
７　防犯体制の強化 **施策の現状** 犯罪発生件数は全国的には減少傾向となっていますが、子どもが被害者になる凶悪犯罪やインターネットを利用した犯罪、振り込め詐欺など、犯罪の内容は少しずつ変化しています。 本市では、「防犯のまちづくり推進条例」に基づき、防犯意識の高揚と地域の防犯体制の確立を図りながら、防犯のまちづくりを進めてきました。その結果、市内の刑法犯認知件数は平成 23 年の 2,101 件から、平成 27 年には 1,518 件と大幅に減少しています。 一方、市民が行っている防犯対策としては、各自治会や団体等によって組織される自主防犯団体や地域防犯推進委員による防犯パトロールなどの活動が行われています。 なお、防犯灯のＬＥＤ化は平成 28 年度に完了しています。 **施策の課題** 刑法犯認知件数については減少傾向にあるものの、近隣意識の希薄化からコミュニティ機能の低下や核家族化等による社会環境の変化によって、地域の犯罪防止機能が低下してきていることが課題となっています。 そのため、今後も、関係機関・団体との連携により、地域の防犯・地域安全体制の強化や市民の防犯意識の高揚を図っていく必要があります。 **施策の目的** 地域防犯体制の充実を図り、地域が安全で、市民が安心して暮らすことのできる、犯罪のない環境づくりを進めます。 **施策の内容** **（1）防犯推進体制の充実** 久喜地方防犯協会及び幸手地区防犯協会や警察署などの関係機関との連携により、犯罪の未然防止施策を推進し、防犯意識の高揚を図るため、防犯推進大会による啓発活動とともに、年末年始特別警戒及び地域安全活動推進週間にあわせた街頭啓発活動を推進します。 また、こどもレディース 110 番の家の拡充を図ります。 主な取組み ○関係機関等との連携強化 ○防犯意識の啓発活動 ○こどもレディース 110 番の家の拡充	**７　防犯体制の強化** **施策の現状** 全国的には、凶悪な犯罪や若年層の犯罪が起きており、だれもが犯罪の被害者になりうる可能性は増加しつつあります。また、子どもが被害者になる凶悪犯罪やインターネットを利用した犯罪、振り込め詐欺の増加など、犯罪からの安全性の確保が市民の関心事となっています。 本市では、これまで、防犯については、防犯のまちづくり推進条例に基づき、防犯意識の高揚と地域の防犯体制の確立を図りながら、防犯のまちづくりを進めてきました。 一方、市民が行っている防犯対策としては、各自治会や団体等によって組織される自主防犯団体や地域防犯推進委員による防犯パトロールなどの活動が行われています。 **施策の課題** 近隣意識の希薄化から、コミュニティ機能の低下や核家族化等による社会環境の変化によって、地域の犯罪防止機能が低下してきていることから、今後も、関係機関・団体との連携により、地域の防犯・地域安全体制の強化や防犯意識の高揚を図っていく必要があります。 **施策の目的** 地域防犯体制の充実を図り、地域が安全で、市民が安心して暮らすことのできる、犯罪のない環境づくりを進めます。 **施策の内容** **（1）防犯推進体制の充実** 久喜地方防犯協会及び幸手地区防犯協会や警察署などの関係機関との連携により、犯罪の未然防止施策を推進し、防犯意識の高揚を図るため、防犯推進大会による啓発活動とともに、年末年始特別警戒及び地域安全活動推進週間にあわせた街頭啓発活動を推進します。 また、こどもレディース 110 番の家の拡充を図ります。 主な取組み ○関係機関等との連携強化 ○防犯意識の啓発活動 ○こどもレディース 110 番の家の拡充

新　（後期基本計画）

（2）犯罪が起きにくい環境整備

防犯灯の設置と維持管理体制の確立により犯罪が起きにくい環境の整備に努めます。

主な取組み
○防犯灯の設置の推進

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
防犯灯の設置基数	基	9,784	10, 110	
刑法犯認知件数	件	1,518	2, 101 以下	
こどもレディース 110 番の家相談員数(1 戸あたり 1 人)	人	1,065	1, 149 以上	

協働の指針

○自分自身及び家族の安全は自分で守るという意識をもって日常生活を送ります。
○自主的に防犯・地域安全活動へ参加します。
○犯罪被害者問題に対する理解や認識を高め、支援施策に協力します。

旧　（前期基本計画）

（2）犯罪が起きにくい環境整備

防犯灯の設置と維持管理体制の確立により犯罪が起きにくい環境の整備に努めます。

主な取組み
○防犯灯の設置の推進

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度（現状値）	平成 29 年度（中間目標値）	平成 34 年度（目標値）	備考
防犯灯の設置基数	基	9, 359	9, 730	10, 110	
刑法犯認知件数	件	2, 101	2, 101 以下	2, 101 以下	
こどもレディース 110 番の家相談員数(1 戸あたり 1 人)	人	1, 149	1, 149 以上	1, 149 以上	

協働の指針

○自分自身及び家族の安全は自分で守るという意識をもって日常生活を送ります
○自主的な防犯・地域安全活動へ参加します。
○犯罪被害者問題に対する理解や認識を高め、支援施策に協力します。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
８　交通安全対策の充実 **施策の現状** 運転免許保有人口や世帯当たりの車両保有台数の増加等により交通事故の発生要因は増加傾向にあり、特に子どもや高齢者などの事故の増加が懸念されています。 本市の交通事故発生件数は、年により増減はあるものの、横ばい傾向となっています。交通安全対策については、関係機関と連携して、街頭での交通安全運動や交通安全教室を開催して、市民の交通安全意識を喚起するとともに、交通安全施設の整備・歩道の整備等を進めています。 **施策の課題** 交通事故の防止を図るため、危険箇所の点検や、ガードレール、道路反射鏡、信号機などの整備を引き続き実施していくことや、住宅地の幅員の狭い道路等歩道の設置が難しい箇所については、これらの道路での安全の確保が今後の課題となっています。 また、家庭、地域、職場での交通安全教育の継続実施もあわせて必要です。 **施策の目的** 啓発活動の推進により、市民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、地域との連携を図り、交通安全施設の整備による事故のない環境の確保を図ります。 **施策の内容** **（1）交通安全運動の推進** 関係機関との連携により、各種交通安全運動による街頭啓発活動を推進します。 また、高齢者や子どもを対象にした各種交通安全教室による交通安全思想普及の啓発活動を行います。 主な取組み ○交通安全計画の推進 ○交通安全思想の啓発活動	**８　交通安全対策の充実** **施策の現状** 運転免許保有人口や世帯当たりの車両保有台数増加等により交通事故の発生要因は増加傾向にあり、特に子どもや高齢者などの事故の増加が懸念されています。 また、飲酒運転による死亡事故が大きな社会問題として取り上げられており、その根絶が強く求められています。 本市では、これまで、関係機関と連携して、街頭での交通安全運動や交通安全教室を開催して、市民の交通安全意識の喚起を促すとともに、交通安全施設の整備・歩道の整備等を進めてきました。 **施策の課題** 交通事故の発生防止のため、家庭、地域、職場での交通安全教育の実践をはじめ交通安全キャンペーンの継続実施が必要です。 また、交通安全施設については、危険箇所の点検とともに、ガードレール、道路反射鏡、信号機などの必要な施設整備や、住宅街の幅員の狭い道路等歩道の設置が難しい箇所については、これらの道路での交通安全の確保が今後の課題となっています。 **施策の目的** 啓発活動の推進により、市民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、地域との連携を図り、交通安全施設の整備による事故のない環境の確保を図ります。 **施策の内容** **（1）交通安全運動の推進** 関係機関との連携により、各種交通安全運動による街頭啓発活動を推進します。 また、高齢者や子どもを対象にした各種交通安全教室による交通安全思想普及の啓発活動を行います。 主な取組み ○交通安全思想の啓発活動

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
（２）道路交通環境の整備 安全で快適な道路環境を維持するため、道路パトロールの強化や道路レスキューにより、不具合箇所及び危険箇所の早期発見に努め、補修・改修を行うとともに、道路標識、道路照明灯、防護柵等を計画的に整備し、危険防止に努めます。 また、交通規制等については、関係機関と連携を図り、交通の安全性と円滑化の向上に努めます。 主な取組み ○道路レスキュー事業（再掲） ○交通安全施設の整備 ○交通安全施設の適正な維持管理	**（２）道路交通環境の整備** 安全で快適な道路環境を維持するため、道路パトロールを強化し、不良箇所及び危険箇所の早期発見に努め、道路標識、道路照明灯、防護柵等を計画的に整備し、危険防止に努めます。 また、交通規制等については、関係機関と連携を図り、交通の安全性と円滑化の向上に努めます。 主な取組み ○交通安全施設の整備 ○交通安全施設の適正な維持管理
（３）放置自転車対策の推進 駅周辺の放置自転車対策を進めます。 主な取組み ○放置自転車対策	**（３）放置自転車対策の推進** 駅周辺の放置自転車対策を進めます。 主な取組み ○放置自転車対策
（４）交通事故被害者の救済 埼玉県市町村総合事務組合が運営する市町村交通災害共済制度への加入促進を図り、交通事故被害者の救済に努めます。 主な取組み ○市町村交通災害共済制度への加入促進	**（４）交通事故被害者の救済** 埼玉県市町村総合事務組合が運営する市町村交通災害共済制度への加入促進を図り、交通事故被害者の救済に努めます。 主な取組み ○市町村交通災害共済制度への加入促進

新　（後期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
交通事故発生件数	件	736	656	交通事故統計資料の人身事故件数
道路照明灯の設置基数	基	2,485	2, 430	
道路反射鏡設置基数	基	4.043	4, 220	
交通災害共済加入件数	件	16,064	30, 100	

協働の指針

○交通安全に対する意識を持ち、交通ルールの遵守と正しいマナーを実践します。

○地域の連帯意識を高め、交通事故を抑制する機能を高めます。

旧　（前期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
交通事故発生件数	件	772	695	656	交通事故統計資料の人身事故件数
道路照明灯の設置基数	基	2, 349	2, 390	2, 430	
道路反射鏡設置基数	基	3, 912	4, 000	4, 220	
交通災害共済加入件数	件	20, 212	30, 700	30, 100	

協働の指針

○交通安全に対する意識を持ち、交通ルールの遵守と正しいマナーを実践します。

○地域の連帯意識を高め、交通事故を抑制する機能を高めます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
大綱６　地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち **１　農業の振興** **施策の現状** 農業産出額は、長引く経済不況の影響等による農産物価格の低下などにより減少傾向にあります。一方、最近の消費者の農産物や食料品に対するニーズは多様化しており、これに的確に対応することが求められています。 また、生産者側の状況では、担い手の減少と高齢化の進行による農用地利用の低下や耕作放棄地の増加、肥料や資機材の高騰など極めて厳しい状況にあります。加えて、重要農産物の貿易交渉の結果も、現状ではどのような効果をもたらすのか不透明な状況です。 本市では、これまで、農業生産基盤や共同利用施設の設置など、各種農業振興施策を関係機関・団体と一体となって推進し、農業の近代化を進めるなど着実に成果を上げてきました。 平成２５年１２月には、農業の持続的な発展を図るため、「久喜市農業基本条例」を制定しました。また、平成２７年には「久喜市農業農村基本計画」を策定し、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。近年は、野菜、いちご、梨及び花き等を生産する都市近郊型農業の取り組みや、久喜市産農産物の PR など、ブランド化に向けた取り組みも進んでいます。 **施策の課題** 地域農業の中心となる意欲ある担い手が効率的かつ安定的な農業経営を展開するためには、生産性を高めるための農地の利用集積や農業生産基盤の整備が必要となっています。 地域農業の特色を生かしながら、良質なものをつくり、付加価値を付けて販売していくことを基本に、安全・安心で、消費者から選ばれる、品質が優れた農産物づくりを推進するとともに、それに取り組む意欲ある農業者の経営強化を図っていく必要があります。さらには、次代の担い手となる新規就農者の確保・育成にも取り組んでいく必要があります。 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用を極力控え、環境負荷軽減に配慮した環境保全型農業への取り組みを一層進めていく必要があります。 さらに、豊かな地域資源を活用した特色ある農産加工や直接販売等による６次産業化への取り組みを進めるとともに、観光農業等による農村と都市との交流を促進していく必要があります。	**大綱６　地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち** **１　農業の振興** **施策の現状** 農業産出額は、長引く経済不況の影響等による農産物価格の低下などにより減少傾向にあります。一方、最近の消費者の農産物や食料品に対するニーズは、安全・安心をはじめ、良食味、新鮮さ、機能性などますます多様化しており、それらに的確に対応することが求められています。 また、生産者側の状況では、担い手の減少と高齢化の進展による農用地利用の低下や耕作放棄地の増加、肥料や資機材の高騰など極めて厳しい状況にあります。加えて、重要農産物の貿易交渉の動向によってはわが国の農業に大きな影響を及ぼすことが予測されています。 本市では、これまで基幹産業である農業の発展を目指し、農業生産基盤や共同利用施設の設置など、各種農業振興施策を関係機関・団体と一体となって推進し、農業の近代化を進めるなど着実に成果をあげてきました。近年は、米、野菜、いちご、なし及び花き等を生産する都市近郊型農業の取り組みも進められています。 **施策の課題** 地域農業の中心となる意欲ある担い手が効率的かつ安定的な農業経営を展開するためには、生産性を高めるための農業生産基盤の整備が必要となっています。 また、地域の特色を生かしながら、良質なものをつくり、付加価値を付けて販売していくことを基本に、安全・安心で、消費者から選ばれる、品質が優れた農産物づくりを推進するとともに、それに取り組む意欲ある農業者の経営強化を図っていく必要があります。さらには、次代の担い手となる新規就農者の確保・育成にも取り組んでいく必要があります。 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用を極力控え、環境負荷軽減に配慮した環境保全型農業への取り組みを一層進めていく必要があります。 さらに、地域の特性を生かした農産物の生産はもとより、豊かな地域資源を活用した特色ある農産加工や直接販売等の新しい取り組みや、観光農業等による農村と都市との交流促進とともに、農村環境の保全に努めていく必要があります。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の目的 消費者が求める安全・安心で品質が優れた農産物づくりへの取り組みを進めるとともに、地産地消、地産外商を促進することによって、農業者の所得の向上を図ります。 また、農業者が意欲を持って経営に取り組める競争力のある農業の実現に向け、多面的な農業振興施策を総合的に推進し、持続可能な農業を目指します。 **施策の内容** **（1）土地改良事業の推進と優良農地の保全** 生産性の高い農業を確立するため土地改良事業を推進するとともに、地域の実情に応じた農業振興地域制度、農地制度の適正な運用による優良農地の保全を図ります。 主な取組み ○土地改良事業の推進 ○適正な農地制度の運用 **（2）多様な担い手の確保と育成** 農地の利用集積による効率的な利用を促進するため、後継者や新規就農者の育成、農業生産法人の設立を推進するとともに、農業生産の多くを女性が担っている現状を鑑み、女性の農業経営への参画を促進します。 主な取組み ○後継者・新規就農者・女性農業者等の育成 ○農業生産法人設立の支援 ○企業などの参入の推進	**施策の目的** 消費者が求める安全・安心で品質が優れた農産物づくりへの取り組みを進めるとともに、地産地消、地産外商を促進することによって、農業者の所得の向上を図ります。 また、農業者が意欲を持って経営に取り組める競争力のある農業の実現に向け、多面的な農業振興施策を総合的に推進し、持続可能な農業を目指します。 **施策の内容** **（1）土地改良事業の推進と優良農地の保全** 生産性の高い農業を確立するため土地改良事業を推進するとともに、地域の実情に応じた農業振興地域制度、農地制度の適正な運用による優良農地の保全を図ります。 主な取組み ○土地改良事業の推進 ○適正な農地制度の運用 **（2）多様な担い手の確保と育成** 農地の利用集積による効率的な利用を促進するため、後継者や新規就農者の育成、農業生産法人の設立を推進するとともに、農業生産の多くを女性が担っている現状を鑑み、女性の農業経営への参画を促進します。 また、農業者の労力軽減を図るため、農業ボランティア等を育成し、農家に派遣する仕組みを構築します。 主な取組み ○後継者・新規就農者・農業ボランティア等の育成 ○農業生産法人設立の推進

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
（３）地域特産物の振興とブランド化の推進 本市の特性である都市近郊型農業を生かし、特産物である梨・イチゴ等のブランド化を図るともに、久喜ブランドとして地域農産物を使用した特産品の開発促進を進めます。 主な取組み ○特産品（梨・イチゴ等）のブランド化 ○特産品の開発	**（３）地域特産物の振興とブランド化の推進** 本市の特性である都市近郊型農業を生かし、特産物である梨・イチゴ等のブランド化を図るともに、久喜ブランドとして地域農産物を使用した特産品の開発促進を進めます。 主な取組み ○特産品（梨・イチゴ等）のブランド化 ○特産品の開発
（４）流通体制の充実と地産地消、地産外商の促進 久喜市産農産物の消費拡大と地域内流通を高めるために流通体制の充実を図り地産地消、地産外商の推進に努めます。 また、生産・加工・流通（販売）の一体化や農業と第２次産業、第３次産業とが結びついた６次産業化の推進を図ります。 主な取組み ○地産地消、地産外商の推進 ○6 次産業化の推進	**（４）流通体制の充実と地産地消、地産外商の促進** 久喜市産農産物の消費拡大と地域内流通を高めるために流通体制の充実を図り地産地消、地産外商の推進に努めます。 また、生産・加工・流通（販売）の一体化や農業と第２次産業、第３次産業とが結びついた６次産業化の推進を図ります。 主な取組み ○地産地消、地産外商の推進 ○6 次産業化の推進
（５）都市と農村との交流 市民の農業への関心と理解を深めるため、市民農園を活用した講座等の開催、農園利用者による自主事業促進等により、農業者と都市住民の交流を促進するとともに、都市近郊農業と交通網の優位性を生かした観光農業の推進に努めます。 主な取組み ○市民農園事業の充実 ○観光農業の推進	**（５）都市と農村との交流** 市民の農業への関心と理解を深めるため、市民農園を活用した講座等の開催、農園利用者による自主事業促進等により、農業者と都市住民の交流を促進するとともに、都市近郊農業と交通網の優位性を生かした観光農業の推進に努めます。 主な取組み ○市民農園事業の充実 ○観光農業の推進
（６）環境に配慮した農業の推進 安全・安心な農産物提供という消費者ニーズに的確に対応するため、有機栽培や減農薬減化学肥料栽培等の環境保全型農業を推進します。 主な取組み ○環境保全型農業の推進	**（６）環境に配慮した農業の推進** 安全・安心な農産物提供という消費者ニーズに的確に対応するため、有機栽培や減農薬減化学肥料栽培等の環境保全型農業を推進します。 主な取組み ○環境保全型農業の推進

新　（後期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
農業生産法人数	法人	4	9	
認定農業者数	人	159	151	

協働の指針

○農業に対する理解を深めるように努めます。
○生産者は、自ら生産基盤を強化し、安全で安心な農産物の生産に努めるとともに、消費者との積極的な交流に努めます。

旧　（前期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度（現状値）	平成 29 年度（中間目標値）	平成 34 年度（目標値）	備考
農業生産法人数	法人	3	6	9	
認定農業者数	人	130	146	151	

協働の指針

○農業に対する理解を深めるように努めます。
○生産者は、自ら生産基盤を強化し、安全で安心な農産物の生産に努めるとともに、消費者との積極的な交流に努めます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
２　工業の振興 **施策の現状** 企業誘致は、地域経済の活性化と雇用の場の確保を図るうえで有効な手段であり、より一層推進していく必要がありますが、国内では企業数も減少傾向となっています。そのため、自治体間での企業誘致環境は厳しさが増しています。 本市では、既存の久喜菖蒲工業団地、清久工業団地、鷲宮産業団地及び菖蒲北部地区のほか、埼玉県田園都市産業ゾーン基本方針を踏まえ、新たな産業拠点として菖蒲南部産業団地・清久工業団地周辺地区を整備しました。また、産業拠点である工業団地への企業立地の促進を図るため、企業誘致条例を制定し、企業を誘致しています。 **施策の課題** 今後の成長が期待されている環境・エネルギー・健康分野などの次世代産業関連企業や、雇用効果の高い企業を市内に集積していくためには、優良企業の誘致を目指していくことが必要です。 東北道の久喜インターチェンジ、圏央道の白岡菖蒲インターチェンジなど、本市の交通利便性を生かして、独自性の高い企業誘致活動を展開するとともに、市内に立地する企業の振興を図る必要があります。 **施策の目的** 市内の企業が持つ資源や、本市の優位性を十分に生かしながら、既存技術の高度化、新たな技術開発、付加価値の高い商品の開発、販路開拓を支援するとともに、21 世紀をリードする重点産業関連企業や雇用効果の高い企業が市内に立地・集積し、多様な就業の場が創出され地域経済が活性化するように努めます。	**２　工業の振興** **施策の現状** 企業誘致は、地域経済の活性化と雇用の場の確保を図るうえで有効な手段であり、より一層推進していく必要がありますが、国内外では工場の再編統合や海外への生産拠点の移設など、製造業系企業の誘致環境は厳しさを増しています。 一方、国の「新成長戦略」における「環境・エネルギー分野」をはじめとする成長産業分野の開拓など、企業誘致に大きな変化をもたらす動きもでてきています。 また、東日本大震災を契機として、電力の供給不安定による操業環境の悪化や地震に対するリスク分散の検討が加速化するなど、企業の立地は大幅な変革期に直面しています。 本市では、既存の久喜菖蒲工業団地、清久工業団地、鷲宮産業団地及び菖蒲北部地区のほか、埼玉県田園都市産業ゾーン基本方針を踏まえ、新たな産業拠点として菖蒲南部産業団地・清久工業団地周辺地区の形成を進めています。また、産業拠点である工業団地への企業立地の促進を図るため、企業誘致条例を制定し、進出企業の支援を行っています。 **施策の課題** このような状況の中、今後の成長が期待されている環境・エネルギー・健康分野などの次世代産業関連企業や、雇用効果の高い企業を市内に集積していくためには、他の地方自治体との誘致競争に勝ち抜き、優良企業の誘致を目指していくことが必要です。 従って、流通・工業団地整備の可能性が高い、東北道の久喜インターチェンジ、東北道と圏央道を結ぶ久喜白岡ジャンクション、圏央道の白岡菖蒲インターチェンジの立地特性を生かして、次世代産業関連企業や雇用効果の高い企業の立地に向け、積極的に企業誘致活動を展開するとともに、市内に立地する企業が安定的な操業ができるようにフォローアップ活動に努める必要があります。 **施策の目的** 市内の企業が持つ資源や、地域の資源・特性を生かしながら、既存技術の高度化、新たな技術開発、付加価値の高い商品の開発、販路開拓を支援するとともに、21 世紀をリードする重点産業関連企業や雇用効果の高い企業が市内に立地・集積し、多様な就業の場が創出され地域経済が　活性化するように努めます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の内容 **（1）企業の体質強化の促進** 県や商工会との連携のもと、経営相談・指導や経営診断等の経営基盤強化を促進するとともに、従来の融資制度の充実、国・県の融資制度や支援機関などの情報提供に努めます。 主な取組み ○経営基盤強化の促進 ○融資制度の充実 ○支援機関等の情報提供の推進 **（2）企業誘致の積極的推進** 地域経済の活性化や雇用促進を図るため、優良企業の誘致を推進するとともに、久喜市企業誘致条例に基づき、進出企業への優遇助成制度の充実を図ります。 主な取組み ○優良企業の誘致の促進 ○進出企業への優遇助成制度の充実 ○産業団地の整備 **（3）新産業創出等への誘導** 市内製造品を活用できる企業やリサイクル産業、物流などにおいて地域の産業との関わりや波及効果のある業種の立地誘導を検討します。 主な取組み ○各種成長産業の育成	**施策の内容** **（1）企業の体質強化の促進** 県や商工会との連携のもと、経営相談・指導や経営診断等の経営基盤強化を促進するとともに、従来の融資制度の充実、国・県の融資制度や支援機関などの情報提供に努めます。 主な取組み ○経営基盤強化の促進 ○融資制度の充実 ○支援機関等の情報提供の推進 **（2）企業誘致の積極的推進** 地域経済の活性化や雇用促進を図るため、優良企業の誘致を推進するとともに、久喜市企業誘致条例に基づき、進出企業への優遇助成制度の充実を図ります。 主な取組み ○優良企業の誘致の促進 ○進出企業への優遇助成制度の充実 **（3）新産業創出等への誘導** 市内製造品を活用できる企業やリサイクル産業、物流などにおいて地域の産業との関わりや波及効果のある業種の立地誘導を検討します。 主な取組み ○各種成長産業の育成

新　（後期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
企業誘致奨励金を交付した企業数	企業	16	14	
製造品出荷額	万円	39,910,061	44,432,000	
市内事業所の数	社	247	250	

協働の指針

○企業活動に理解を深め、地域における共存に努めます。
○起業化、新産業創出に取り組みます。
○健全な経営に努めます。
○環境に配慮して事業に努めます。

旧　（前期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
企業誘致奨励金を交付した企業数	企業	3	13	14	
製造品出荷額	万円	43, 905, 693	44, 213, 000	44,432,000	平成 23 年度（現状値）は、平成 22 年工業統計調査
市内事業所の数	社	239	250	250	平成 23 年度（現状値）は、平成 22 年工業統計調査

協働の指針

○企業活動に理解を深め、地域における共存に努めます。
○起業化、新産業創出に取り組みます。
○健全な経営に努めます。
○環境に配慮して事業に努めます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
３　商業の振興 **施策の現状** 近年の市場環境は、人口減少等による国内市場の縮小がもたらす売上減少、消費者志向の変化、ネットショップの普及などによる流通の多様化、安価な海外品の流入や取引のグローバル化など激しい競争環境にあります。 市内には、久喜駅、栗橋駅及び鷲宮駅等を中心とした既存商店街があることや幹線道路沿いに多くの大規模商業施設が進出し、市の顔として地域活性化に寄与しています。 市内各駅を中心とした市街地を活性化し、商店街の魅力を高めるため、商店街が取り組む各種事業に対し支援を行っています。 **施策の課題** 市場で消費者に選ばれる商品を開発・販売するため、市場の動向を把握、分析し、商業者へ情報を提供するとともに、自立する商業を促進する必要があります。 特に、牽引役となる商品のブランド化と情報発信、今後、伸長が期待できるインターネット取引や共同購入、カタログ販売を取り入れるなど、厳しさを増している商業環境と向き合って、商工会との連携のもと、商店個々の経営の近代化、サービスの向上等を促進していく必要があります。 **施策の目的** 販路が市内を中心に拡大し、売上増につながるよう、賑わいと活力あふれるまちづくりの一環として、商工会との連携のもと、魅力ある商業環境づくりを進めます。 **施策の内容** **（1）魅力ある商店街づくり** 商業の振興を図るため、商工会と連携するとともに、中小企業・小規模企業者の経営の近代化・安定化を促進するため、融資制度の充実に取り組みます。 また、地域の顔であり、生活に密着した魅力ある商店街づくりのために、商店街が取り組む各種事業を積極的に支援します。	**３　商業の振興** **施策の現状** 近年の市場環境は、人口減少等による国内市場の縮小がもたらす売上減少、消費者志向の変化、流通の多様化、安価な海外品の流入や取引のグローバル化など激しい競争環境にあります。 市内には、久喜駅、栗橋駅及び鷲宮駅等を中心とした既存商業地域及び幹線道路沿いに多くの大規模商業施設の出店が進められ、市の顔として地域活性化に寄与しています。 市内各駅を中心とした市街地を活性化し、商店街の魅力を高めるため、商店街が取り組む各種事業に対し支援を行っています。 **施策の課題** 市場で消費者に選ばれる商品を開発・販売するため、市場の動向を把握、分析し、事業者、生産者に結果を還元しながら、自立する商業を育成する必要があります。 また、牽引役となる商品のブランド化と情報発信、今後、伸長が期待できるインターネット取引や共同購入、カタログ販売を取り入れるなど、厳しさを増している商業環境を克服して、商工会との連携のもと、商店個々の経営の近代化、サービスの向上等を促進していく必要があります。 **施策の目的** 販路が市内を中心に拡大し、売上増につながるよう、賑わいと活力あふれるまちづくりの一環として、商工会との連携のもと、魅力ある商業環境づくりを進めます。 **施策の内容** **（1）魅力ある商店街づくり** 商業の振興を図るため、商工会と連携するとともに、中小企業者の経営の近代化・安定化を促進するため、融資制度の充実に取り組みます。 また、地域の顔であり、生活に密着した魅力ある商店街づくりのために、商店街が取り組む各種事業を積極的に支援します。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
主な取組み ○商工会との連携強化 ○中小企業経営の近代化・安定化の促進 ○地域の商店街への支援	主な取組み ○商工会との連携強化 ○中小企業経営の近代化・安定化の促進 ○地域の商店街への支援
（２）商店街の活性化 市内各駅周辺地域については、魅力的で利便性の高い商業拠点を形成するために、大型商業施設と個店・商店街との連携を図り、中心市街地における回遊性向上の実現に向けた取り組みを検討します。	**（２）商店街の活性化** 市内各駅周辺地域については、魅力的で利便性の高い商業拠点を形成するために、大型商業施設と個店・商店街との調和を図り、中心市街地における回遊性向上の実現に向けた取り組みを検討します。
主な取組み ○既存商店街と大型商業施設との新たな連携による取り組みの促進	主な取組み ○既存商店街と大型商業施設との新たな連携による取り組みの促進
（３）農業・商業・観光の連携 地元農産物や観光資源を活用した商品開発、特産品の販売など、農業・商業・観光との連携の取り組みを促進します。	**（３）農業・商業・観光の連携** 地元農産物や観光資源を活用した商品開発、特産品の販売など、農業・商業・観光との連携の取り組みを促進します。
主な取組み ○他分野との連携による取り組みの促進	主な取組み ○他分野との連携による取り組みの促進

新　（後期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
商工会加盟商店数	数	2,660	2,670 以上	
制度融資件数	件	0	7	
小売商業の商品販売額	万円	24,663,100	15,728,000	

協働の指針

○市内での消費に努めます。
○企業活動に理解を深め、地域における共存に努めます。
○健全な経営に努めます。

旧　（前期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度（現状値）	平成 29 年度（中間目標値）	平成 34 年度（目標値）	備考
商工会加盟商店数	数	2, 670	2, 670 以上	2, 670 以上	
制度融資件数	件	0	5	7	
小売商業の商品販売額	万円	13,676,947	15,044,000	15,728,000	

協働の指針

○市内での消費に努めます。
○企業活動に理解を深め、地域における共存に努めます。
○健全な経営に努めます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
４　観光の振興 **施策の現状** 近年の観光をとりまく状況としては、国全体における外国人観光客の増加や、2020 年に開催が予定されている東京オリンピック・パラリンピックなどにより、観光の活性化が期待されています。 本市は豊かな自然に恵まれ、提燈祭りをはじめ各地区の伝統的な祭りに、あやめ・ラベンダーのブルーフェスティバルやコスモスフェスタなどの催しや甘棠院、栗橋関所跡碑、静御前の墓、鷲宮神社など貴重な歴史遺産を多数有し、特産品も多く産するまちです。また、アニメなどの地域おこしとしてのサブカルチャーにおいても有名で、これまでもこうした観光・交流資源を活用し、観光協会や商工会とも連携して観光振興に取り組んできました。 さらに、観光マップ、観光ウォーキングマップを随時更新するなど、PR に努めます。 **施策の課題** 外国人観光客の増加や、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを踏まえた新たな観光ニーズを的確に判断し、「選ばれるまち」の実現を目指していく必要があります。 このため、花、祭りやサブカルチャー等の特徴ある地域資源を生かし、自然志向・健康志向の高まりやいやしを求めるニーズの増大、既存の観光・交流資源の整備充実が求められています。 また、既存の観光資源のネットワーク化や新たな観光資源の掘り起こしをはじめ、おもてなしの気持ちの充実した観光、通年型の観光地づくり、交流人口の増加に向けた多面的な取り組みを市、観光協会、商工会が一体となって進めていく必要があります。 近年、多くの観光客が映画やドラマのロケ地を訪れるケースが増えており、商工会等が実施するロケーションサービス事業と連携し、円滑に撮影できる環境を提供することに努め、さらなる撮影地の誘致に取り組む必要があります。 **施策の目的** 本市の歴史や風土、文化等各種観光資源が評価され、目的を持って本市に訪れる人が増え、交流人口の増加と地域活性化に資するとともに、国際化や健康志向、レクリエーションニーズに即す多面的な取り組みを推進します。 また、市内で数多くのドラマや映画の撮影等が行われており、商工会等と連携し全国や海外に情報発信されるように努めます。	**４　観光の振興** **施策の現状** 近年、国の観光立国推進基本計画の策定など、観光立国の実現による産業及び地域の活性化が期待されています。 本市は豊かな自然に恵まれ、提燈祭りをはじめ各地区の伝統的な祭りに、ブルーフェスティバルやコスモスフェスタなどの催しや甘棠院、栗橋関所跡、静御前の墓、鷲宮神社など貴重な歴史遺産を多数有し、特産品なども多く産するまちです。また、アニメなどの地域おこしとしてのサブカルチャーにおいても有名で、これまでもこうした観光・交流資源を活用し、観光協会や商工会とも連携して観光振興に取り組んできました。 さらに、合併後は観光マップの統合や観光ウォーキングマップの作成等、新市の一体的な PR の整備に取り組みました。 **施策の課題** 新たな観光ニーズを的確に判断し、「選ばれるまち」の実現を目指していく必要があります。 このため、花、祭りやサブカルチャー等の特徴ある地域資源を生かし、自然志向・健康志向の高まりやいやしを求めるニーズの増大、既存の観光・交流資源の整備充実が求められています。 また、既存の観光資源のネットワーク化や新たな観光資源の掘り起こしをはじめ、おもてなしの気持ちの充実した観光、通年型の観光地づくり、交流人口の増加に向けた多面的な取り組みを市、観光協会、商工会が一体となって進めていく必要があります。 さらに、近年、多くの観光客が映画やドラマのロケ地を訪れるケースが増えており、商工会等が実施するロケーションサービス事業をサポートし、円滑に撮影できる環境を提供することに努め、さらなる撮影地の誘致に取り組む必要があります。 **施策の目的** 本市の歴史や風土、文化等各種観光資源が評価され、目的を持って本市に訪れる人が増え、交流人口の増加と地域活性化に資するとともに、国際化や健康志向、レクリエーションニーズに即す多面的な取り組みを推進します。 また、市内で数多くのドラマや映画の撮影等が行われており、商工会等と連携し全国や海外に情報発信されるように努めます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の内容 **（1）観光資源の発掘・活用** 観光協会、商工会、商店街やコミュニティ団体等と協働し、花の観光資源の整備や保全、イベントの企画、支援を行います。 また、地域の人に愛される、観光資源の発掘・活用に努めます。 主な取組み ○既存観光資源を活用したイベントの開催 ○各種団体等との連携によるイベントの促進 **（2）PR 活動の強化** 市や観光関係団体のホームページの更新や充実を進めるとともに、外国や市内在住の外国人にも、本市の観光をわかりやすく発信し、観光 PR の国際化を図ります。 また、都市のブランド力を高め、地域の活性化を図るための「フィルムコミッション」の推進に努めます。 主な取組み ○観光関係団体等との連携強化 ○観光の情報提供 ○フィルムコミッションの推進 **（3）観光案内や特産品 PR の充実** 本市を訪れた方が満足頂けるように、案内板・標識の充実や観光ボランティアガイドの支援を行います。 また、市外のイベントに参加し、本市の特産品の PR や販売について関係団体と連携を図り実施します。 主な取組み ○観光関連マップの充実 ○観光ボランティアガイドの育成支援 ○あらゆる場面に応じた本市の PR 方法の推進	**施策の内容** **（1）観光資源の発掘・活用** 観光協会、商工会、商店街やコミュニティ団体等と協働し、花の観光資源の整備や保全、イベントの企画、支援を行います。 また、地域の人に愛される、観光資源の発掘・活用に努めます。 主な取組み ○既存観光資源を活用したイベントの開催 ○各種団体等との連携によるイベントの促進 **（2）PR 活動の強化** 市や観光関係団体のホームページの更新や充実を進めるとともに、外国や市内在住の外国人にも、本市の観光をわかりやすく発信し、観光 PR の国際化を図ります。 また、都市のブランド力を高め、地域の活性化を図るための「フィルムコミッション」の推進に努めます。 主な取組み ○観光関係団体等との連携強化 ○観光の情報提供 ○フィルムコミッションの推進 **（3）観光案内や特産品 PR の充実** 本市を訪れた方が満足頂けるように、案内板・標識の充実や観光ボランティアガイドの育成支援を行います。 また、市外のイベントに参加し、本市の特産品の PR や販売について関係団体と連携を図り実施します。 主な取組み ○観光関連マップの充実 ○観光ボランティアガイドの育成支援 ○あらゆる場面に応じた本市の PR 方法の推進

新　（後期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
観光イベント来場者数	人	945,000	1,000,000	
観光ホームページアクセス件数	件	40,779	55, 000	

協働の指針

○もてなしの心の醸成に努めます。
○一人ひとりが本市の自然や文化など観光資源を理解し、広く PR をしていきます。
○観光資源の保全や観光客への案内等、観光による市の活性化に協力します。

旧　（前期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
観光イベント来場者数	人	990, 000	1,000,000	1, 000, 000	
観光ホームページアクセス件数	件	41, 747	50, 000	55, 000	

協働の指針

○もてなしの心の醸成に努めます。
○一人ひとりが本市の自然や文化など観光資源を理解し、広く PR をしていきます。
○観光資源の保全や観光客への案内等、観光による市の活性化に協力します。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
５　勤労者福祉と就業支援の充実 **施策の現状** 経済状況の変化により、経営環境・消費動向の変化が進むとともに、生産年齢人口の減少、高齢化の進行など、地方における雇用環境は非常に厳しい状況にあります。 また、若年層の正社員比率は低下傾向が続いており、全体の約４割が非正規雇用となっているといわれています。若年層の正社員化を推進するためには、きめ細やかな相談対応が求められることから、本市では、国と市が共同で、久喜市ふるさとハローワークを設置し、各種雇用相談や情報提供を行い、若年層はもとより、市内求職者に対する支援を行っています。 さらに、正社員雇用の受け皿を確保するために、積極的に企業立地を推進しています。 **施策の課題** 現在、雇用者全体に占める非正規雇用労働者の割合が増加しており、その結果、安定的かつ十分な収入の確保が困難になっているのが実情です。 このため、各種産業振興施策を一体的に推進し、関係機関との連携のもと、雇用の場の確保に努めるとともに、雇用の安定と雇用機会の拡充を進めていく必要があります。 また、すべての勤労者が豊かに暮らすことができるよう、労働環境の充実等を働きかけていくとともに、勤労者福祉の充実を図ることが求められています。 **施策の目的** 市内における雇用機会の確保及び雇用の促進、勤労者福祉の充実に努めて、健康で快適に就業できる環境づくりに取り組みます。 また、女性が働きやすい環境を整え、企業誘致などにより新たな雇用の場を創出するなど、特に若者が働きやすい就業環境の整備に努めます。	**５　勤労者福祉と就業支援の充実** **施策の現状** 近年の原材料の値上がりや円高不況により、経営環境・消費動向の悪化が進むとともに、労働力人口の減少、高齢化の進展など、地方における雇用環境は非常に厳しい状況にあります。 また、若年層の正社員比率は低下傾向が続いており、約３分の１が非正規雇用となっているといわれています。若年層の正社員化を推進するためには、きめ細やかな相談対応が求められることから、本市では、国と市が共同で、久喜市ふるさとハローワークを設置し、各種雇用相談や情報提供を行い、若年層はもとより、市内求職者に対する支援を行っています。 さらに、正社員雇用の受け皿を確保するために、積極的に企業立地を推進しています。 **施策の課題** 円高や長期にわたる景気の低迷が産業に影響を及ぼしており、企業の海外移転も加速するなど雇用機会の確保が求められています。 このため、各種産業振興施策を一体的に推進し、既存事業所の支援などにより雇用の場の確保に努めるとともに、関係機関との連携のもと、雇用の安定と雇用機会の拡充を進めていく必要があります。 また、すべての勤労者が豊かに暮らすことができるよう、労働環境の充実等を働きかけていくとともに、勤労者福祉の充実を図ることが求められています。 **施策の目的** 市内における雇用機会の確保及び雇用の促進、勤労者福祉の充実に努めて、健康で快適に就業できる環境づくりに取り組みます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の内容 **（1）雇用機会の確保と地元就職の促進** 春日部地域雇用対策協議会による地域合同就職面接会を通じて、地元雇用の促進を支援するとともに、ハローワーク春日部、久喜市ふるさとハローワークなどの関係機関と連携し、さまざまな求職者に対応した就労支援に努めます。 また、高齢者や障がいのある人の雇用機会を増やすために、各種制度の普及、促進などの啓発に努めるとともに、働く女性をサポートする企業の支援を行います。 主な取組み ○関係機関との連携強化 ○地元雇用促進の支援 ○各種制度の普及、啓発 ○働く女性をサポートする企業の支援 **（2）勤労者福祉の充実** すべての勤労者が豊かに暮らすことができるよう、勤労者施設等の充実に努め、健康の増進や余暇活動の促進を図ります。 また、勤労者のための住宅資金貸付制度の充実を図るとともに、勤労者施策に係る情報提供に努めます。 主な取組み ○勤労者施設等の充実 ○勤労者施策の充実 ○勤労者施策の情報提供	**施策の内容** **（1）雇用機会の確保と地元就職の促進** 春日部地域雇用対策協議会による地域合同就職面接会を通じて、地元雇用の促進を支援するとともに、ハローワーク春日部、久喜市ふるさとハローワークなどの関係機関と連携し、さまざまな求職者に対応した就労支援に努めます。 また、高齢者や障がいのある人の雇用機会を増やすために、各種制度の普及、促進などの啓発に努めるとともに、働く女性をサポートする企業の支援を行います。 主な取組み ○関係機関との連携強化 ○地元雇用の促進 ○各種制度の普及 **（2）勤労者福祉の充実** すべての勤労者が豊かに暮らすことができるよう、勤労者施設等の充実に努め、健康の増進や余暇活動の促進を図ります。 また、勤労者のための住宅資金貸付制度の充実を図るとともに、勤労者施策に係る情報提供に努めます。 主な取組み ○勤労者施設等の充実 ○勤労者施策の充実 ○勤労者施策の情報提供

新　（後期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
就業者数	人	75,036	71,280	現状値は平成 22 年の国勢調査
久喜市ふるさとハローワークでの雇用相談における市内就職率	%	67.4	64. 2 以上	
久喜市ふるさとハローワークの雇用相談利用者数	人	9,454	14, 023 以上	

協働の指針

○ハローワークなどの研修等に参加し、職業能力の向上に努めます。
○安定した雇用機会の創出と高齢者層や障がい者、女性等の積極的な雇用を行います。

旧　（前期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
就業者数	人	75, 036	73, 160	71, 280	現状値は平成 22 年の国勢調査
久喜市ふるさとハローワークでの雇用相談における市内就職率	%	64. 2	64. 2 以上	64. 2 以上	
久喜市ふるさとハローワークの雇用相談利用者数	人	14, 023	14, 023 以上	14, 023 以上	

協働の指針

○ハローワークなどの研修等に参加し、職業能力の向上に努めます。
○安定した雇用機会の創出と高齢者層や障がい者、女性等の積極的な雇用を行います。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
６　消費生活の充実 **施策の現状** 近年の消費者取引に係る苦情相談の年齢別割合は、全国的には、65 歳以上の高齢者と 20 歳代の若年層の割合が高くなっています。 また、ICT の進展に伴うインターネットによる詐欺、高齢者などを狙った振り込め詐欺や家屋の点検・リフォーム商法等が増加しており、その内容も多様化・複雑化するなど消費生活をとりまく社会環境は大きく変化しています。 本市では、消費者の相談に速やかに対応できるよう、本庁舎で実施する消費生活相談に加え、各総合支所で実施する特設消費生活相談の充実を図っています。 さらに、広報紙やホームページ等による情報提供により、消費者保護対策を推進しています。 **施策の課題** 消費者の安全の確保、適切な商品選択の支援、必要な情報の確保、被害の救済などが受けられるように努め、「消費者の保護」とともに、「自立する消費者づくり」を目指す必要があります。 **施策の目的** 消費生活相談の実施や消費者保護に関する啓発活動を推進するとともに、消費生活関係団体の支援を進め、自立する消費者の育成に努めます。 **施策の内容** **（1）自立する消費者の育成・支援** 悪質商法や詐欺の手口、または商品事故に関する情報を定期的に広報やホームページでお知らせするとともに、チラシ、啓発品を配布し、市民への注意喚起を図ります。 また、消費生活講座を開催して、最近の相談事例を交えながら、消費者の自立や知識の習得を図ります。 主な取組み ○情報提供による注意喚起 ○消費生活講座の充実	**６　消費生活の充実** **施策の現状** 近年の消費者取引に係る苦情相談の年齢別割合は、全国的には、65 歳以上の高齢者の割合が増加しており、また、20 歳代の若年層の割合も大きくなっています。 また、ICT の進展に伴うインターネットによる詐欺、高齢者などを狙った振り込め詐欺や家屋の点検・リフォーム商法等が増加しており、その内容も多様化・複雑化するなど消費生活をとりまく社会環境は大きく変化しています。 本市では、消費者の相談に速やかに対応できるよう、回数と場所の拡大など消費生活相談の充実を図り、さらには、広報紙等を通じた情報提供などにより、消費者保護対策を推進しています。 **施策の課題** 消費者の安全の確保、適切な商品選択の支援、必要な情報の確保、被害の救済などが受けられる消費者の安全の確保、適切な商品選択の支援、必要な情報の確保、被害の救済などが受けられるように努め、「消費者の保護」とともに、「自立する消費者づくり」を目指す必要があります。 **施策の目的** 消費生活相談の実施や消費者保護に関する啓発活動を推進するとともに、消費生活関係団体の活動支援を進め、自立する消費者の育成に努めます。 **施策の内容** **（1）自立する消費者の育成・支援** 悪質商法や詐欺の手口、または商品事故に関する情報を定期的に広報でお知らせするとともに、チラシ等を発行し、市民への注意喚起を図ります。 また、消費生活講座を開催して、最近の相談事例を交えながら、消費者の自立や知識の習得を図ります。 主な取組み ○情報提供による注意喚起 ○消費生活講座の充実

新　（後期基本計画）

（２）消費生活相談の充実

複雑かつ多様化する消費者トラブルに対応するため、消費生活相談の充実に努めます。

主な取組み
　○消費生活相談の充実

（３）消費者団体の育成・支援

自立したかしこい消費者の育成を図るため、消費者団体の活動を支援します。

主な取組み
　○消費者団体への活動支援

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
消費者相談件数	件	415	505	
消費生活講座受講者数	人	25	60	

協働の指針

○常に消費生活情報などに注意し、確かな知識や判断力を養うように努めます。
○行政に対して、実態の情報を報告します。
○責任ある商品やサービスを提供します。
○適正な表示及び取引方法を実施します。

旧　（前期基本計画）

（２）消費生活相談の充実

複雑かつ多様化する消費者トラブルに対応するため、消費生活相談の充実に努めます。

主な取組み
　○消費生活相談の充実

（３）消費者団体の育成・支援

自立したかしこい消費者の育成を図るため、消費者団体の活動を支援します。

主な取組み
　○消費者団体への活動支援

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
消費者相談件数	件	431	475	505	
消費生活講座受講者数	人	30	50	60	

協働の指針

○常に消費生活情報などに注意し、確かな知識や判断力を養うように努めます。
○行政に対して、実態の情報を報告します。
○責任ある商品やサービスを提供します。
○適正な表示及び取引方法を実施します。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
大綱７　行財政を見直し、改革を進めるまち	**大綱７　行財政を見直し、改革を進めるまち**
１　行政改革の推進	**１　行政改革の推進**
施策の現状 地方分権が進展していく中、地方自治体は「自己決定と自己責任」のもと、権限と責任を拡大する取り組みが進められ、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを推進していくことが求められています。 また、少子高齢化の進展などによる社会環境の変化や、高度化・多様化する市民ニーズに適切かつ柔軟に対応していくためには、これまで以上に効率的・効果的な行政運営を行っていくことが必要です。 本市では、これまで久喜市行政改革大綱に基づき、選択と集中による市民の目の高さの市政の実現を目指して行政改革を進め、職員数の削減、税の滞納額の圧縮、市民サービスの向上などに努めてきました。 平成２９年度からは、第２次久喜市行政改革大綱に基づき、持続可能な行政運営の実現を目指して、さらなる行政改革を進めています。	**施策の現状** 地方分権が進展していく中、地方自治体は「自己決定と自己責任」のもと、権限と責任を拡大する取り組みが進められ、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを推進していくことが求められています。 地方分権時代に的確に対応するために、簡素で効率的な行政運営の実現を図るとともに、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに適切かつ柔軟に対応し、質の高い行政サービスを提供する必要があります。 これまでも簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指して、行政改革を推進し、事務事業全般にわたる見直しや職員の人材育成、市民サービスの向上などに努めてきました。
施策の課題 地方自治体を取り巻く社会環境は、少子高齢化の進展、環境問題、ICTの進展などに伴う、人々の価値観やライフスタイルの多様化により大きく変化しています。 また、今後さらなる少子高齢化が進むことが予想されるため、将来の人口減や減収を想定した上でのまちづくりを行う必要があります。 このような状況の中、地方自治体は、自主性・自立性をさらに高め、将来を見据えた堅実で持続可能な自治体経営を進めていくため、財政基盤の強化を図りながら、より効率的・効果的に行政サービスを提供していくことが必要となります。	**施策の課題** 地方自治体を取り巻く社会環境は、少子高齢化の進展、環境問題、ICTの進展などに伴う、人々の価値観やライフスタイルの多様化により大きく変化しています。 このような状況の中、地方自治体は、自主性・自立性をさらに高め、将来を見据えた堅実で持続可能な自治体経営を進めていくため、財政基盤の強化を図りながら、時代を捉えた　　行政サービスを提供していくことが必要となります。
施策の目的 市民とともに歩む持続的な自治体経営を進めていくため、今後の人口減、税収減も視野に入れながら、より効率的・効果的に行政サービスの提供ができる市政の実現を目指した行政改革を推進します。	**施策の目的** 市民とともに歩む持続的な自治体経営を進めていくため、　　市民の視点に立ったより質の高い行政サービスの提供ができる市政の実現を目指した行政改革を推進します。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
施策の内容 **（1）変化に対応した行政運営** 行政の関与の妥当性、事業の効率化など総合的な観点から精査し、市が真に担うべき事業を選択し、限られた財源をこれらに集中していく、事務事業の見直しに取り組みます。 また、変化に対応した組織・機構の再編を適宜行います。 さらに、定員適正化計画に基づく職員定員の管理及び給与の適正化を図ります。 主な取組み ○スクラップ・アンド・ビルドの推進 ○効率的な組織機構の構築 ○定員適正化計画の推進 ○給与等の適正化	**施策の内容** **（1）変化に対応した行政運営** 行政の関与の妥当性、事業の効率化など総合的な観点から精査し、市が真に担うべき事業を選択し、限られた財源をこれらに集中していく、事務事業の見直しに取り組みます。 また、変化に対応した組織・機構の再編を適宜行います。 さらに、定員適正化計画に基づく職員定員の管理及び給与の適正化を図ります。 主な取組み ○スクラップ・アンド・ビルドの推進 ○効率的な組織機構の構築 ○定員適正化計画の推進 ○給与等の適正化
（2）行政評価の推進 行政活動の成果について客観的な評価を行うことで、業務内容を見直し、行政サービスの向上を図り、「市民の視点に立った市政運営」を実現するため、行政評価システムを推進します。 主な取組み ○行政評価システムの推進	**（2）行政評価の推進** 市民の視点に立った簡素で効率的な行政運営を推進するため、行政改革の実施項目に限らず、関連する施策や事務事業について客観的に評価を行う行政評価システムを進めます。 主な取組み ○行政評価システムの活用
（3）人材育成の推進 人材育成基本方針に基づき、職場環境の充実やプロ意識の啓発、職員研修の充実等を進めるとともに、業績と能力に基づく人事評価制度の充実を図るなど、地方分権時代の担い手にふさわしい人材の育成を図ります。 主な取組み ○職員の資質向上 ○意識改革の促進 ○職員研修の充実 ○人事評価制度の充実	**（3）人材育成の推進** 人材育成基本方針に基づき、職場環境の充実やプロ意識の啓発、職員研修の充実等を進めるとともに、業績と能力に基づく新たな人事評価制度を導入するなど、地方分権時代の担い手にふさわしい人材の育成を図ります。 さらに、１市３町の合併に伴い、これまで、それぞれの市町で行ってきた特色のあるまちづくりを、新市として職員が一丸となって行政運営に取り組んでいく必要があることから、職員の一体感を醸成させるような職員研修を推進します。 主な取組み ○職員の資質向上 ○意識改革の促進 ○職員研修の充実 ○人事評価制度の導入

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
（4）電子市役所の推進 情報化の指針を定める情報化推進計画に基づき、電子市役所を推進するため、情報システムの活用により、事務の電子化を一層推進し、併せて行政サービスのオンライン化、保有するデータのオープンデータ化、事務処理の見直しを行い、行政の簡素化・効率化や市民サービスの向上を図ります。 また、ICT の進展に伴う新たな脅威から情報資産を保護するため、セキュリティ対策のさらなる強化を図ります。 主な取組み ○情報化推進計画の推進 ○行政の簡素化・効率化 ○情報セキュリティ対策の強化 ○オープンデータ化の推進	**（4）電子市役所の推進** 情報化の指針を定める情報化推進計画に基づき、電子市役所を推進するため、情報システムの活用により、事務の電子化を一層推進し、併せて行政サービスのオンライン化、事務処理の見直しを行い、行政の簡素化・効率化や市民サービスの向上を図ります。 また、ICT の進展に伴う新たな脅威から情報資産を保護するため、セキュリティ対策のさらなる強化を図ります。 主な取組み ○情報化推進計画の推進 ○行政の簡素化・効率化 ○情報セキュリティ対策の強化
（5）窓口サービスの向上 申請や届出などに関する事務処理の効率化や窓口の充実などを図り、窓口サービスの向上に努めるとともに、総合窓口エリア（ワンストップサービス）の充実に努めます。 主な取組み ○日曜開庁の推進 ○総合窓口エリア（ワンストップサービス）の充実 ○コンビニ交付サービスの推進	**（5）窓口サービスの向上** 申請や届出などに関する事務処理の効率化や窓口の充実などを図り、窓口サービスの向上に努めるとともに、総合窓口エリア（ワンストップサービス）の充実に努めます。 主な取組み ○日曜開庁の推進 ○総合窓口エリア（ワンストップサービス）の充実
（6）公共施設の見直し 公共施設の配置や各施設が担う役割等を考慮し、必要なサービスの水準を確保しながら、公の施設の管理運営に指定管理者制度を活用するとともに、老朽化が進む公共施設等の適正管理を長期的な視点で行う公共施設アセットマネジメントを推進します。 主な取組み ○指定管理者制度の活用 ○公共施設アセットマネジメントの推進	**（6）公共施設の見直し** 既存の公共施設の配置や各施設が担う役割等を考慮しながら、市民サービスの維持・向上に配慮しつつ、将来の人口減、税収減にも対応できるよう、指定管理者制度の導入を軸に公共施設の統廃合も含めた見直しの検討を行います。 主な取組み ○指定管理者制度の活用 ○重複した公共施設等の適正配置

新　（後期基本計画）

（7）公有財産の有効活用

土地等の公有財産については、計画的かつ効率的な利用を推進します。

主な取組み
○土地等の公有財産の計画的な利活用

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
市職員数	人	923	936 以下	
行政改革実施計画の達成率	%	89.5	100.0	
施策評価の成果指標の達成率	%	63.8	100.0	

協働の指針

○市の行財政改革への関心を持ち、その推移を見守ります。

旧　（前期基本計画）

（7）公有財産の有効活用

土地等の公有財産については、計画的かつ効率的な利用を推進します。

主な取組み
○土地等の公有財産の計画的な利活用

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
市職員数	人	976	936 以下	936 以下	
行政改革実施計画の達成率	%	-	100.0	100.0	
施策評価の成果指標の達成率	%	-	100.0	100.0	

協働の指針

○市の行財政改革への関心を持ち、その推移を見守ります。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
２　健全な財政運営の確立 **施策の現状** 本格的な地方分権時代は、自治体に対して、市民の参画・協働を進めながら自らの進むべき方向を自らが決定し、市民生活の向上に役立つ具体的な施策を実行していくことができる経営能力を強く求めています。 １市３町の合併に伴い、国からの財政支援や、人件費・事務経費等の歳出削減の効果が現れていますが、様々な財政指標から判断すると、未だ厳しい財政状況にあります。 国からの財政支援措置の中のひとつである、合併前の普通交付税の水準が全て保障される期間が平成 26 年度で終了し、毎年普通交付税額が減少していくことが見込まれています。さらに、厳しい財政状況になることが予想されることから、歳出における一層の効率化、歳入における財源の確保に努めています。 **施策の課題** 社会の成熟化に伴い、行政に対するニーズは多様化・高度化しており、また、人口減少に伴い、財政規模の縮小が予測されています。そのような中、前期基本計画期間において、財政調整基金の積み増しや、経常収支比率や実質公債費比率の低下などの一定の効果が出ています。 しかしながら、市の財政運営において、扶助費などの義務的経費が引き続き高い割合で推移していることや公共施設の老朽化対策経費などの将来的に負担が見込まれる経費も多いことから、これらに適切に対応し、財政の柔軟性を確保していくことが必要です。 **施策の目的** 市民の信頼感と安心感を確保するため、財政運営の効率化を進め、財政の健全化・安定化に努めます。 **施策の内容** **（1）健全な財政基盤の確保** 安定した財政運営のため、新たな自主財源確保に努めます。 さらに、受益と負担のあり方について見直し、その適正化に努めます。 加えて、一定程度の財政調整基金残高の確保に努めます。 また、市税収入の安定的な確保に努めます。	**２　健全な財政運営の確立** **施策の現状** 本格的な地方分権時代は、自治体に対して、市民の参画・協働を進めながら自らの進むべき方向を自らが決定し、市民生活の向上に役立つ具体的な施策を実行していくことができる経営能力を強く求めています。 １市３町の合併に伴い、国からの財政支援や、人件費・事務経費等の歳出削減の効果が表れていますが、様々な財政指標から判断すると、未だ厳しい財政状況にあります。 国からの財政支援措置の中のひとつである、合併前の普通交付税の水準が全て保障される期間の経過後（平成 27 年度から）は、さらに、厳しい財政状況になることが予想されることから、歳出における一層の効率化、歳入における財源の確保に努めています。 **施策の課題** 社会の成熟化に伴い、行政に対するニーズは多様化・高度化しています。また、長期にわたる景気の低迷により、国及び地方の財政状況は窮迫しており、厳しい財政運営を迫られることが見込まれることから、これらに適切に対応していくことが必要です。 **施策の目的** 市民の信頼感と安心感を確保するため、財政運営の効率化を進め、財政の健全化・安定化に努めます。 **施策の内容** **（1）健全な財政基盤の確保** 安定した財政運営のため、新たな自主財源確保に努めます。 さらに、受益と負担のあり方について見直し、その適正化に努めます。 加えて、一定程度の財政調整基金残高の確保に努めます。 また、市税収入の安定的な確保に努めます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
主な取組み ○自主財源の確保 ○受益者負担の適正化 ○財政調整基金の確保 ○市税収入の安定的な確保	主な取組み ○自主財源の確保 ○受益者負担の適正化 ○財政調整基金の確保 ○市税収入の安定的な確保
（２）効率的・効果的な財政運営の推進 行政改革を推進するとともに、予算編成方法の改善と予算編成過程及び財政状況等をわかりやすく公表します。 また、新たな市民ニーズに応えるため、行政評価を活用して事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを進め、行政評価と予算編成との連携を図ります。 さらに、民間活力を活用し公民連携を推進することで、市民サービスの向上と経費の削減を図ります。	**（２）効率的・効果的な財政運営の推進** 行政改革を推進するとともに、予算編成方法の改善と予算編成過程及び財政状況等をわかりやすく公表します。 また、新たな市民ニーズに応えるため、行政評価を活用して事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを進め、行政評価と予算編成との連携を図ります。 さらに、民間委託の推進とともに、既存委託内容の見直しを図ります。
主な取組み ○行政評価と予算編成との連携強化 ○公民連携の推進	主な取組み ○行政評価と予算編成との連携強化 ○民間委託の推進

新　（後期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 27 年度（現状値）	平成 34 年度（目標値）	備考
経常収支比率	%	90.2	埼玉県内市平均以下	
公債費負担比率	%	11.7	埼玉県内市平均以下	
実質公債費比率	%	8.3	埼玉県内市平均以下	
市税の滞納額	百万円	811	1,305 以下	
年度末財政調整基金残高	億円(%)	55（18.1）	標準財政規模の 10% 以上	

協働の指針

○市の財政運営に関心を持ちます。
○納税者の義務を果たします。
○団体運営について、補助金等を財源としている運営を見直し、自立運営に努めます。

旧　（前期基本計画）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
経常収支比率	%	92.2	87.7 以下	埼玉県内市平均以下	
公債費負担比率	%	15.6	12.7 以下	埼玉県内市平均以下	
実質公債費比率	%	10.9	7.9 以下	埼玉県内市平均以下	
市税の滞納額	百万円	1,501	1,305 以下	1,305 以下	
年度末財政調整基金残高	億円（%）	35（11.7）	標準財政規模の 10%以上	標準財政規模の 10% 以上	

協働の指針

○市の財政への関心を持ちます。
○納税者の義務を果たします。
○団体運営について、補助金等を財源としている運営を見直し、自立運営に努めます。

新　（後期基本計画）	旧　（前期基本計画）
３　地方分権・広域行政の推進 **施策の現状** 地方自治体を取り巻く環境は、地方分権の進展に伴い、自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政運営を行っていくことが求められています。 また、日常生活圏の拡大とともに人々のライフスタイルや価値観も多様化しており、住民に最も身近な市町村は、自主性・自立性の向上が求められています。 本市においては、これらの行政課題に対処するため、県からの権限移譲の推進を図り、行政サービスの向上に努めるとともに、広域的な推進が求められる行政課題等においては、県や周辺自治体との連携により取り組んでいます。 **施策の課題** 多様化する市民ニーズをはじめ、少子高齢化、情報化、国際化などを背景とした行政課題に的確に対応できる柔軟な行政運営体制の確立が求められています。 **施策の目的** 市民に信頼され、自主性・自立性をもった行政サービスの向上に努めます。 **施策の内容** **（1）地方分権の推進** 市民に身近なサービスが身近なところで行えるよう、権限移譲を積極的に受入れます。 主な取組み ○権限移譲事務の受入れ	**３　地方分権・広域行政の推進** **施策の現状** 地方自治体を取り巻く環境は、地方分権の進展に伴い、自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政運営を行っていくことが求められています。 また、日常生活圏の拡大とともに人々のライフスタイルや価値観も多様化しており、住民に最も身近な市町村は、自主性・自立性の向上が求められています。 本市においては、これらの行政課題に対処するため、県からの権限移譲の推進を図り、行政サービスの向上に努めるとともに、広域的な推進が求められる行政課題等においては、県や周辺自治体との連携により取り組んでいます。 **施策の課題** 多様化する市民ニーズをはじめ、少子高齢化、情報化、国際化などを背景とした行政課題に的確に対応できる柔軟な行政運営体制の確立が求められています。 **施策の目的** 市民に信頼され、自主性・自立性をもった行政サービスの向上に努めます。 **施策の内容** **（1）地方分権の推進** 市民に身近なサービスが身近なところで行えるよう、権限移譲を積極的に受入れます。 主な取組み ○権限移譲事務の受入れ

新　（後期基本計画）

（2）広域行政の推進

効率的で質の高い行政サービスを提供するため、周辺自治体と連携することにより、一部事務組合等による広域的な取り組みを推進します。

さらに、市民サービスの向上に資するよう、引き続き、周辺自治体と公共施設の相互利用を推進します。

主な取組み
- ○関係周辺自治体との連携強化
- ○近隣市町との公共施設の相互利用

（大綱１施策７　戦略的かつ効果的な広報・広聴活動の推進へ移動）

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成27年度（現状値）	平成34年度（目標値）	備考
県からの権限移譲事務数	事務	91	82以上	

協働の指針

○市の取り組みに関心を持ちます。

旧　（前期基本計画）

（2）広域行政の推進

効率的で質の高い行政サービスを提供するため、周辺自治体と連携することにより、一部事務組合等による広域的な取り組みを推進します。

さらに、市民サービスの向上に資するよう、引き続き、周辺自治体と公共施設の相互利用を推進します。

主な取組み
- ○関係周辺自治体との連携強化
- ○近隣市町との公共施設の相互利用

（3）シティプロモーションの推進

市の魅力を戦略的に広く発信することにより、市のイメージを向上させ、住んでみたい、訪れてみたいと思われるまちづくりを推進します。

主な取組み
- ○戦略的な情報発信の推進

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度（現状値）	平成29年度（中間目標値）	平成34年度（目標値）	備考
県からの権限移譲事務数	事務	82	82以上	82以上	

協働の指針

○市の取り組みに関心を持ちます。
○魅力あるまちづくりに取り組みます。